

569-142



1200501517604

569

142

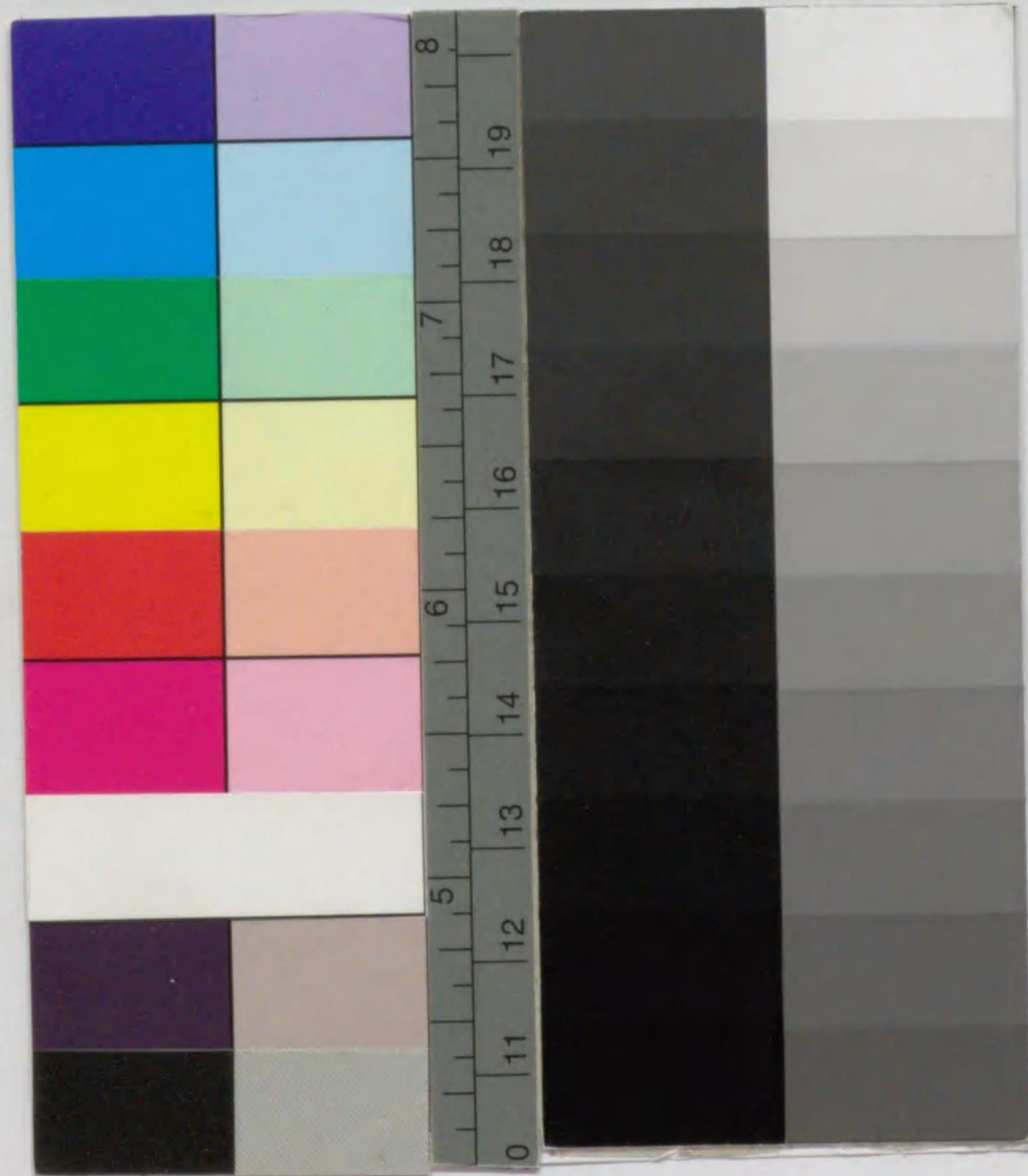
禁複写

改造文庫  
第二部 第九篇

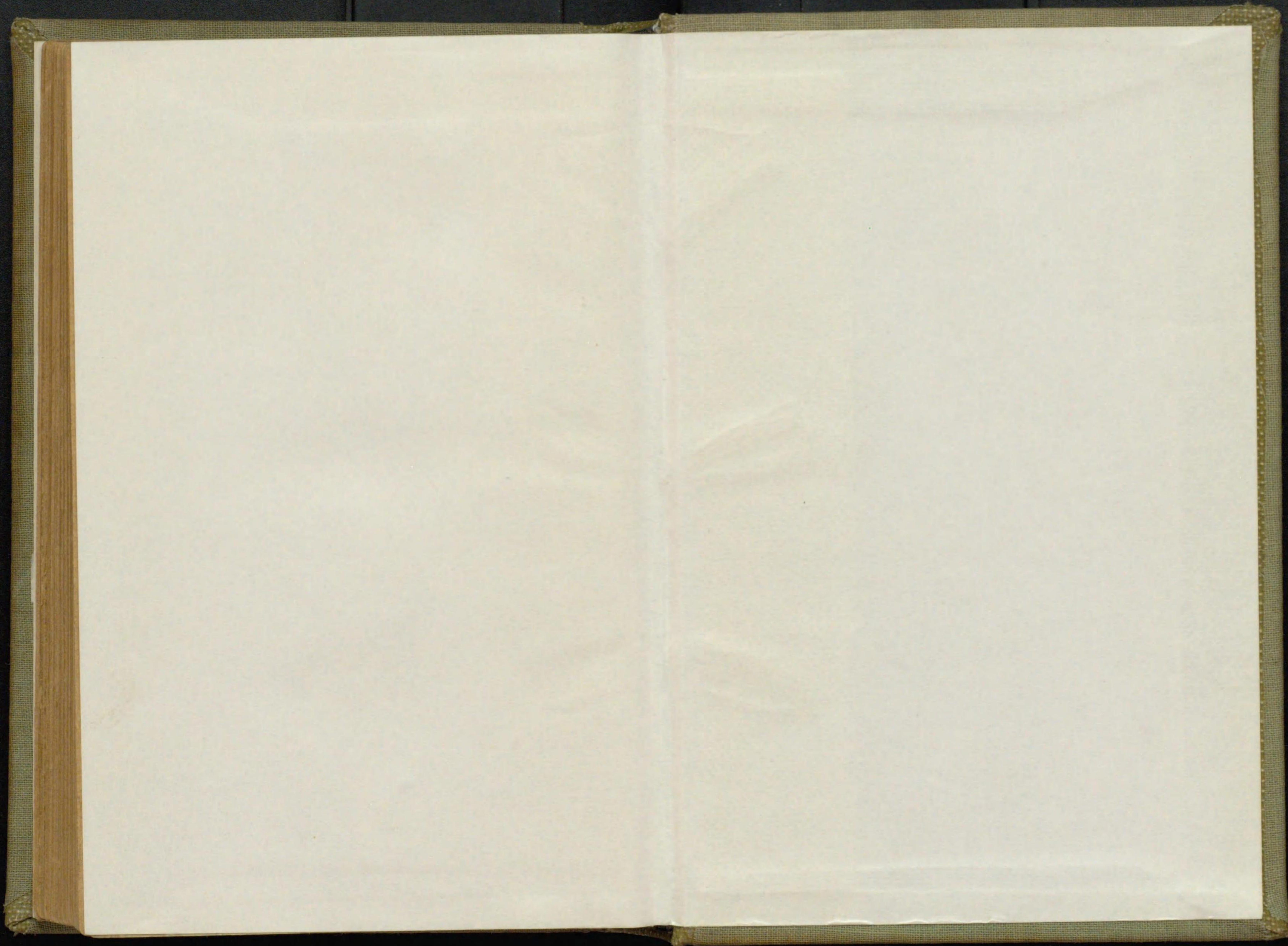
平家物語  
上卷

吉澤義則校訂

改造社出版





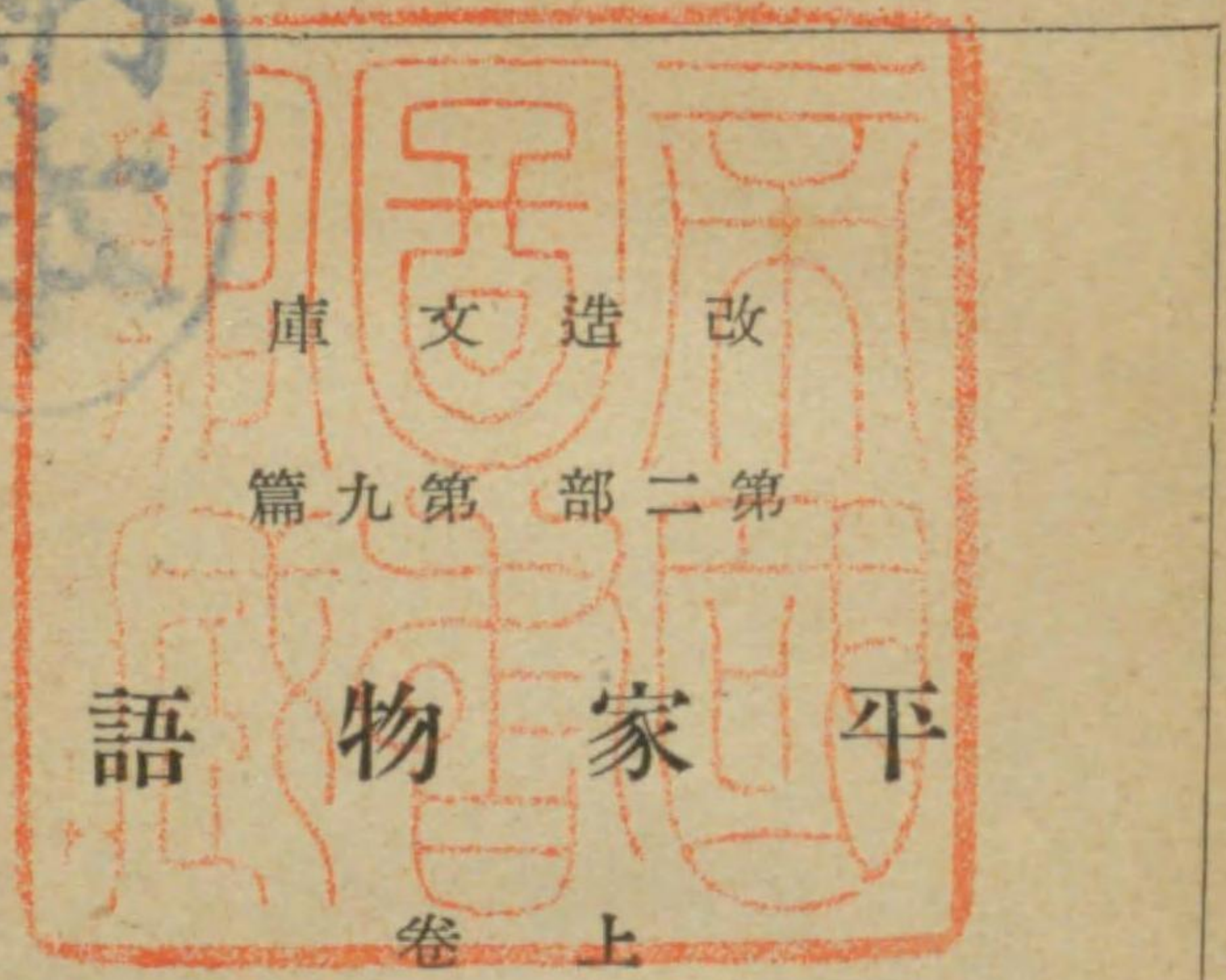




276



2R-8



改 造 文 庫  
第 二 部 第 九 篇

平 家 物 語  
上 卷

吉澤義則校訂





569-142

凡 例

一、本書は京都大學文學部研究室藏の平家物語寫本を底本とした。この寫本は美濃紙判冊子十  
二冊、行草平假名交りて一面九行。本文は節の分け方は下村時房本平家物語の本文に近い  
が本文には異同がかなりある。慶長時代の寫本と推定される。今所謂流布本系統の一善本  
と認めて此處に採用した。

二、本書は平家物語の一般流布を目的としてゐるので、流布本系統の本文をとつて前述寫本を  
用ひたが、本文の假名遣を改訂し、送り假名も確實にそれと分明なものは、これを改め、  
漢字を多く加へ、句讀點を附し、又節を分ち、總て讀み易いやうにした。

但し送假名を新たに加へた所は( )を附して、その事を示しておいた。例へば

「申(し)て」、「候(く)」、

等の場合原本は「申て」「候」とあることを意味する如きである。



又時に誤寫、脱文等と思はれる所は、時房本等を參酌して校訂した。但し校訂の場合には夫々其箇所に其由を註し、原本の姿をも知り得るやうにした。

尙(は原本にあつて不要の字、へ)は新たに加へたもの、例へば「出さ(ぬ)る程こそありけれ」

は原本「出さる程こそありけれ」とあるが、「出さぬ程こそありけれ」と正すべきことを意味する如きである。

編者識

### 平家物語解題

一

平家物語は鎌倉時代にあらはれた戦記文學の一つで、其題名の示す如く平家一門の華やかにも又悲痛な浮沈を描破した一大叙事詩である。

作者に就いては從來諸説があつて未だ確乎たる新案を得ない。徒然草に記された、信濃前司行長がこれを作り生佛といふ盲人に教へて語らしめたといふ説は、廣く知られてをり、又最も古い傳へとして信ずるに足る説と思はれるが、この行長其人についても、或は玉葉明月記等に見える前下野守行長といひ、或は小笠原左京大夫長清の子藤崎十郎行長とし、或は勘仲記建治元年の條に見える行長朝臣とする等諸説あつて、いづれも未だ信憑すべき説とは云へない。其他臥雲日件録には平大納言時忠事を録し悪七兵衛景清合戦の事を録しおけるを其後三位爲長拵拾してこれを集め玄惠法印剪裁して一書となす由が見え、醍醐雜抄には二十四卷本は葉室大納言時長が源光行の助力を得て書いたといひ、又十二卷本は吉田資經が書いたといふ説を擧げてゐる。



る。かくて作者に就ては確説は得られないがこれは一つにはこの物語が今日の形をとる迄に、多くの人の手によつて増訂改竄せられたによるものであるといふことを裏書するものでもある。従つて其著作年代に就いても、亦確説がない。菅茶山の「筆のすさび」に「……時代は鎌倉將軍藤原氏二代の中に作れるなるべし云々」とある以上には確かなことは云へない。

## 二

平家物語は其成立當初から琵琶に合せて語られたやうである。即平曲と云つて盲目の琵琶法師によつて語られたのであるが、其祖として知られてゐるのは前述徒然草に見える生佛であるが、平曲は鎌倉時代の末城一といふ名人が現れ其門弟如一と城元とに至つて二派に分れ、所謂一方流と八坂流とが生れたわけである。この琵琶法師の謠物であつたといふことは平家物語が次第に増訂改竄せられ、又今日見る如き夥多の異本を持つに至つた主要な原因であると思はれる。今其代表的のものを擧げると、

- 一、流布本 十二巻本で最も廣く流布せられてゐる。徳川時代の活字本版本は主として此系統のものである

二、長門本 長門國阿彌陀寺の藏本で二十巻、流布本に比し其分量も極めて多く流布本を増補したものと思はれる。

三、延慶本 一に根來本と云ひ、延慶二三年の頃紀州根來寺に於て書寫せられた本を更に應永二十六年の頃同寺で轉寫したもので、現在久原文庫に藏せられてゐる。

四、源平盛衰記 平家物語異本中最も大部のもので、流布本平家物語との間に其先後について學者間に種々説もあるが、平家物語を増補したものと推定して然るべきもののやうに思はれる。

其他、八坂本、如白本、鎌倉本等の異本群がある。

## 三

さて流布本平家物語は天承二年の得長壽院の供養以後建保元年建禮門院の崩御に至る凡そ九十年間の事變が取扱はれてゐるが、其詳しい所は治承元年の西光成親等の鹿谷の陰謀露顯から平家一族の西海没落迄の十年間程である。其中に表はれる主要人物は平清盛、源義仲、源義經であるが、既に冒頭の句に記されてゐる如く、榮えに榮え又嘗ては其威天下を壓した平家一門



の「春の夜の夢の如く」「風の前の塵」にも比すべきはかなき興亡の跡こそこの一卷の主題目であり、その意味に於ては、主人公を求むることは餘りに重要ではなく、寧ろ平安朝文化を繼承した平家のいはゞ情趣主義の貴族階級の文化が、意志主義實力主義の新興武士階級の文化に壓倒せられ滅びゆく哀歌として、そこに亡びゆくものの情感の悲哀と榮えゆくものの力の喜びとの對立が注意せられなくてはならない。従つてそこには彼の優雅と此れの豪健と彼れの纖細と此れの豪宕と、此の二者の交錯したところ自ら雄勁にして又情趣ゆたかな叙事文學が生み出されてゐるのである。しかも其れは其構成に於て自ら平家の榮華に没落との二大部分に分れて何等の混亂煩雜なく、又貫くに生者必滅の無常觀を以てして自ら統一されてゐる。更に此悲哀史の所々に鏤められた哀艷の香高き挿話の數々は愈此作に多様性を與へてゐるのである。

優艶な平安朝の平假名主體の文脈と雄健な武家時代の漢語主體の文脈との奇しき交錯は更に謠ひ物として幾度かの琢磨を経たとおぼしく朗々誦すべき文體を見せてゐる。

所謂戰記文學と云はれるものには、保元物語、平治物語、平家物語、太平記が其主要なものとして擧げられるのであるが、此平家一卷こそは其中にあつて、此優艶味と豪快味との混融に於て文學として最もすぐれたものと云はざるを得ないのである。否我國文學中有數の作品とし

て我國民から永久に忘却しさらされる事なき價值を持つ作品である。

編者識



平家物語上卷目次

卷第一……………三

    祇園精舎……………三

    殿上闇打……………三

    鱸……………二七

    禿童……………二九

    我身の榮花……………三〇

    二代后……………三三

    額打論……………三六

    清水炎上……………三八

    春宮立……………四〇



妓	王	四二
殿下	乗合	五五
鹿	谷	六〇
鵜川	の合戦	六五
願	立	六八
御	興振	七四
内裏	炎上	七七
卷第二		八一
座	主流	八一
一	行	八五
西光	が斬られ	九〇
小	教訓	九七
少將	乞請	一〇五

教	訓	一一二
烽	火	一一七
新大納言	被流	一二三
阿古	屋松	一二五
新大納言	死去	一二九
徳大寺	嚴島詣	一三三
山門	滅亡	一三七
善光寺	炎上	一四〇
康	頼祝	一四一
卒都	婆流	一四四
蘇	武	一四八
卷第三		一五二
許	文	一五二



卷第四

大臣流罪……………一九九

行隆沙汰……………二〇三

法皇被流……………二〇五

城南離宮……………二〇九

卷第四……………二一三

嚴島御幸……………二一三

付還御……………二一八

源氏揃……………二二六

鯉の沙汰……………二二八

信連……………二三四

競……………二四四

山門牒狀……………二四五

南都牒狀……………二四五

足摺……………一五五

御座の卷……………一五九

公卿揃……………一六三

大塔建立……………一六五

頼豪……………一六七

少將都遷……………一七〇

有王島下り……………一七五

僧都死去……………一七九

鷹……………一八四

醫師問答……………一八五

無文……………一八九

燈籠……………一九二

金渡……………一九三

法印問答……………一九四







付葵の前	三五一
小督	三四三
廻文	三五二
付飛脚到來	三五五
入道死去	三五七
付經島	三六二
慈心坊	三六四
祇園女御	三六九
州跨合戦	三七三
付喘咽聲	三七五
横田原合戦	三七七

——上卷終

平家物語 上卷



平家物語卷第一

祇園精舎

祇園精舎の鐘の聲諸行無常の響あり。沙羅雙樹の花の色盛者必衰の理を顯す。驕れる人も久

しからず、たゞ春の夜の夢の如し。猛き者も遂には滅びぬ、偏へに風の前の塵に同じ。遠く異朝をとぶらへば、秦の趙高、漢の王莽、梁の周伊、唐の祿山、これらは皆舊主先皇の政にもし

たがはず、たのしみを極め、諫をもおもひ入れず、天下の亂れん事を覺らずして、民間のうれふる所を知らざりしかば、久しからずして亡じにし者どもなり。近く本朝をうかがふに、承平の將門、天慶の純友、康和の義親、平治の信賴、これらは驕れることも猛き心も皆とりくにこそありしが、間近くは六波羅の入道前太政大臣平朝臣清盛公と申(し)し人の有様、傳へ承るこそ心も言葉も及ばれぬ。

その先祖を尋ねれば、桓武天皇第五の皇子一品式部卿葛原親王九代の後胤讚岐守正盛が孫刑



部卿忠盛朝臣の嫡男なり。彼の親王の御子高見王無官無位にして失せ給ひぬ。その御子高望王の時はじめて平の姓を賜つて上總介になり給ひしより、忽ちに王氏を出て人臣に連る。その子鎮守府將軍義茂後には國香と改む。國香より正盛に至るまで六代は諸國の受領たりしかども、殿上の仙籍をば未だゆるされず。

### 殿上闇打

しかるに忠盛備前守たりし時、鳥羽院の御願得長壽院を造進して、三十三間の御堂をたて、一千一體の御佛をすゑ奉らる。供養は天承元年三月十三日なり。勸賞には關國を賜ふべきよし仰せ下されける。折節但馬國のあきたりけるをぞ下されける。上皇尙御感の餘りに内の昇殿をゆるさる。忠盛卅六にてはじめて昇殿す。雲の上人これを嫉みいきどほり、同じき年の十一月二十三日五節豊明の節會の夜忠盛を闇打にせんとぞ擬せられける。忠盛この由を傳へ聞いて、「われ右筆の身にあらず、武勇の家に生れて、今不慮の恥にあはむこと家のため身のため、心うかるべし、詮ずる所、身を全うして、君に仕へ奉れといふ本文あり。」

とて、かねて用意を致す。參内の始より、大なる鞆巻を用意し、束帶の下にしどけなげにさ

し、火のほの暗き方に向つて、やはら此の刀を抜き出して鬚にひきあてられたりけるが、餘所よりは氷などのやうにぞ見えたりける。諸人目をすましけり。又忠盛の郎等、もとは一門たりし木工助平貞光が孫、進の三郎大夫家房が子に左兵衛尉家貞といふものあり。薄青の狩衣の下に萌黄匂の腹巻を着、弦袋つけたる太刀脇はさんで、殿上の小庭に畏つてぞ候ける。貫首以下あやしみをなして、

「うつば柱よりうち、鈴の綱の邊に、布衣の者の候は何者ぞ、狼籍なり、とう／＼罷出てよ。」と、六位をもつていはせられたりければ、家貞畏つて申しけるは、

「相傳の主備前守殿の今夜闇討にせられ給ふべき由承はつて、其ならんやうを見んとてかくて候なり。えこそ出でまじう候へ。」

とて又畏つてぞ候ける。これ等をよしなしと思はれけん、其夜の闇打なかりけり。

忠盛又御前の召に舞はれけるに人々拍子をかへて、

「伊勢へいしはすがめなりけり。」

とぞ囃されける。かけまくも忝くこの人々は柏原天皇の御末とは申(し)ながら中比は都の住居もうと／＼しく、地下にのみ振舞なつて伊勢國に住國ふか／＼りしかば、その國の器に言よ



せて伊勢平氏とぞはやされける。其上忠盛の目の眇すかまれたりける故にこそ斯様には囃はされけるなれ。忠盛何とすべきやうもなくして御遊も未だ終らざる前に密かに御前を罷出まかりらるとて、紫宸殿の御後にして傍かたへの人々の見られける所にて、主殿司を召して横よこたへさゝれたりける腰の刀をあつけ置きて出られける。家貞待ちうけ奉りて

「さていかゞ候つるやらん。」

と問ひ奉れば、かうとも云はまほしうは思はれけれども、云ひつる程ならばやがて殿上までも斬上きりあげらんずる者の面魂つらたましひにてある間

「別の事なし」

とぞ答へられける。

五節には「白薄様濃染紙の紙、巻あげの筆、巴書いたる筆の軸」などさまんか様に面白きことをのみこそ歌ひ舞はるゝに、中比太宰權帥季仲卿といふ人ありけり。餘りに色の黒かりければ皆人黒師とぞ申こくそしける。その人未だ藏人頭たりし時、御前の召に舞はれけるに人々拍子をくはへて

「あなくろくく黒き頭かな。いかなる人の漆塗りけん。」

とぞ囃はされける。

又花山院の前太政大臣忠雅公、未だ十歳なりし時父中納言忠宗卿に後おのれ給たまひてみなし子にておはせしを、故中御門藤中納言家成卿其時は未だ播磨守にておはしけるが聲に取て華かにもてなされければ、これも五節には、

「播磨米は木賊か、棕の葉か、人の綺羅を磨くは。」

とぞ囃はされける。

「上古にはか様に有しかども未だ事出で来ず。末代いかゞあらんずらん覺束なし。」  
とぞ人々さゝやきあはれける。

案のごとく五節果てにしかば、院中の公卿殿上人一同に訴へ申されけるは、

「それ雄劍を帯して公宴に列し、兵仗を賜て宮中を出入するはみな是格式の禮を守る綸命由ある先規也。然るを忠盛朝臣或は年來の郎従と號して布衣の兵を殿上の小庭に召し置き、或は腰の刀を横へ差いて節會の座に列る。兩條希代未だ聞かざる狼籍也。事既に重疊せり、罪科尤ものがれ難し。はやく殿上の御簡を削つて解官停任行はるべきか。」

と諸卿一同に訴へ申されければ、上皇大に驚かせ給たまひて忠盛を御前へ召して御尋あり。陳



じ申されけるは、

「先づ郎従小庭に伺候の由全く覺悟仕らず。但し近日人々相たくまるゝ旨子細あるかの間、年來の家人事を傳聞くかによつてその罪を助けんがために忠盛には知らせずして密かに參候の條力及ばざる次第なり。若し咎あるべくはかの身を召し進ずべきか、次に刀の事は主殿司に預け置候をはんぬ。召出して刀の實否に付て咎の左右あるべきか。」

と申す。上皇

「この儀尤然るべし。」

とて彼刀を召出て觀覽あるに、上は鞘卷の黒う塗つたりけるが中は木刀に銀薄をぞ押したりける。

「當座の耻辱をのがれんが爲に、刀を帶する由あらはずといへども、後日の訴訟を存知して、木刀を帶しける用意の程こそ神妙なれ。弓箭に携はらん程の者の謀には、尤もかうこそあらまほしけれ。兼ては又、郎従小庭に伺候の由、且は武士の郎等の習なり、忠盛が科にはあらず。」

とて却て觀感にあづかりし上は敢て罪科の沙汰はなかりけり。

鱸

その子供は皆諸衛佐になりて昇殿せしに、殿上の交を人嫌ふに及ばず。或時忠盛、備前國より遙と都へ上られたりけるを、鳥羽院御前へ召して、

「さて明石浦はいかに。」

と仰せければ、忠盛畏つて、

有明の月もあかしの浦風に 浪ばかりこそよると見えしか

と申されたりければ、斜ならずに御感あつて、やがて此歌をば金葉集にぞ入(れ)られける。

忠盛又仙洞に最愛の女房を持つて通はれけるが、或夜おはしたりけるに、この女房の局に、つまに月出したる扇をとり忘れて去られたりければ、傍の女房達、

「是はいづくよりの月影ぞや、出所おぼつかなし。」

など笑ひ合ひければ、かの女房

雲るよりたゞもりきたる月なれば おぼろげにてはいはじとぞ思ふ

と詠みたりければ、いとゞ淺からずぞ思はれける。薩摩守忠度の母これなり。似るを友とか



やの風情にて、忠盛のすいたりければかの女房も優なりけり。  
かくて忠盛刑部卿になつて、仁平三年正月十五日歳五十八にて亡せ給ひしかば、清盛嫡男たるによつて、その跡を繼ぐ。

保元元年七月に宇治の左府世を亂り給ひし時、安藝守とて御方にて勳功ありしかば、播磨守に遷つて同三年太宰の大貳になる。次に平治元年十二月信賴義朝が謀叛の時も御方にて賊徒を討ち平げたりしかば、勳功一つにあらざ恩賞これ重かるべしとて、次の年正三位に叙せられ、打つゞき宰相、衛府督、檢非違使の別當、中納言、大納言に上つて、あまつさへ丞相の位に至り左右を経ずして内大臣より太政大臣從一位に至る。大將にはあらざれど、兵仗を賜つて隨身を召し具す。牛車輦車の宣旨を蒙りて乗りながら宮中に入出す。偏に執政の臣の如し。太政大臣一人に師範して四海に儀刑せり。國を治め道を論じ、陰陽を和げ治む。其人にあらざれば則闕けよ」といへり。されば則闕の官とも名付られたり。其人ならでは瀆すまじき官なれども、入道相國一天四海を掌の中に握給ひし上は子細に及ばず。

抑平家かやうに繁昌せられける事を如何にといふに、ひとへに熊野權限の御利生とぞ聞えし。故は、清盛公その時はいまだ安藝守たりし時、伊勢國阿野津より舟にて熊野へ參られけるに、

大なる鱸の舟へ躍り入りたりけるを先達申(し)けるは、

「是はめでたき御事哉、まゐるべし。」

と申(し)ければ、入道相國さしも十戒をたもつて精進潔齋の道なれども、

「昔周の武王の舟にこそ白魚は躍り入たなれ。」

とて、調味して我身食ひ、家子郎等どもにも食せらる。その故にや、下向の後打續き吉事のみ多かりけり。我身太政大臣に至り子孫の官も龍の雲に昇るよりは猶速かなり。九代の先蹤を越え給ふこそ目出度けれ。

### 禿童

かくて清盛仁安三年十一月十一日年五十一にて病に侵され、存命の爲にとて、忽ち出家入道す。法名は淨海とこそ付き給へ。その故にや宿病たち所に癒えて天命を全うす。出家の後も榮耀は猶盡きずとぞ見えし。凡人の思ひ附奉る事は、降る雨の國土を霑すが如く、世の遍き仰げる事も吹風の草木を靡かすに同じ。花族も英雄も六波羅殿の一家の君達とだに云ひてしかば、誰肩を並べ、面を向ふ者なし。入道相國の小舅、平大納言時忠卿の宣ひけるは、



「この一門にあらざらむ者は、皆人非人たるべし。」

とぞ宣ひける。さればいかなる人もその縁に結ばふれんとぞしける。烏帽子の矯めやうより始めて衣文のかきやう、指貫の輪に至る迄、何事も皆六波羅様とだに云ひてしかば一天四海人皆是をまなぶ。如何なる賢王賢主の御政、攝政關白の御成敗をも、世に餘されたる徒ら者などの、人のきかぬ所に寄り合ひて何となう謗り傾け申す事は常の習なれ共、この禪門、世盛りの程は、聊ゆるがせに申す者なし。其政は入道相國の謀に、十四五六の童を三百人揃へて髪を禿に切り廻し、赤き直垂を着せて召し使はれけるが、京中に満ち満ちて往反す。自ら平家の御上悪しざまに申す者あれば、一人聞き出さぬ程こそありけれ、餘黨に觸催し其家に亂入し、資財、雜具を追捕し、その奴を搦め取て六波羅へ率て參る。六波羅殿の禿とだに云ひてしかば道を過る馬、車も皆避きてぞ通しける。凡そ目に見心を知ると雖も詞に顯はして申す者なし。禁内を出入すと雖も、姓名を尋ねらるゝに及ばず、京師の長吏これがために目を側むと見えたり。

### 我身の榮華

我身の榮花を極るのみならず、一門共に繁昌して、嫡子重盛内大臣左大將、次男宗盛中納言

右大將、三男知盛三位中將、嫡孫維盛四位少將、すべて一門の公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國の受領、衛府、諸司、都合六十餘人なり。世には又人なくぞ見えられける。

昔奈良の御門の御時、神龜五年朝家に中衛の大將を始めおかれ、大同四年に中衛を近衛と改められしよりこのかた兄弟左右に相並ぶこと、わづかに三四箇度なり。文徳天皇の御時は、左に良房右大臣の左大將、右に良相大納言の右大將、是は閑院の左大臣多嗣の御子なり、朱雀院の御宇には左に實頼小野宮殿、右に師輔九條殿、貞仁公の御子なり。(後)冷皇院の御時は左に教道大二條殿、右に頼宗堀河殿、御堂の關白の御子なり。二條院の御宇には左に基房松殿、右に兼實月輪殿、法性寺殿の御子なり。是皆攝籙の臣の御子息、凡人に取て其例なし。殿上の交をだに嫌はれし人の子孫にて、禁色雜袍をゆり、綾羅錦繡を身にまとひ、大臣大將になつて兄弟左右に相並ぶ事、末代とはいひながら、不思議なりし事どもなり。其ほか御娘八人おはしき。みなとりふにさいはひ給へり。一人は櫻町の中納言重教卿の北方にておはすべかりしが、八歳の年御約束ばかりにて、平治の亂以後ひきちがへられて、後には花山院の左大臣殿の御臺盤所にならせ給ひて、君達あまたましましけり。抑この重教卿を櫻町の中納言と申しける事は、秀れて心すき給へる人にて、常は吉野の山を戀ひつゝ、町に櫻を植ゑ並べ、其内に屋を建てて



住み給ひしかば、來る年の春ことに見る人皆櫻町とぞ申しける。櫻は咲きて七箇日に散るを名殘を惜み、天照大神に祈り申されければにや三七日迄名殘ありけり。君も賢王にてましませば、神も神徳を輝かし、花も心ありければ、二十日の齡を保ちけり。一人は后にたせ給ふ。皇子御誕生あつて、皇太子にたち、位に即かせ給ひしかば、院號かうぶらせ給ひて、建禮門院とぞ申(し)ける。入道相國の御娘なる上、天下の國母にてましませば、とかう申すに及ばれず。

一人は六條の攝政殿の北政所にならせ給ふ。高倉院御在位の御時御母代とて准三后の宣旨を蒙り、白河殿とて重き人にてぞましましける。(一人は)普賢寺殿の北政所にならせ給ふ。一人は、七條の修理大夫信隆卿に相具し給へり。一人は冷泉大納言隆房卿の北方、又安藝國嚴島の内侍が腹に一人、これは後白河法皇へ參らせ給ひて、ひとへに女御のやうでぞましましける。其外九條院の雜仕常磐が腹に一人、これは花山院殿の上藤女房にて廊の御方とぞ申(し)ける。

日本秋津島はわづかに六十六箇國、平家知行の國三十餘箇國、既に半國に越えたり。其外莊園田畠いくらといふ數を知らず。綺羅充滿して堂上花の如し。軒騎群集して、門前市をなす。揚州の黄金、荊州の珠、吳郡の綾、蜀江の錦、七珍萬寶一として闕けたる事なし。歌堂舞閣の基、魚龍爵馬の御物、恐らくは帝闕も仙洞もこれには過ぎじとぞ見えし。

## 二代 后

昔より今に至る迄、源平兩氏朝家に召し使はれて、王化に隨はず。自ら朝權を輕んずるものには、互に誠を加へしかば、世の亂はなかりしに、保元に爲義斬られ、平治に義朝誅せられて後は、末々の源氏ども或は流され或は失はれて、今は平家の一類のみ繁昌して、頭をさし出さず者なし。いかならん末の世迄も何事かあらんとぞ見えし。

されども鳥羽院御晏駕の後には兵革打續いて、死罪、流刑、闕官、停任常に行はれて、海内も靜かならず、世間も未だ落居せず。就中永曆應保の頃よりして院の近習者をば、内より御誠あり。内の近習者をば院より誠めらるゝ間、上下恐れ戦いて安心もせず。只深淵に臨んで薄氷を踏むに同じ。主上、上皇、父子の御間に何事の御隔かあるべきなれども、思の外の事ども多かりけり。是も世澆季に及んで、人梟惡を先とする故なり。

主上常は院の仰を申し變へさせおはしましける中に、人耳目を驚かし、世以て大に傾け申すことありけり。故近衛院の後、太皇太后宮と申(し)しは大炊御門の右大臣公能公の御娘なり。先帝に後れ奉らせ給ひて後は、九重の外、近衛川原の御所にぞ移り住ませ給ひける。前の後の



宮にてかすかなる御有様に渡らせ給ひしが、永曆のころはひは、御年二十三にもやならせましましけん、御盛も少し過ぎおはしますほどなり。されども、天下第一の美人の聞えましければ、主上色にのみ染める御心にて、ひそかに高力士に詔して外宮に引き求めしむるに及んで、此大宮へ御艶書あり。大宮あへて聞き召しも入れず。されば、ひたすらはやほに現はれて、后御入内あるべき由、右大臣家に宣旨を下さる。この事、天下に於て異なる勝事なれば、公卿僉議ありけり。各意見をいふ。

「先づ異朝の先蹤をとぶらふに、震旦の則天皇后は唐の太宗の後、高宗皇帝の繼母なり。太宗崩御の後高宗の後にたち給ふ事ありけり。それは異朝の先規たる上別段の事なり。然れども我朝には神武天皇よりこのかた、人皇七十餘代に及ぶ迄未だ二代の後にたゞせ給ふ例を聞かず。と諸卿一同にうつたへ申されたりければ、上皇も然るべからざる由こしらへ申させ給へども、主上仰なりけるは、

「天子に父母なし。我十善の戒功によつて、今萬乗の寶位を保つ。これ程の事などか觀慮に任せざるべき。」

とて、やがて御入内の日宣下せられける上は力及ばせ給はず。大宮かくと聞きしめされけるよ

り御涙に沈ませおはします。先帝に後れ參らせにし久壽の秋の始め、同じ野原の露とも消え、家をも出で、世をも遁れたりせば、今かゝる憂き耳をば聞かざらましとぞ御なげきありける。父の大臣やう／＼こしらへ申させ給ひけるは、

「世に隨はざるをもつて、狂人とすと見えたり。既に詔命を下さる。子細を申すに所なし。たゞ速かに參らせ給ふべきなり。若し皇子御誕生あつて、君も國母といはれ、愚老も外祖と仰がべき瑞相にてもや候らん。是ひとへに愚老を助けさせおはします御孝行の御至なるべし。」

と、こしらへ申させ給へども、御返事もなかりけり。大宮其頃何となき御手習の次に、うきふしにしづみもやらで河竹の世にためしなき名をや流さん

世にはいかにして洩れけるやらん、あはれにやさしきためしにぞ人皆申しあはれける。

既に御入内の日にもなりしかば、父の大臣供奉の上達部、出車の儀式など心殊にだしたて參らせ給ひけり。大宮ものうき御出立なれば、とみにも奉らず。遙に夜更、さ夜も半になりて後、御車に扶け乘せられさせ給ひけり。御入内の後は麗景殿にぞましましける。ひたすら朝政をすゝめ申させ給ふ御様なり。かの紫宸殿の皇居には賢聖の障子を立てられたり。伊尹、鄭伍倫、盧世南、太公望、角里先生、李勣、司馬、手長、足長、馬形の障子、鬼の間、李將軍が



姿をさながら寫せる障子もあり、尾張守小野道風が七廻賢聖の障子と書けるも理とぞ見えし。彼の清涼殿の畫圖の御障子には、昔金岡が書きたりし遠山の有明の月もありけるとかや。故院の未だ幼主にてわたらせましましけんそのかみ、なにとなき御手まさぐりのついでに、書曇らかさせ給ひしが、ありしなごらに少しも違はぬを御覽じて、先帝の昔もや御戀しう思し召されけん、

おもひきやうき身ながらにめぐり來て 同じ雲井の月を見んとは  
其間の御なからへ云ひしらず哀れに優しき御事なり。

### 額 打 論

さる程に永萬元年春の頃より、主上御不豫の御事と聞えさせ給ひしが、同じき夏の始にもなりしかば、事の外に重らせ給ひけり。これによつて大藏大輔伊紀兼盛が娘の腹に今上一の宮の二歳にならせ給ふがましましけるを、太子にたてまゐらせ給ふべしと聞えし程に、同じく六月二十五日俄かに親王の宣旨下させ給ふ。やがて其夜受禪ありしかば、天下何となうあはてたる様なりけり。其時の有識の人々申しあはれけるは、先づ本朝に童帝の例を尋ぬるに清和天皇九歳にして文徳天皇の御譲りをうけさせ給ふ。これはかの周公旦の成王に代り、南面に立て一日萬機の政を治め給ひしに准へて外祖の忠仁公、幼主を扶持し給へり。これぞ攝政の始なる。鳥羽院五歳、近衛院三歳にて踐祚あり。彼をこそいつしかなりと申(し)しに是は二歳にならせ給ふ。先例なし、もの騒がしとも愚かなり。

さる程に同七月廿七日上皇遂に崩御なりぬ。御歳二十三。蓄める花の散れるが如し。玉の簾、錦の帳の中、皆御涙に咽ばせおはします。やがてその夜、香隆寺の良、蓮臺野の奥、舟岡山に納め奉る。御葬送の夜興福、延暦兩寺の大衆、額打論といふことをし出(し)て、互に狼藉に及ぶ。一天の君崩御なつて後、御墓所へ渡し奉る時の作法は、南北二京の大衆悉く供奉して、御墓所のめぐりに、我寺々の額を打つ事ありけり。先づ聖武天皇の御願争ふべき寺なければ、東大寺の額を打つ。次に淡海公の御願とて、興福寺の額を打つ。北京には興福寺に對(むか)へて延暦寺の額を打つ。次に天武天皇の御願とて、教待和尚、智證大師の草創とて園城寺の額を打つ。然るを山門の大衆いかか思ひけん、先例を背いて、東大寺の次ぎ興福寺の上に延暦寺の額を打つ間、南都の大衆とやせましかうやせましと僉議する處に、こゝに興福寺の西金堂衆、觀音房、勢至房とて聞えたる大惡僧二人ありけり。觀音坊は黒絲絨の腹巻に白柄の長刀莖短かに執り、



勢至房は萌黄匂の腹巻に黒漆の大太刀を持ちて、二人つと走り出で、延暦寺の額を切つて落し、さんくんに打割り、

「うれしや水、なるは瀧の水、日は照るとも、断えずと歌へ。」

と囃しつゝ南都の衆徒の中へぞ入りにける。

### 清水 炎 上

山門の大衆狼藉を致さば、手向へすべき所に、心深う狙ふ方もやありけん、一言葉も出さず。御門崩れさせ給ひて後は、心無き草木迄も皆愁へたる色にこそあるべきに、此騒動のあさましさに、高きも賤しきも肝魄を失ひて、四方へ皆退散す。

同じき二十九日の午剋ばかり、山門の大衆夥しう下洛すと聞えしかば、武士、檢非違使、西坂本に行向つて防ぎけれども事ともせず、押破つて亂入る。又何者の申し出したりけるやらん、一院、山門の大衆に仰せて、平家追討せらるべしと聞えしかば、軍兵、内裏に參じて四方の陣頭を警固す。平氏の種類皆六波羅へ馳せ集る。一院も急ぎ六波羅へ御幸なる。

清盛公その時は未だ大納言の右大將にておはしけるが、大に恐れ騒がれけり。小松殿、

「何によつて、只今さる御事の候べき。」

と鎮め申されけれども、兵ども躁ぎのゝしることおびたゞし。されども山門の大衆（原本山門にとあり今改む）かの六波羅へは寄せずして、そゞろなる清水寺に押寄せて、佛閣、僧房、一字も残さず皆焼き拂ふ。是は去んぬる御葬送の夜の會稽の恥を雪めんがためとぞきこえし。清水寺は興福寺の末寺たるによりてなり。清水寺やけたりける朝や「観音火坑變成池はいかに」と札に書きて大門の前にぞ立たりける。次の日又「歴劫不思議力及ばず」と返しの札をぞ打ちたりける。

衆徒歸り上りにしかば一院も急ぎ六波羅より還御なる。御送には重盛公ばかりぞ參られける。父の卿は參られず。猶用心の爲かとぞ見えし。重盛卿御送より歸られたりければ、父の大納言宣ひけるは、

「さても一院の御幸こそ大に恐れ覺ゆれ。かねても思召しより、仰せらるゝ旨のあればこそかうは聞ゆらめ。これにも打解け給ふまじ。」

と宣へば、重盛卿申されけるは、

「此事ゆめ／＼御言葉にも御氣色にも出させ給ふべからず。人に心つけ顔に中々あしき事な



り。それに付てもよくく、叡慮に背かせ給はで、人の爲めに御情を施させましまさば、神明三寶加護あるべし。さらんにとつては御身の恐候まじ。」

とて、立たれければ、

「重盛卿はゆゝしう大様なる者かな。」

とぞ父の卿も宣ひける。

一院還御の後、御前に疎からぬ近習者達の數多候はれける中に、

「さて不思議の事を申し出したりけるものかな、露も思し召しよらぬものを。」

と仰せければ院中のきり者に西光法師と云ふ者あり、折節御前近う候ひけるが、進み出て、

「天に口なし人をもつていはせよ」と申す。平家以ての外に過分に候、天の御はからひにや。」

とぞ申しける。人々此事由なし、壁に耳あり、恐し／＼とぞ各囁き合はれける。

### 春 宮 立

去程に其年も諒闇なりければ御禊大嘗會も行はれず。建春門院其時は未だ東の御方と聞えさせ給ふ。御腹に一院の宮の二歳に成らせ給ふがましましけるを、太子に立參らせ給ふべしと聞

えしかば、同じき十二月二十四日俄に親王の宣旨蒙らせ給ふ。

明くれば改元あつて仁安と號す。同じき十月八日の日去年親王の宣旨蒙らせ給ひたりし皇子

東三條にて東宮に立たせ給ふ。東宮は御伯父六歳、主上は御甥三歳いづれも昭穆に相叶はず。

但し寛和二年に一條院七歳にて御即位あり、三條院十一歳にて東宮に立たせ給ふ。先例無きに

しもあらずや。主上は二歳にて御禪を受けさせ給ひてわづか五歳と申(し)し二月十九日に御位

をすべりて新院とぞ申しける。未だ御元服もなくして太上天皇の尊號あり、漢家本朝これや始

ならん。

仁安三年三月二十日の日新帝大極殿にして御即位あり、此君の位に即かせ給(ひ)ぬるはいよ

いよ平家の榮花とぞみえし。國母建春門院と申すは平家の一門にておはすなり、とりわき入道

相國の北方八條の二位殿の御妹なり。又平大納言時忠卿と申すも此女院の御兄にておはしける

上、内の御外戚なり。内外につけても執權の臣とぞみえし。その比の叙位、除目と申(す)も偏

へに此時忠卿の儘なりけり。楊貴妃が榮えし時、楊國忠が榮えしが如し。世のおぼえ時の綺羅

めでたかりき。入道相國天下の大小事を宣ひ合せられければ、時の人平關白とぞ申しける。



## 妓王

入道相國一天四海を掌の中に握り給ひし上は、世の謗をも憚らず、人の嘲をも省みず、不思議の事をのみし給へり。例へば、其比都に白拍子の上手妓王妓女とて姉妹あり。とちといふ白拍子が娘なり。然るを姉の妓王は入道相國なめならず寵愛し給へり。是に依つて妹の妓女も世の人もてなす事なめならず、母とちにもよき屋作りてとらせ、毎月百石百貫を送られければ、家内富貴して楽しい事なめならず。

抑我朝に白拍子の始まりける事は昔鳥羽院の御宇に、しまの千歳、和歌の前是等二人が舞ひ出したりけるなり。始は水干に立烏帽子、白鞆巻を差いて舞ひければ男舞とぞ申(し)ける。然るを中比より烏帽子、刀を除けられて水干ばかりを用ひたり。さてこそ白拍子とは名付けければ。京中の白拍子ども妓王が幸の目出度きやうを聞きて羨む者もあり、嫉む者もありけり。羨む者は、

「あなめでたの妓王御前の幸やな、同じ遊女とならば誰も皆あの様でこそありたけれ。いかさまにも是は妓といふ文字を名に付いてかくは目出度きやらん、いざわれらも付いて見ん。」

とて、或は妓一と付き妓二と付き或は妓福妓徳などいふ者も多かりけり。嫉む者は、

「なんどうさやうに名に依り文字には依るべき。幸はたゞ前世の生付てこそあるなれ。」

とて付かぬ者も多かりけり。

かくて、三年と申すに都に又白拍子の上手一人出てきたり。加賀國の者なり、名をば佛とぞ申(し)ける。年十六とぞ聞えし。京中の者共昔より多くの白拍子どもありしかどもかゝる舞をば未だ見ずとて上下もてなすことなめならず。或時佛御前申(し)けるは、

「われ天下に聞えたれども、當時さしも目出度う榮えさせ給ふ西八條殿へ召されぬ事こそ本意なけれ。遊び者の習なにか苦しかるべき、推參して見ん。」

とて、或時西八條殿へぞ参りたる。人參て

「當時都に聞え候佛御前が参つて候。」

と申しければ、入道

「なんどうさやうの遊び者は人の召に従つてこそ参れ。さうなう推參するやうやある。其上神ともいへ、佛ともいへ、妓王があらん所へは叶ふまじ。とう／＼罷り出よ。」

とぞ宣ひける。佛御前、すげなう云はれ奉て既に出てんとしけるを、妓王入道殿に申しける



は、

「遊び者の推参は常の習にてこそ候へ。其上年も未だおさなう候なるが、たま／＼思ひ立つて参りて候を、すげなう仰せられて歸させ給はんこそ不慙なれ。いかばかり恥しうかたはらいたくも候らん。わがたてし道なれば、人の上とも覺えず。たとひ舞を御覽じ哥を聞しめさるゝ迄こそなくとも、御對面ばかりは苦しう候べき。たゞ理を曲げて召返し御對面あつて歸させ給はば、有難き御情でこそ候はんずらめ。」

と申(し)ければ、入道

「餘りに我御前がいふ事なれば、いで／＼見参して歸さん。」

とて、御使をたてゝ召されけり。佛御前すげなういはれ奉つて車に乗つて、既に出んとしけるが召されて歸り参りたり。入道やがて出あひ對面あつて、

「今日の見参はあるまじかりつれども、妓王が何と思ふやらん餘りに申しすゝむる間かやうに見参はしつ。見参する程ではいかでか聲をも聞かであるべき。先づ今様一つ歌へかし。」

と宣へば、佛御前

「承り候。」

とて、今様ひとつぞ歌うたる。

君をはじめて見る時は 千世もへぬべし姫小松

御前の池なる龜岡に 鶴こそむれゐて遊ぶめれ

と押返し／＼三遍歌ひすましたりければ、見聞の人々も皆耳目を驚かす。入道も面白げに思ひ給ひて、

「我御前は今様は上手なり。此定では舞も定めてよかるらん、一番見ばや、鼓打めせ。」

とて、召されけり。打たせて一番舞うたりけり。佛御前は髮姿より始めて、みめかたち世にすぐれ、聲よく節も上手なりければ、なじかは舞も損ずべき。心も及ばず舞ひすましたりければ、入道相國舞にめで給ひて佛に心を移されたり。佛御前

「こはされば何事をおほせ候ふぞや。もとよりわらはは推参の者にて出され参らせ候しを妓王御前の申し状によつてこそ召しかへられても候ふに、はや／＼暇賜つて出させおはしませ。」

とぞ申(し)ける。入道

「たゞし我御前は妓王があるを憚るか。その儀ならば、妓王をこそ出さめ。」

と宣へば、佛御前



「それ又いかでさる御事候ふべき。もろともに召しおかれんだにも妓王御前の心の中恥かしうこそ候ふべきに、妓王御前を出され参らせて、わらはが一人召しおかれなば、いと心憂くこそ候はんずれ。自ら後迄も忘れぬ御事ならば召されて又は参るとも今日は暇を賜はらん。」

とぞ申しける。入道

「なんでうその儀あるべき、たゞ妓王をこそ出さめ。」

とて、

「妓王とうく罷り出よ。」

と御使重ねて三度迄こそたてられけれ。妓王日頃より思ひまうけたる事なれども、さすが昨日今日とは思ひもよらず、頻りに出べき由を宣ふ間、掃き拭ひ、塵拾はせ、見苦しき物どもとりしたゝめて出べきにこそ定めけれ。一樹の影に宿り合ひ、同じ流れを掬ぶだに別れは悲しき習ひぞかし。況んやこれはこの三年が間住みなれし所なれば名残も惜しう悲しうて、かひなき涙ぞこぼれける。さてしもあるべきことならねば今はかうとて出でけるが、なからん跡の忘れ形見にもや思ひけん、障子に泣くく一首の歌をぞ書きつけける。

もえ出るもかるゝも同じ野邊の草 いづれか秋にあはではつべき

さて車に乗つて宿所へ歸り、障子の中に倒れ伏して泣くより外の事ぞなき。母や妹 これを見て、

「いかにやいかに。」

と問ひけれども妓王とかうの返事にも及ばず、具したる女に尋ねてぞさる事ありとは知つてける。毎月送られける百石百貫をも止められて、今は佛御前が所縁の者どもぞ始めてたのしび榮えける。京中の上下此由を傳へ聞て、

「誠や妓王御前こそ西八條殿より暇賜つて出たるなれ、いざ見参して遊ばん。」

とて、或は文を遣す人もあり、或ひは使者をたつる者もあり。

妓王さればとて今更又人に對面して遊び戯るべきにもあらずとて、文をとり入れることもなく、まして使にあひしらふまでもなかりけり。是につけてもいとしく涙にのみぞ沈みける。

かくて今年も過ぎぬ。明くる春の比入道妓王のもとへ使者を立てて、

「いかにや、その後は何事かある、餘りに佛がつれぐげにみゆるに参て今様をも歌ひ、舞などをも舞うて佛なくさめよ。」

とぞ宣ひける。妓王とかくの御返事にも及ばず。入道かさねて、



「など妓王はともかうも返事をばせぬぞ、参るまいか、参るまじくばそのやうを申せ、淨海も計ふ旨あり。」

とぞ宣ひける。母とちこれを聞くに悲くて泣々教訓しけるは、

「いかにや、妓王御前、ともかうもなど御返事をば申さでかやうに叱られ参らせんよりは。」

と云ひければ、妓王涙を押へて

「参らんと思ふ道ならばこそやがて参るとも申さめ。参らざらんもの故に何と御返事を申すべしとも覺えず。此度召さんに『参らずば計ふ旨あり』と仰らるゝは都の外へ出さるゝか、さらずば命を召さるゝか、是二つにはよも過ぎじ。たとひ都を出さるゝとも歎くべき道にあらず、たとひ命を召さるゝとも惜かるべきわが身かは。一度憂きものに思はれ参らせて二度面を向ふべしとも覺えず。」

とて猶御返事をも申さず。母とち是を聞くに悲くて、

「いかにや、妓王御前、それ天が下に住まん程はともかうも入道殿の仰をば背くまじきことに有ぞとよ、男女の縁、宿世今に始まらぬ事ぞかし。千年萬年とは契れども、やがて別るゝ仲もあり、あからさまとは思へども、長へ果つることもあり、世に定なきものは男女のならひなり。況や我御前は此三年が間思はれ参らせて候へば有難き御情でこそ候へ。此度召さんに参らねばとて命を失はるまでの事はよもあらじ、都の外へぞ出されんずらん。我御前達は年若ければいかならん岩木の間にても過ごさむ事易かるべし。されども我身は年たけ齡傾いて習はぬ鄙の住居をかねて思ふも悲しかりけり。只我を都の中にて住み果てさせよ。これぞ今生後生の親子の孝養にてあらんずる。」

と云へば、妓王憂しと思ひし道なれども親の命を背かじと、つらき道におもむきて泣々出立ける妓王が心の中こそ無慚なれ。獨り参らむは餘りに心うしとて妹の妓女をも相具し又白拍子二人惣じて四人一車にとり乗つて西八條殿へぞ参りたる。先々めされける所へは入(れ)られずして、遙かに下りたる所に座敷しつらうてぞおかれける。妓王さはされば何事ぞや。我身に過つ事はなけれども出され参らするだにあるに、座敷をさへさけらるることの口惜しさよ。こはいかにせんと思ふ心に、知らせじと抑ふる袖の隙よりも餘りて涙ぞこぼれける。佛御前これを見て、「日來召されぬ所にも候はゞこそ、是へ召され候へかし。さらずばわらはに暇をたべ、出て見参し侍らん。」

と申(し)ければ、入道、總てその仰あるまじと宣ふ間力及ばで出ざりけり。入道やがて出あ



ひ、對面ありて、

「いかに其後何事かある。餘りに佛のつれづれに見ゆるに、參つて今様をも歌ひ舞なども舞うて、佛慰めよかし。舞も見たけれどもそれは次の事、まづ今様ひとつ歌へかし。」

と宣へば、妓王參る程ではともかうも入道殿の仰をば叛くまじと心得て、流るゝ涙を押へつゝ、今様一ぞうたうたる。

佛も昔は凡夫なり

われらもつひには佛なり

いづれも佛性具せる身を へだつるのみこそかなしけれ

と泣く／＼二遍歌うたりければ、その座に並居給へる平家の一門の人々、公卿殿上人、諸大夫、侍に至るまで、皆感涙をぞ流されける。入道も

「時にとつては神妙にも申(し)たるものかな。舞も見たけれども、今日はまぎるゝ事の出來たり。此後は召さずとも常に參りて、今様をも歌ひ、舞なども舞うて、佛慰めよ。」

とぞ宣ひける。妓王とかうの御返事にも及はず、涙を押へてまかり出づ。

「憂しと思ひし道なれども親の命を叛かじとつらき道に赴きて、再びうき恥を見つることの悲しさよ、かくて此世にあるならば、又もうきめを見んずらん。今は只身を投げんと思ふなり。」

といへば、妹の妓女これを聞いて、

「姉身を投げば吾も共に身を投げん。」

といふ。母とちこれを聞くに悲しくて、泣く／＼又教訓しけるは、

「いかにや妓王御前我御前のさやうに恨むるも理なり。さることあるべしとも知らずして教訓して參らせつることのうらめしさよ。但し我御前身を投げば妹も共に身を投げんといふ。二人の娘どもに後れなば老衰へたる母、命生きてなに、かはせんなれば、吾も共に身を投げんずるなり。未だ死期も來らぬ親に身を投げさせんずるは、五逆罪にてぞあらむずらん。此世はかりの宿りなれば耻ぢても恥ぢてもなにならず。たゞ長き世の闇こそ心うけれ。今生でこそあらめ後生でだにも惡道へ赴かんずる事の悲しさよ。」

とさめ／＼とかき口説きければ、妓王

「げにもさやうに候はゞ五逆罪は疑なし。一旦うき恥を見つることの悲しさにこそ身を投げんとは申(し)たれ。ささぶらはば、自害は思ひ止り候ぬ。かくて都にあるならば、又も憂目を見んずらん、今は只都の外へ出でん。」

とて妓王二十一にて尼になり、嵯峨の奥なる山里に、柴の庵を引き結び、念佛して居たりける。



妹の妓女これを見て、

「姉身を投げば吾も共に身を投げむとこそ契りしか。まして世を厭はんにたれかは劣るべき。とて、十九にて様を變へ、姉と一所に籠り居て、後世を願ふぞ哀れなる。母とちこれを見て、

「若き娘どもだに様を變ふる世の中に、老衰へたる母白髪をつけても、なに、かはせん。」とて四十五にて髪を剃り、二人の娘もろともに向專修に念佛して、ひとへに後世をぞ願ひける。

かくて春過ぎ夏たけぬ。秋の始風ふきぬれば、星合の空を眺めつゝ、天の戸渡る梶の葉に思ふことかく頃なれや。夕日の影の西の山の端に隠るゝを見ては日の入給ふ所は西方淨土にてあるなり。何時か我等も彼處へ生れて、物を思はて過さんずらんと、かゝるにつけても過ぎにし昔の憂き事どもを思ひ續けて、たゞ盡きせぬものは涙なり。たそがれ時も過ぎぬれば、竹の編戸を閉ぢ寒き、燈火かすかに掻きたてゝ、親子三人念佛してゐたる所に、竹の編戸をほと／＼打敲く者出來たり。その時尼ども肝を消し、

「あはれこれはいふかひなきわれらが念佛してゐたるを障げんとて魔縁の來るにてぞあるらん。晝だにも人も訪ひ來ぬ山里の柴の庵の内なれば、夜ふけて誰か訪ぬべき。わづかなる竹の編戸なれば開けずとも押破らんことやすかるべし。中々たゞ開けて入れんと思ふなり。それに情かけずして命を失ふものならば、年來頼み奉る彌陀の本願を強く信じて、隙なく名號を稱へ奉るべし。聲を尋ねて來り給ふなる聖衆の來迎にてましますば、なか引接なかるべき。相構へて念佛怠り給ふな。」

と、互ひに心を戒めて竹の編戸を開けければ魔縁にてはなかりけり、佛御前ぞ出來たる。

妓王

「あれはいかに佛御前と見奉るは夢かや現か。」

と云ひければ、佛御前涙を押へて、

「かやうのこと申せばこと新しう候へども、申さずば又思ひ知らぬ身ともなりぬべければ、始よりして申すなり。もとよりわらはは推參の者にて出され參らせ候ひしを、我御前の申し狀によつてこそ召し返されても候ふに、女のいふかひなきことは、わが身を心に任せずして、押し止められ參らせしこといばかり心憂く、かたはらいたくこそ候ひしか。我御前の出され給ひしを見しにつけても、いつか又わが身の上と思へば嬉しとは更に覺えず。障子に『又いづれか



秋に逢はて果つべき』と、書きおき給ひし筆の跡げにもと覺え候ひしぞや。何時ぞや又召され參らせて今様歌ひ給ひしにも思ひやられて候ふなり。其後は御行衛を何處と知り參らせざりつるが、かやうに一所にと承つて後は餘りに羨しくて、常に暇を申(し)しかども、入道殿更に御用ゐまします。つくづく物を案ずるに、娑婆の榮花は夢の夢、たのしみ榮へて何かせん。人身は受け難く佛教には遇ひ難し。此度泥梨に沈みなば、多生曠劫をば隔つとも浮び上らん事難かるべし。年の若きを頼むべきにあらず。老少不定の境なり。出る息の入るをもまつべからず。陽炎稻妻より猶はかなし。一旦の樂にはこつて後生をしらざらん悲しさに、今朝紛れ出てかくなりてこそ參りたれ。」

とて、被いだる衣を打のけたるを見れば、尼になりてぞ出來たる。

「かやうに様を變へて參りたれば、日頃の科をば許し給へ。『許さん』とだに宣はば、諸共に念佛して、一つ蓮の身とならん。それにも猶心ゆき給はずばこれより何處へも迷ひゆき、いかならん松が根、苔の筵にも倒れ伏して命のあらん限りは念佛申(し)て往生の素懷を遂げん。」

と袖を顔に押あててさめくとかき口説きければ、妓王

「誠に我御前のそれ程に思ひたち給ふとは夢にだに知らず。浮世の中のさがなれば、身の憂し

とこそ思ふべきに、ともすれば我御前の事のみ怨めしくて、なまじひに今生をも後生をもし損じつる心地にてありつるが、かやうに様を變へておはしたれば、日頃の科はつゆちり程も残らず、今は往生疑ひなし。此度素懷を遂げんこそ何よりも又嬉しけれ。わらはが尼になりしをも世にありがたき事のやうに人も云ひ、我等も思ひしが、それは世を恨み身を恨みて様を變ふるは常の習、我御前は恨もなく嘆もなし、今年はわづか十七になり給ふ人のそれ程に穢土を厭ひ、淨土を願はんと思ひたち給ふ心こそ誠の大道心とは覺えたれ。嬉しかりける善知識かな。いざもろともに願はん。」

とて四人一所に籠りゐて、朝の佛前に花香を供へて餘念なう願ひければ、遅速こそありければ、四人の尼ども皆往生の素懷を遂げけるとぞ聞えし。されば後白河の法皇の長講堂の過去帳にも妓王妓女佛とち等が尊靈と四人一所に入(れ)られける。ありがたかりしことどもなり。

### 殿下乗合

さる程に嘉應元年七月十六日一院御出家あり。御出家の後も萬機の政を知ろしめされければ院内わくかたなし。



院中に近う召し使はれける公卿殿上人上下の北面に至る迄、官位俸祿皆身に餘るばかりなり。されども人の心の習にて猶飽き足らで、天晴その人の亡せたらばその國はあきなん、其人の滅びたらば其官にはなりなんなど、疎からぬどちは寄合ひ寄合ひ囁きけり。一院も内々仰せなりけるは、

「昔より代々の朝敵を平らぐる者多しといへども未だかやうの事なし。貞盛秀郷が將門を打ち、頼義が貞任宗任を滅し、義家が武衡家衡を攻めたりしにも勸賞行はれし事わづか受領には過ぎざりき。清盛がみく心の儘に振舞ふ事こそ然るべからね。これも世末になつて王法の盡きぬる故なり。」

と仰せけれども、ついでなければ御誠もなし。

平家も亦別して朝家を怨み奉る事もなかりしに、世の亂れ初めける根本は、去嘉應二年十月十六日小松殿の次男新三位中將資盛卿その時は未だ越前の守として、生年十三にならせけるが、雪ははだれに降(り)たりけり。枯野の景色誠に面白かりければ、若き侍ども三十騎ばかり召し具して蓮臺野や紫野右近の馬場に打出て、鷹ども數多据ゑさせ、鶉、雲雀追立々々ひねもすに狩り暮し、薄暮に及て、六波羅へこそ歸られけれ。その時の御攝籙は松殿にてぞましましけ

る。東洞院の御所より御參内ありけり。郁芳門より入御あるべきにて、東洞院の御所を南へ、大炊御門を西へ御出なる。盛資朝臣大炊の御門、猪熊にて殿下の御出に鼻突に参りあふ。御供の者ども

「何者ぞ狼藉なり、御出のなるに乗物より下り候へ、下り候へ。」

といらてけれども、餘りに誇り勇み、世を世ともせざりける上、召し具したる侍どもも皆二十よりうちの若者どもなれば、禮儀骨法辨へたる者一人もなし。殿下の御出とも云はず、一切下馬の禮儀にも及ばず、只驅け破つて通らんとする間、暗さは暗し、つや／＼太政入道の孫とも知らず。少々は又知つたれども、そら知らずして、資盛朝臣を始として侍共馬より取つて引き下し頗る耻辱に及びけり。

資盛の朝臣はふ／＼六波羅へおはして、祖父の相國禪門に此由訴へ申されければ、入道大に怒つて、

「たとひ殿下なりとも、淨海が邊をば憚り給ふべきに、左右なうあの幼き者に耻辱を與へられけるこそ遺恨の次第なれ。かゝる事よりしてこそ人には欺かるれ。此事思ひ知らせ奉ら(て)はえこそあるまじけれ、いかにもして殿下を恨み奉らばや。」



と宣へば、重盛卿申されけるは、

「是は少しも苦しう候まじ。頼政、光基など申す源氏どもに欺かれて候んは、誠に一門の耻辱にても候べし。重盛が子供とて候んずるものが殿の御出に参りあうて、乗物より下り候はぬ事こそ返すくも尾籠びろうに候へ。」

とて、其時行向うたる侍ども皆召し寄せて、

「自分じぶん以後汝等よく心得べし。あやまつて殿下に無禮の由を申さばやと思ふ。」

とてこそ歸されけれ。その後、入道小松殿にはかうとも宣ひもあはせずして、片田舎の侍の極めてこはらかにて、入道の仰より外又恐ろしき事なしと思ふ侍ども難波瀬尾せのせを始めとして、都合六十餘人召し寄せて、主上明年御元服御定の爲ために、

「來二十一日殿下御出あるべかなり。何處いづくにても待受け奉り、前驅御隨身どもが、誓きつて資盛が耻雪はずげ。」

とこそ宣けれ。兵ども畏り承はつて罷りいでづ。

殿下これをば夢にも知らし召されず、主上明年御元服御加冠拜官御定のために、御直廬ちよくらに暫く御座あるべきにて常の御出より引つくるはせ給ひけり。今度は待賢門より入御あるべきに

て、中御門を西へ御出なる。猪熊堀川の邊にて六波羅の兵どもひた冑かぶと三百餘騎待受け奉り、殿下中に取りこめ参らせて前後より一度に鬨なげをどつとぞ作りける。前驅御隨身どもが今日を晴と装束しやうそくたるを、彼處あそこに追驅おつかけ、此處に追詰め、馬よりとつて引落し散々に凌轢れうりやくして、一々に皆誓をきる。隨身十人の中右の府生武基ふしやうたけもこが誓をきられてけり。その中に藤藏人の大夫隆教が誓をきるとして、

「是は汝の誓と思ふべからず、主の誓と思ふべし。」

と云含めてぞきつてける。其後御車の中へも弓の弭は突き入れ等して、簾かたぐ折り落し、御牛の鞞しりがい當胸むなごい切り放ちしちらし、悦よろこびの鬨をどつとつくり、六波羅へこそ参りけれ。入道神妙べんまうなりとぞ宣ひける。御車副ぞうには因幡いんぱんの先使さしづかひ、鳥羽の國久丸と云男おのこ、下藤なれどもさか／＼しき者どもにて、やう／＼に御車しつらひつかまつて中の御門みかどの御所へ還御なし奉る。束帶の御袖にて御涙を押し、還御の儀式の淺ましき、申もなか／＼おろかなり。大織冠淡海公の御事はあげて申すに及ばず、忠仁公ちうじんこう、昭宣公せうせんこうより以降このかた、攝政關白のかゝる御目にあはせ給ふ事未だ承り及ばず。これこそ平家の悪行の始なれ。

小松殿大に騒いで、其時行向うたる侍ども皆勘當せらる。



「たとひ入道いかなる不思議を下知し給ふともなど重盛に夢をば見せざりけるぞや。凡およそは資盛せきせい奇怪きくわいなり。梅檀うめだんは二葉ふたはより香かうしとこそ見えなれ、既に十二三じふさんにならんずる者が今は禮儀れいぎを存知ぞんちしてこそ振舞ふべきにかやうに尾籠おぼろを現げんじて入道の悪名あくなをたつ。不孝ふけうの至いたり、汝なんぢひとりあり。」  
とて、暫く伊勢國へ追下おひさる。されば此大將このおほしをば君も臣も御感ごかんありけるとぞ聞えし。

## 鹿谷

是によつて、主上御元服の御定の御定の御定其日は延させ給ひて、同じき二十五日院の殿上にてぞ御元服の御定はありける。攝政殿せつせいまでも渡らせ給ふべきならねば、同じき十二月九日の日兼かね宣旨せんじを蒙かうらせ給ひて、十四日太政大臣に上らせ給ふ。やがて同じき十七日慶申よろこびまうしのありしかども世中は猶苦々しうぞ見えし。

さる程に今年も暮れて嘉應かえいも三年みとせになりけり。正月五日の日主上御元服ありて、同じき十三日朝觀あさみの行幸ありけり。法皇、女院待受け参らせ給ひて、初冠はつかんの粧よそはひもいばかり薦すすたく思し召されけん。入道相國の御娘女御に参らせ給ふ。御年十五歳、法皇御猶子の儀なり。  
其頃妙音院の大將の大殿、其時は未だ内大臣の左大將にてまし、けるが大將を辭し申させ

給ふことありけり。時に徳大寺の大納言實定じつていの卿も仁ににあひ當り給ふ。又花山院の中納言兼雅卿も所望あり。其外故中御門なかつの藤中納言家成かせい卿の三男新大納言成親なりちかの卿もひたに申さる。此大納言は院の御氣色よかりければ、様々の祈どもを始めらる。先づ八幡やわたに百人の僧を籠めて、信讀しんとくの大般若を七日讀ませられたりける最中さいちゆうに、河原の大明神の御前なる橘の木へ男山の方より山鳩三つ飛び來て、食ひ合ひこそ死ににける。鳩は八幡大菩薩の第一の使者なり。宮寺にかゝる不思議なしとて、時の檢校けんぎょう匡清きやうせい法印此由内裏へ奏聞せられたりければ、

「これたゞ事にあらず御占みうらあるべし。」

とて、神祇官にして御卜あり。重き御慎みと占ひ申す。

「但し是は君の御慎にはあらず、臣下の慎なり。」

とぞ申ける。大納言それにおそれをも致されず、晝は人目の繁ければ夜々よなく歩行ほかうにて中御門烏丸の新大納言の宿所より賀茂の上の社へ七夜續けて参られけり。七夜に満まんずる夜宿所に下向して、ちつと打まどろみたりける夢に、賀茂の上かみの社へ参りたるとおぼしくて、御寶殿の御戸押し開き、ゆゝしうけだかけなる御聲にて、

櫻花賀茂の川風うらむなよ 散るをばえこそとゞめざりけれ



新大納言これに猶おそれをもいたされず、賀茂の上の社の御寶殿の御後なる杉の洞に新修壇を立て、ある聖を籠めて吒祇尼の法を百日行はせられけるに、遽かに空かき曇り雷夥しう鳴つてかの大杉に落ちかゝり、雷火燃え上て宮中既に危く見えけるを、宮人ども走り集つてこれを打消つ。さてかの外法行ひける聖を追出さんとす。

「われ當社に百日參籠の志あつて、今日はわづか七十五日になる。全く出まじ。」  
 とてはたらかず。此由を社家より内裏へ奏聞す。

「唯法に任せよ。」

と宣旨を下さる。其時神人白杖をもつてかの聖が頸をしらけて、一條の大路より南へ追越してけり。神は非禮をうけ給はずと申すに、此大納言非分の大将を祈り申されければにやかゝる不思議も出来にけり。

其頃の叙位除目と申すは院内の御計ひにもあらず、攝政關白の御成敗にも及ばず、たゞ一向平家のまゝにてある間、徳大寺花山院もなり給はず、入道相國の嫡男小松殿、其時は未だ大納言の右大将にてましくけるが、左に移りて、次男宗盛中納言におはせしが、數輩の上臈を超越して右にくはゝられけるこそ申すばかりもなかりしか。中にも徳大寺殿は一の大納言にて、

花族、英雄、才學雄長、家嫡にてましましけるが、平家の次男宗盛の卿に加階越えられさせ給ひけり、但し御出家などもやあらんずらんと人々囁き合はれけれども、徳大寺殿は暫く世のならんやうを見んとて、大納言を辭して籠居とぞ聞えし。大新納言成親の卿の宣ひけるは

「徳大寺花山院に越えられたらんはいかゞせん、平家の次男宗盛の卿に越えられぬこそ遺恨の次第なれ。これも入道相國よろづ思ふさまなるがいたす所なり。いかにもして平家を滅して本望を遂げん。」

と宣ひけるこそ恐しけれ。父の卿も此齡ではわづかに中納言迄こそ至られしが、その末子にて位正二位、官大納言に經上つて、大國數多賜て、子息所從朝恩に誇れり。なにの不足あつてかかゝる心づかれけん、偏へに天魔の所爲とぞ見えし。平治にも越後の中將とて信頼の卿に同心の間、其時既に誅せらるべかりしを小松殿のやうく申させ給ひて、頸をつぎ給へり。然るに其恩を忘れて、外人もなき所に兵具を調へ、軍兵を語らひおき、朝夕は只軍合戦の營の外は又他事なしとぞ見えたりける。

東山鹿谷といふ所は後三井寺に續いてゆゝして城郭にてぞありける。それに俊寛僧都の山莊あり。かれに常は寄合々々平家滅すべき謀をぞ運らしける。ある夜法皇も御幸なる。故少納言



の入道信西の子息淨憲法印御供仕らる。其夜の酒宴に仰せあはせられたりければ、法印「あなあさまし、人數多承り候ぬ。只今洩れ聞えて、天下の御大事に及び候なんず。」と申されければ、大納言氣色變りてさつと立たれけるが、御前に立てられたりける瓶子を、狩衣の袖に掛けて引倒されたりけるを、法皇觀覽あつて

「あれは如何に。」

と仰せければ、大納言立ち歸つて、

「平氏倒れ候ぬ。」

とぞ申されける。法皇も笑壺に入らせおはしまし、

「者ども参りて猿樂仕れ。」

と仰ければ、平判官康頼さつと参つて、

「あゝ餘りに平氏の多う候に、もて酔ひて候。」

と申す。俊寛僧都、

「さてそれをばいかが仕り候べき。」

西光法師、

「たゞ頸をとるには如かじ。」

とて瓶子の首をとつてぞ入(り)にける。法印餘りのあさましさにつやく物も申されず。かへすくも恐しかりし事どもなり。與力の輩誰々ぞ。近江中將入道蓮淨、俗名成政、法勝寺の執行俊寛僧都、山城守基兼式部大輔雅綱、平判官康頼、宗判官信房、新平判官資行、武士には多田の藏人行綱をはじめとして北面のものども多く與力してけり。

### 鵜川合戦

抑この俊寛僧都と申すは京極の源大納言雅俊卿の孫、木寺の法印寛雅には子なりけり。祖父大納言は弓矢取る家にはあらねども、餘りに腹悪しき人にて三條の坊門京極の宿所の前をば人をも安く通さず常は中門に佇み齒をくひしばり、怒りてのみぞおはしける。かゝる恐しき人の孫なればにや、此俊寛も僧なれども、心も猛くよしなき謀叛にも組してけるなり。新大納言成親卿、多田の藏人行綱を召して、

「今度御邊をば一方の大將には頼むなり。この事しおほせつる程ならば國をも庄をも所望によるべし。先づ弓袋の料に。」



とて白布五十端贈られたり。

安元三年四月五日の日妙音院殿太政大臣に轉じ給へるかはりに、小松殿源大納言定房の卿を越えて内大臣の左大將になつて、やがて大饗行はる。大臣の大將めでたかりき。尊者には大炊の御門の右大臣經宗公とぞ聞えし。一上こそ先途なれども、父宇治の悪左府の御例その憚りあり。北面は上古にはなかりけり。白川院の御時はじめ置かれてより以降衛府ども數多かりけり。爲俊、盛重、童より今犬丸、千手丸、とて、これらは雙なききりものにてぞありける。鳥羽院の御時も、季教季頼父子ともに朝家に召し使はれてをりしが、常は傳奏する折もありなんど聞えしかども、皆身の程をば振舞うてこそありしか。此時の北面の輩は以の外に過分にて禮儀禮節もなし。公卿殿上人をも事ともせず、下北面より上北面にあがり、上北面より殿上の交りをゆるさるゝ者ども多かりけり。かくのみ行はるる間奢れる心ども附いてよしなき謀叛にも興してけるにこそ。中にも故少納言入道信西のもとに召し使ひける師光、成景と云者あり。師光は阿波國の在廳、成景は京の者、熟根賤しき下藤なり。健兒童、も少しは格勤者などにもやありけん、さかくしかりしによつて、院にも召し使はれ參らせけるが、師光は左衛門尉、成景は右衛門尉とて、二人一度に朝負の尉になりぬ。信西事に遇ひし時二人共に出家して左衛門入道西光右衛門入道西敬とてこれらは出家の後も院の御倉預りにてぞ候ひける。

かの西光が子に師高といふ者あり。これも左右なききり物にて檢非違使五位の尉まで經上りて、剩へ安元元年十二月二十九日追離の除目に、加賀の守にぞなされけり。國務を行ふ間、非法非禮を張行し、神社、佛寺、權門、勢家の庄領を没倒して、散々の事どもにてぞありける。たとひ召公が跡を隔つといふとも、穩便の政を行ふべかりしが、かく心の儘に振舞ふ間、同じき二年夏の頃、國司師高が弟近藤判官師經を加賀の目代に補せらる。目代下着の始め國府の邊に鶴川といふ山寺あり。折節寺僧どもが湯を沸いて浴びけるを亂入して追上げ、我身浴み、雜人ども下し馬洗はせなどしけり。寺僧怒をなして

「昔より此所は國方の者の入部することなし。速に先例に任せて入部の押妨をとどめよや。」とぞ申しける。目代大に怒つて、

「前々の目代は不覺でこそ賤しまれたれ當目代に於ては總てその儀あるまじたゞ法に任せよ。」と云ふ程こそありけれ、寺僧どもは國方の者を追出せんとす。國方の者については以て亂入せんと打合ひ張合ひしける程に、目代師經が祕藏しける馬の脚をぞ打折りける。其後は互に弓箭兵仗を帶して射合ひ斬合ひ、數剋戦ふ。夜に入て目代叶はじとや思ひけん引退き、その後當



國の在廳等一千餘人催し集めて、鵜河に押寄て坊舎一字も残さず皆焼拂ふ。鵜河といふは白山の未寺なり。此事訴へんとて進む老僧誰々ぞ。智釋、學明、寶臺房、正智、學音、土佐の阿闍梨ぞ進みける。白山三社、入院の大衆、盡く起り合ひ都合その勢二千餘人、七月九日の日の暮方に目代師經が館近うこそ押寄せたれ。今日は日暮れぬ、明日の軍と定めてその日は寄せてゆらへたり。露吹き結ぶ秋風は射向の袖を翻し、雲居を照す稻妻は甲の星を耀かす。目代かなはじとや思ひけん、夜逃にして京へ上る。明くる卯の刻に押寄せて関をどつとぞつくりける。城の中には音もせず。人を入れて見せければ、皆落ちて候と申す。大衆力及ばで引退く。さらば山門へ訴へんとて、白山中宮の神輿を飾り奉つて比叡山へ振上奉る。八月十二日午の刻に白山の神輿既に比叡山東坂本に着かせ給ふと聞えしかば、北國の方より雷夥しく鳴つて都をさして鳴り上り、白雪下つて地を埋み、山上洛中おしなべて常磐の山の梢迄皆白妙になりけり。

## 願立

神輿をば客人の宮へ入(れ)奉る。此客人と申すは白山妙理權現にておはします。申せば父子の御仲なり。先づ沙汰の成否は知らず、生前の御喜たゞこの事により。浦島が子の七世の孫に逢へりしにも過ぎ、胎内の者の靈山の父を見しにも越えたり。三千の衆徒踵をつぎ七社の神人袖を列ね、時々刻々の法施、祈念、言語道斷の事どもにてぞ候(ひ)ける。

さる程に山門には國司加賀守師賢を流罪に處せられ、弟近藤判官師經を禁獄せらるべき由奏聞すといへども、御裁許なかりければ、然るべき公卿殿上人は、

「あはれとくして御裁許あるべきものを、昔より山門の訴訟は他に異り大藏卿爲房太宰權の帥季仲卿はさしも朝家の重臣たりしかども、山門の訴訟によつて流罪せられ給ひにき。況んや師高などは事の數にもやはあるべき、子細にや及ぶべき。」

と申し合はれけれども、大臣は祿を重くして諫めず、小臣は恐れて申さずといふ事なれば、各口を閉ぢ給へり。

「加茂川の水、双六の采、山法師これぞ我御心にかなはぬもの。」と白河の院も仰せなりけるとかや。鳥羽院の御時越前の平泉寺を山門へ寄せられける事は當山を御歸依淺からざるによつてなり。「非をもつて理とす」と宣下せられてこそ院宣をば下されけれ。されば江帥匡房の申されし様に、

「日吉の神輿を陣頭へ振り上げ奉つて訴へ申さんには君は如何御計ひ候べきやらん。」



と申されたりければ、  
「げにも山門の訴訟は黙し難し。」  
とぞ仰せける。

去じ嘉保二年三月二日の日美濃守源義綱朝臣當國新立の庄を倒す間、山の久住者圓應を殺害す。これによつて日吉の社司、延暦寺の寺官都合三十餘人申文を捧げて陣頭へ参じたりけるを、後二條の關白殿、大和源氏中務の權少輔賴春に仰せて、これを防がせらるるに賴春が郎黨矢を放つ。やにはに射殺さるる者八人、傷を蒙る者十餘人社司諸司四方へ皆退散す。これによつて山門の上綱等子細を奏聞のために夥しう下洛すと聞えしかば、武士檢非違使西坂本に行向つて皆追返す。山門には御裁斷遅々の間、日吉の神輿を根本中堂へ振上奉りて、其御前にて信讀の大般若を七日讀みて、後二條の關白殿を呪咀し奉る。結願の導師には仲胤法印其時は未だ仲胤供奉と申(し)しが高座に上り鐘打ならし、敬白の詞に曰く、

「吾等が榮種の二葉よりおほしたて給ひし神達、後二條の關白殿に鎗矢一つ放ちあて給へ、大八王子權現。」  
と高らかにこそ祈誓したりけれ。其夜やがて不思議の事ありけり。八王子の御殿より鎗矢の

聲出て王城をさして鳴りてゆくとぞ人の夢には見えたりける。

其朝關白殿の御所の御格子を開けけるに、只今山より取つて來るやうに露に濡れたる櫓一枝立たりけるこそ不思議なれ。其夜よりやがて後二條の關白殿山王の御咎とて重き御病をうけさせ給ひて打伏させ給ひしかば、母上大殿の北の政所大に御嘆きあつて御様をやつし、賤しき下藪の眞似をして日吉の社へ参らせ給ひて、七日七夜が間祈り申させおはします。先づあらはれての御立願には芝田樂百番、百番のつくりもの、競馬、流鏑、相撲各百番、百座の仁王講、百座の藥師講、一揆手半の藥師百體、等身の一體、並びに釋迦阿彌陀の像各造立供養せられけり。又御心中に三の御立願あり、御心の中の御事なれば人いかでかこれを知り奉るべきに、それに何よりも又不思議なりける事には七夜に滿ずる夜八王寺の御社にいくらもありける參人どもの中に陸奥より遙々と上りたりける童神子夜半ばかり俄に絶え入(り)にけり。遙かにかき出して祈りければやがて立て舞ひ奏づ。人奇特の思をなしてこれを見る。半時ばかり舞うての後、山王降りさせ給ひて様々の御詫宜こそ聞くも恐しけれ。

「衆生等確かに承れ。大殿の北政所今日七日我が御前に籠らせ給うたり。御立願三あり。先づ一には今度殿下の壽命を助けさせおはしませ。さも候はゞ大宮の下殿に候ふもろくの崎人



に交りて一千日が間朝夕官仕申さんとなり。大殿の北政所にて世を世とも思しめさで過させ給ふ御心に子を思ふ道に迷ひぬれば、いぶせき事も忘られて、あさましげなる崎人に交りて一千日が間朝夕宮仕申さんとおほせらるゝこそ誠に物あはれにおほしめせ。二には大宮の橋殿より八王寺の御社迄廻廊作りて参らせんとなり。三千人の大衆降るにも照るにも社参の時痛はしう覺ゆるに、廻廊作られたらんはいかにめでたからん。三には今度殿下の壽命を助けさせおはしませ、さも候はゞ、八王子の御社にて法華問答講毎日退轉なく行はずべしとなり。此御立願どもはいづれも疎かならねども、上にはさなくともありなん、法華問答講こそ一定あらまほしう思し召せ。但し今度の訴訟はむげに安かりぬべき事にてありつるを、御裁許なくして神人社司射殺され、衆徒多く疵を被つてなく、我が御前に参りて訴へ申(す)が餘りに心苦しければ、いかならん世に忘るべしとも思し召さず、其上彼等に當る所の矢は則和光垂跡の御膚に立たるなり。まこと虚言はこれを見よ。」

とて肩脱いたるを見れば左の脇の下、大なる土盃の口ほど、穿げぬいてぞありける。

「是が餘りに心憂ければいかに申すとも、始終の事は叶ふまじ。法華問講一定あるべくは三年が命を延べて奉らん、それを不足に思召さば力及ばず。」

とて山王あがらせ給ひけり。母上此御立願の御事人に語り給はねば誰洩らしぬらんと少しも疑ふ方もましまさず。心肝に添うて殊に尊く思し召され、

「たとひ一日片時で候ふともありがたうこそ候ふべきに、まして三年が命を延べて給はらんと仰せらるゝこそ誠にありがたくは候へ。」

とて、御涙を押へて御下向ありけり。その後、紀伊國に殿下の領田中の庄といふ所を、永代八王寺へ寄進せらる。されば今の世に至る迄、八王寺の御社にて法華問答講毎日退轉なしとぞ承る。

かゝりし程に後二條の關白殿御病輕ませ給ひてもとの如くにならせ給(ふ)。上下喜びあはれし程に三年の過るは夢なれや。永長二年になりけり。六月二十一日又後二條の關白御殿御髪の際に悪しき御瘡出させ給ひて打臥させ給ひしが、同じき二十六日御年三十八にて遂に崩れさせ給ひぬ。御心の猛さ理の強ささしもゆゝしうおはせしかども、まめやかに事の急にもなりぬれば御命を惜しませおはします。誠に惜しかるべし。未だ四十にだに満たせ給はで大殿に先だたせ給ふこそ悲しけれ。必ず父を先だつべしといふことはなけれども、生死の掟に従がふ習、萬徳圓滿の世尊、十地究竟の大士達も力及ばせ給はぬ次第なり。慈悲具足の山王利物の方便に



てましませば御咎なかるべしとも覺えず。

御 輿 振

さる程に、山門には御裁斷遅々の間、國司加賀守師高を流罪に處せられ、弟近藤判官師經を禁獄せらるべき由奏聞度々に及ぶといへども御裁許なかりければ、日吉の祭禮を打止め安元三年四月十三日の辰の一點に十禪師、客人、八王子三社の神輿を飾り奉つて陣頭へ振上奉る。さがり松、きれ堤、賀茂の河原、糺、梅たゞ、柳原、東北院の邊にしら大衆、神人、宮仕、專當充ち満ちていくらといふ數を知らず。神輿は一條を西へ入らせ給へば、御神寶天に輝き、日月地に落ち給ふかと驚かる。是によつて源平兩家の大將軍に仰せ四方の陣頭を固めて、大衆防ぐべき由仰せ下さる。

平家には小松の内大臣の左大將重盛公、其勢三千餘騎で大宮面の陽明、待賢、郁芳三の門を固め給ふ。弟宗盛、知盛、重衡、叔父頼盛、教盛、經盛等は西南の門を固め給ふ。源氏には大内守護の源三位頼政、渡邊省、授をさきとしてその勢わづかに三百餘騎北の門縫殿の陣を固め給ふ。所は廣し、勢は少し、まばらにこそ見えたりけれ。さて大衆無勢たるによつて北の門縫殿の陣より神輿を入れ奉らんとす。頼政の卿さる人にて急ぎ馬より飛んで下り、兜を脱ぎ、手水嗽ひをして神輿を拜し奉る。兵ども皆かくの如し。頼政大衆の中へ使者を立て言ひ送らるべき旨あり。其使は渡邊の長七唱とぞ聞えし。唱がその日の装束には麴塵の直垂に、小櫻を黄にかへいたる鎧着て赤銅作りの太刀を佩き、二十四差いたる白羽の矢負ひ、滋籐の弓脇に挟み、兜をば脱いで、高紐にかけ、神輿の御前に畏つて、

「暫く靜まられ候へ。源三位殿より衆徒の御中へ申せと候とて、今度山門の訴へ理運の條勿論に候。御裁斷遅々こそ餘所にても遺恨に覺え候へ。この陣より神輿を入れ奉らん事子細に及び候はねども、但し頼政無勢に候。あけて入奉る。神輿陣より入らせ給ひなば、げにも山門の訴へはめだり顔しけりなど京童の申さん事後日の難にや候はんずらん。あけて入(れ)奉れば宣旨を背くに似たり。又防ぎ奉らんとすれば年來醫王山王に首を傾けて候身が今日より後ながく弓矢の道に別れ候なんず。かれと云ひこれといひかたぐ難治の様に覺え候。東の陣頭待賢門を小松殿の大勢にて固められて候。その陣より入らせ給ふべうもや候らん。」

と云ひ送りたりければ、唱がかく云ふに防がれて神人宮仕暫くゆらへたり。  
若大衆惡僧どもは



「何條その儀あるべき、只此陣より神輿を入れ奉れや。」

といふ輩多かりけれども、老僧の中に三塔の僉議者と聞えし攝津の堅者豪雲進み出て、

「尤も此の議さ云はれたり。抑我等神輿をさきだて參らせて訴訟を致さば、大勢の中を打破つてこそ後代の聞えもあらんずれ。就中この頼政の卿は六孫王より以降、源氏嫡々の正統、弓矢をとつても其不覺を知らず。凡そは武藝にも限らず歌道にも秀れたる男あり。一年近衛院御在位の御時當座の御會のありしに『深山の花』といふ題を出されたりしを人々皆詠み煩ひたりしをもこの頼政の卿、

み山木のそのこずゑとも見えざりし さくらは花にあらはれにけり

といふ名歌仕つて御感にあづかりたる程の優男にいかゞ時に臨んで情なう恥辱をば與ふべき。たゞ此陣より神輿をかきかへし奉れや。」

と僉議したりければ、先陣より後陣迄皆尤々とぞ同じける。

さて大衆神輿をばかき返し奉りて東の陣頭待賢門より入(れ)奉らんとしけるに、狼籍忽ち出來て武士ども散々に射奉る。十禪師の御輿にも矢ども數多射つけけり。神人宮仕射殺され、衆徒多く疵を蒙つて、喚き叫ぶ聲梵天迄も聞え、堅牢地神驚くらんとぞ覺える。さて大衆神輿を

ば陣頭に振棄て奉り泣く／＼本山へぞ歸り上りける。

### 内裏炎上

夕に及て藏人の左少辨兼光に仰せて、院の殿上にて、俄に公卿僉議ありけり。

「去んぬる保安四年四月に神輿入洛の時は座主に仰せて赤山の社に入(れ)奉らる。又保延四年七月に神輿入洛の時は祇園の別當に仰せて祇園の社へ入れ奉る。今度も保延の例たるべし。」

とて祇園の別當權大僧都澄憲に仰せ、秉燭に及て祇園の社へ入奉らる。其上神輿に立つ所の矢をば神人して是を抜かせらる。

「昔より山門の大衆神輿を陣頭へ振奉る事は永久より治承迄は六箇度なり。されども毎度に武士に仰せて防がせらるるに、神輿射奉る事これ始とぞ承る。靈神怒りをなせば災害衢に滿つと云へり。怖し怖し。」

とぞ各宣ひあはれける。

同十四日の夜の夜半ばかり又山内の大衆夥しう下洛すと聞えしかば、主上は夜中に腰輿に召して院御所法佳寺殿へ行幸なる。女院宮々は御車に奉りて他所へ行啓ありけり。小松の大臣は



直衣に矢負うて供奉せらる。嫡子權亮少將維盛は東帯に平胡籙負うてぞ參られける。關白殿を始め奉て太政大臣以下の卿相雲客われもく、と供奉せらる。凡そ禁中の貴賤京中の上下騒ぎ罵ること夥し。され共山門には神輿に矢たち神人宮仕射殺され衆徒多く疵を蒙つたりしかば、大宮二の宮已下の講堂、中堂、凡て諸堂一字も残さず皆焼き拂うて山野にまじはるべき由三千一同に僉議す。これによつて大衆の申處法皇御計ひあるべしと聞えしかば、山門の上綱等子細を衆徒にふれむとて登山すと聞えしかば、武士檢非違使西坂本におり下て皆追かへす。

平大納言時忠卿其時は未だ左衛門督にておはしけるが、上卿にたつ。大講堂の庭にて三塔會合し、「上卿をとつて引張り、しや冠を突き落しその身を搦めて湖に沈めよ」などぞ申ける。既にかうと見えし時時忠卿大衆の中へ使者を立てて

「暫く静まられ候へ。衆徒の御中へ申すべきことの候。」

とて、懷より小硯疊紙取出し、一筆書いて大衆の中へ送らる。これを開いて見るに

「衆徒の濫惡を致すは魔縁の所行なり。明王の制止を加ふるは善逝の加護なり。」

とこそ書かれたれ。是を見て大衆引張るにも及ばず、皆尤も同じて、谷谷へおり方々へぞ入にける。一紙一句をもつて三塔三千の憤を安め、公私の耻をのがれ給ひけん時忠卿こそゆゝ

しけれ。昔より山門の大衆は發向の亂りがはしきばかりかと思ひるたれば理をも存知しけりとぞ各囁きはれける。

同じき二十日の日花山院の權中納言忠親の卿を上卿にて國司加賀守師高を闕官せられて、尾張の井戸田へ流さる。弟近藤判官師經をば禁獄せらる。又去んぬる十三日神輿射奉りし武士六人獄定せらる。是等は皆小松殿の侍なり。

同じ四月二十八日の夜の戌の刻ばかり樋口富小路より火出來て京中多く焼けにけり。折筋巽の風烈しう吹いたりければ、大なる車輪の如くなる火焰が三町五町を隔てて、乾の方へ筋違に飛びこえ、飛びこえ焼けゆけば恐しなどもおろかなり。或は具平親王の千種殿或は北野の天神の紅梅殿、橋逸勢のはい松殿、鬼殿、高松殿鴨居殿、東三條多嗣の大臣の閑院殿、昭宣公の堀川殿これを始めて、昔今の名所三十餘ヶ所公卿の家だにも十六箇所迄焼けにけり。其他の諸大夫侍の家々は記すに及ばず。はては大内に吹きつけて朱雀門より始めて應天門、會昌門、大極殿、豐樂院諸司、八省朝所一時が中に皆灰燼の地とぞなりにける。家々の日記代々の文書七珍萬寶さながら塵灰となりぬ。其間の費いばかりぞ。人の焼死ぬる事數百人、牛馬の類數を知らず。是たゞ事にあらず。山玉の御咎とて比叡山より大なる猿どもの二三千おり下り手々に



松火をともいて京中を焼くとぞ人の夢には見えたりける。大極殿は清和天皇の御宇、貞觀十八年に始めて焼けたりければ、同じき十九年正月三日の日ぞ陽成院御即位は豊樂院にてぞありける。元慶元年四月九日の日事はじめ有りて、同じき二年十月八日の日ぞ造り出されたりける。後冷泉院の御宇天喜五年二月二十六日又焼けにけり。治曆四年八月十四日に事はじめありしかども作りも出されずして後冷泉院崩御なりぬ。又後三條の院の御宇延久四年四月十五日に作り出されて、文人詩を奉り伶人樂を奏して遷幸なし奉る。今は世末になつて國の力も皆衰へれば其後は遂に造られず。

## 平家物語卷第一

## 座主流

治承元年五月五日の日、天台座主明雲大僧正、公請を停止して所職を沒收せられける上、藏人を御使にして如意輪の御本尊を召返いて、御持僧を改易せらる。すなはち使廳の使を付けて、今度神輿内裏へ振り奉つたる衆徒の張本を召されけり。加賀の國に座主の御坊領あり。國司師高是を停廢の間、その宿意によつて大衆を語らひ訴訟を致さる。既に朝家の御大事に及ぶべき由、西光法師父子が讒奏によつて法皇大に逆鱗ありけり。既に重科に行はるべきよし聞ゆ。この明雲は院の御氣色あしかりければ印鑰を返し奉りて、座主を辭し申されけり。

同じき十一日鳥羽院の七の宮、覺快法親王天台座主に成らせ給ふ。是は青蓮院の大僧正行玄の御弟子なり。同じき十二日前座主所職を停めらるゝ上檢非違使二人を付て、井に蓋をし、火に水を掛けて、水火の責に及ぶ。是によつて大衆猶參洛すと聞えしかば、京中又騒ぎあへり。



同じき十八日太政大臣以下の公卿十三人参内して、陣の座に着き、前の座主罪科の事議定あり。八條の中納言長方の卿、その時は未左大辨の宰相にて末座に候はれけるが、進出て申されけるは、

「法家の勘狀に任せて死罪一等を減じて、遠流せらるべしとは見えて候へども、前座主明雲大僧正は顯密兼學して、淨行持律の上、大乘妙經を公家に授け奉り、菩薩淨戒を法皇にたもたせ奉る。御經の師、御戒の師、重科に行はれん事冥の照覽はかりがたし。還俗遠流を宥めらるべきか。」

と、憚る所もなう申されたりければ、當座の公卿、皆長方の議に同ずと申(し)あはれけれども、法皇の御憤深かりければ猶遠流に定めらる。太政の入道もこの事申さんとて院參せられたりけれども、法皇は御風の氣とて御前へもめされ給はねば本意なげにて退出せらる。僧を罪する習とて度縁を召し返し、還俗せさせ奉る。大納言の大輔、藤井の松枝と云ふ俗名をこそ附けられけれ。この明雲と申は村上の天皇の第七の皇子具平親王より六代の御末、久我大納言顯迪の卿の御子なり。誠に無雙の碩徳天下第一の高僧にておはしければ、君も臣も尊び給ひて、天王寺六勝寺の別當をもかけ給へり。されども陰陽の頭安倍泰親が申(し)けるは、

「さばかりの智者の明雲と名乗給ふこそ心得ね。上には日月の光をならべ、下に雲あり。」とぞ難じける。

仁安元年二月二十日の日天台座主にならせ給ふ。同じき三月十五日に御拜堂ありけり。中堂の寶藏を開かれけるに種々の重寶どもの中に方一尺の箱あり。白い布にて包まれたり。一生不犯の座主、かの箱を開けて見給ふに、黄紙に書ける文一卷あり。傳教大師、未來の座主の名字を兼ねて記し置かれたり。我名のある所迄は見て、それより奥をば見給はず、もとの如くに巻き返しておかるゝ習なり。さればこの僧正もさこはおはしけめ。かゝる貴き人なれども、先世の宿業をば免がれ給はず、哀なりしことどもなり。

同じき二十一日配所伊豆の國と定まりぬ。人々様々に申されけれども、西光法師父子が讒奏によつて、かやうには行はれけるなり。今日やがて都の内を追出さるべしとて、追立の官人、白河の御坊に行き向つて追奉る。僧正泣く泣く御坊を出てつゝ、粟田口の邊、一切經の別所へ入らせおはします。山門には詮ずるところ、我等が敵西光法師父子に過ぎたる者なしとて、彼等親子の名字を書いて、根本中堂におはします十二神將の内、金毗羅大將の左の御足の下に踏ませ奉り、



「十二神將、七千夜叉、時刻を廻らず西光法師父子が命を召し取り給へや。」  
と、喚き叫んで呪咀しけるこそ聞くも怖しけれ。

同じき二十三日一切經の別所より配所へ赴き給ひけり。さばかりの法務の大僧正ほどの人の追立の鬱使が先に蹴立てられて、今更又關の東へ赴かれけん心中の推量られててあはれなり。大津の打出の濱にもなりぬれば、文殊樓の軒端の白々として見えけるを二目とも見給はず、袖を顔に推當て、涙に咽び給ひけり。山門には宿老碩徳多しといへども、澄憲法印其時は未だ僧都にておはしけるが、餘に名残を惜み奉り、粟津迄送りまらせて、其より暇乞うて歸られるに、僧正志の切なることを感じて、年來御心中に祕せられたりし一心三觀の血脈相承を授けらる。此法は釋尊の附屬、波羅奈國の馬鳴比丘、南天竺の龍樹菩薩より、次第に相傳し來るを、今日のなさけに授けらる。さすが我朝は粟散邊地のさかひ、濁世末代といひがら、澄憲これを附屬して、法衣の袂を絞りつゝ、都へ歸り上られけん心中こそ尊けれ。

さる程に山内には大衆おこつて僉議す。

「抑我等義真和尚よりこのかた、天臺座主はしまつて五十五代に至る迄、未だ流罪の例を聞かず。倩事の心を案ずるに、延曆の比ほひ、皇帝は帝都をたて、大師は當山に攀上つて四明の教

法をこの所に弘め給ひしよりこのかた、五障の女人跡絶えて、三千の淨侶居をしめたり。峰には一乘讀誦年ふりて、麓には七社の靈驗日新なり。彼の月氏の靈山は王城の東北大聖の幽窟なり。此日域の叡岳も帝都の鬼門に峙つて、護國の靈地たり。代々の賢王、智臣、この所に壇場を占む。末代ならんからにいかんか當山に瑕をばつくべき。こは心うし。」  
とて、喚き叫ぶと云ふ程こそありけれ、滿山の衆のこりとどまる者も無く、皆東坂本へ降り下る。

一 行

十禪寺權現の御前にて大衆又僉議す。

「抑我等粟津へ行向つて貫主をば奪ひとどめ奉るべし。但追立の鬱使領送使あるなれば、左になう取得奉らん事有難し。今は山王大師の御力の外は又頼み奉る方なし。まことに別の仔細なく取得奉るべくはこれにて一つの瑞相を見せしめ給へ。」

とて、肝膽を碎き祈りければ、爰に無動寺法師乘圓律師が童に、鶴丸とて生年十八歳になりけるが心身を苦しめ五體に汗を流いて俄に狂ひ出たり。



「われ十禪師權現乗りるさせ給へり。末代といふともいかんか我山の貫首をば他國へは移さるべき。生生世々に心憂し。さらんにとつては吾この麓に跡を留めても何にかはせん。」

とて左右の袖を顔に押當てて、さめぐくと泣きければ、大衆是を恠みて、

「誠に十禪師權現の御託宣にたまはせば、我等驗をまらせん。一々に本の主に返したべ。」

とて、老僧共四五百人手々に持ちたる數珠どもを、十禪寺權現の大床の上へぞ投げ上げたる。後物狂ひ走廻り拾ひ集めて少しも違へず一々に皆本の主にぞくばりける。

大衆神明の靈驗日新なる事の尊さに、皆掌を合せて隨喜の感涙をぞ催しける。

「その儀ならば行向つて奪ひ留め奉れや。」

といふ程こそありけれ、雲霞の如くに發向す。或は志賀、唐崎の濱路に歩みつゞける大衆もあり、或は山田矢ばせの湖上に舟に棹さす衆徒もあり。これを見てさしもきびしげなりつる追立の鬱使領送使皆散々に逃去りぬ。大衆國分寺へ參り向ふ。前座主大に驚いて、

「凡そ勅勘の者は月日の光にだに當らずとこそ承はれ、況んや急ぎ追ひ下さるべしとて院宣宣旨のなりたるに少しも休らふべからず。衆徒とう／＼歸り上り給へや。」

と端近うまかり出でて宣ひけるは、

「三台槐門の家を出て四明幽溪の窓に入りしよりこのかた廣く圓宗の教法を學して顯密兩宗を學びき。只我山の興隆をのみ思へり。又國家を祈り奉る事も疎かならず、衆徒を育くむ志も深かりき。兩所三聖定めて照覽し給ふらん。身に過つ事なし。無實の罪に依つて遠流の重科蒙ること世をも人をも神をも佛をも又恨み奉る方無し。誠に是迄訪ひ來り給ふ衆徒の芳志こそ報じ盡し難けれ。」

とて、香染の御衣の袖絞りもあへさせ給はねば、大衆も皆鎧の袖をぞ濡しける。御輿かき寄せて、

「とう／＼。」

と申しければ、前座主宣ひけるは、

「昔こそ三千の衆徒の貫主たりしが、今はかゝる流人の身となつて、いかでかやんごとなき修學者、智惠深き大衆達に昇捧げられては上るべき。たとひ上るべきなりとも、藥杵くすりこぎなどいふ物縛りはいて、同じやうに歩みつゞいてぞ上らめ。」

とて、遂に乗り給はず。

此處に西塔の住侶戒淨坊の阿闍梨祐慶といふ惡僧あり。丈七尺ばかりありけるが、黒革絨の



鎧の大荒目に金ませたるを草摺長に着なし兜をば脱いて法師ばらにもたせつ、白柄の長刀杖につき大衆の中を押分々々前座主の御前に参り大の眼をいからかし前座主を暫し睨まへ奉つて、  
「その御心でこそかゝる御目にもあはせ給ひ候へ。とう／＼召さるべう候。」

と申(し)ければ、前座主恐しさに急ぎ乗り給ふ。大衆取得奉る嬉しさに賤しき法師ばらにはあらで、やんごとなき修學者智慧深き大衆達が昇捧げ奉つて上る程に人はかはれども祐慶はかはらず、前興昇いで興の轅も長刀の柄も摧けよと取るまゝに、さしも峻しき東坂平地を行くが如くなり。大講堂の庭に御興昇き据ゑ奉つて、大衆又僉議す。

「抑我等粟津へ行向つて貫主をば奪ひ留め奉りぬ。但勅勘を蒙つて遠流せられ給ふ人を取留め奉つて貫主に用ひ申さんこといかゞあるべかるらん。」

と評定す。戒淨坊の阿闍梨祐慶又先の如く進み出て申(し)けるは、

「それ當山は日本無双の靈地、鎮護國家の道場、山王の御威光盛にして佛法王法牛角なり。されば衆徒の意趣に至る迄、賤しき法師ばら迄も世以て輕めず。昔は智慧高貴にして三千の衆徒の貫主たり。今は德行重くして、一山和尚たり。罪無くして罪を蒙り給ふこと山上洛中の憤、興福、園城の嘲にあらずや。その時我等顯密の主を失つて、數輩の學侶螢雪の勤怠らんこと心

憂かるべし。詮ずる所祐慶張本に稱せられ、禁獄流罪に及び首を刎ねられん事、今生の面目、冥途の思出にてこそ候へ。」

とて、双眼より涙をはら／＼と流しければ、大衆も皆尤々とぞ同じける。それよりしてこそ祐慶をばいか目房とは云はれけれ。その弟子に惠慶律師をば時の人小いかめ房とぞ申しける。

前座主を東塔の南谷に妙光坊に入(れ)奉る。時の横災は權化の人も免れ給はざりけるにや。されば唐の一行阿闍梨は玄宗皇帝の御持僧にておはしけるが、玄宗の後、楊貴姫に名を立給へり。昔も今も大國も小國も人の口のさがなきことは、跡かたなきことなりしかども、その疑によつて果羅國へ流され給ふ。件の國へは三の道あり。輪地道とて御幸道、幽地道とて雜人の通ふ道、暗穴道とて重科の者を遣す道なり。さればこの一行阿闍梨は大犯の人なればとてかの暗穴道へぞ遣されける。七日七夜が間、月日の光を見ずして行く所なり。冥々として人もなく行歩に先途迷ひ、森々として山深し。只澗谷に鳥の一聲ばかりにて、昔の濡衣乾敢へず、無實の罪によつて遠流の重科蒙ることを天道憐れ給ひて、九曜の象を現じつゝ、一行阿闍梨を護り給ふ。時に一行右の指を食切つて、左の袂に九曜の象を寫されけり。和漢兩朝に眞言の本尊たる九曜の曼陀羅是なり。



## 西光が斬られ

さる程に山内の大衆前座主取留め奉つたること法皇御憤未だやまず。西光法師が申けるは、昔よりの山内の大衆は發向の濫りがはしき訴仕ること今に始めずとは申(し)ながら今度は以ての外に過分に候。よく御計ひ候べし。これを御警め候はずば此後は世が世でも候まじ。とぞ申(し)ける。只今身の滅びんずる事をも顧ず、山王大師の神慮にも憚らず、斯様に申し憐宸を惱し奉る。讒臣は國を亂ると云へり。誠なる哉、叢蘭茂からんとすれども秋の風是を破り、王者明かならんとすれば讒臣是を闇うすとも斯様の事をや申すべき。新大納言成親。卿以下近習の人々に仰せて、法皇の山攻めらるべき由聞えしかば、山門の大衆はさのみ王地にはらまれて、詔命を對捍せんも恐ありとて内々院宣に従ひ奉る衆従もありなど聞えしかば、前座主は東塔の南谷妙光坊におはしけるが大衆二心ありと聞給ひて、

「又如何なる憂目にか逢ふべきやらん。」

とぞ宣ひける。されども流罪の沙汰は無かりけり。

さる程に新大納言は山門騒動によつて私の宿意をば暫く抑へられけり。そも内議支度は様々

なりしかども、擬勢ばかりで此謀叛叶ふべしとも見えざりければ、さしも頼まれたりつる多田藏人行綱此事無益なりと思ふ心や附にけん、弓袋の料にとて送られたりける布どもをば、直垂帷に裁縫うて、家の子郎等どもに着せつゝ、目打しばたゝいてるたりけるが、つらく當世の體を見候に當家たやすう傾き難し。若し此事洩れぬる程ならば、行綱先づさきに失はれなはず。他人の口よりもれぬ先に返忠して命生うと思ふ心や附きにけん、同じき二十九日の小夜更け方に入道相國の西八條の邸に行向つて、

「行綱こそ申べきことありて此迄參(つ)て候へ。」

と案内を云入たりければ、入道

「常にも參らぬ者の參したる事は何事ぞ、あれきけ。」

とて主馬判官盛國を出されたり。「全く人傳には申まじき事なり。」といふ間「さらば」とて入道自ら中門の廊へぞ出られたる。

「夜は遙に更けぬらん如何に只今何事ぞ。」

と宣へば、

「晝は人目の繁う候へば夜に紛れ参りて候。此程院中の人々の兵具を整へ、軍兵催されし事を



「何事とか聞し召されて候。」

入道、

「いさとよ、それは法皇の山あらためらるべしとこそ聞け。」

「いと事もなげにぞ宣ひける。行綱近う寄り小聲になりて、

「全くその儀では候はず。一向當家の御上とこそ承つて候へ。」

入道

「さてそれをば法皇知ろしめされたるか。」

「仔細にや及び候。執事の別當成親の卿の軍兵催され候事も院宣とてこそ召され候へ。康頼が  
兎と申して俊寛が角申して西光が角振舞うて。」

「など初より有の儘にさし過て云ひ散らし、我身は暇申(し)てとて出ければ、その時入道大聲  
を以て侍ども呼び罵り給ふこと聞くも夥し。行綱なまじるなる事申出して證人にや引かれんず  
らんと恐ろしさに人も追はぬに取袴し大野に火を放ちたる心地して、急ぎ門外へぞ逃出ける。」

其後入道筑後守貞能を召して、

「當家傾けうとする謀叛の輩どもこそ京中に充ち満ちたんなれ。一門の人々にも觸れ申せ。」

侍ども催せ。」

と宣へば馳せ廻つて催す。右大將宗盛、三位中將知盛、頭中將重衡、左馬頭行盛一門の人々  
甲冑弓箭を帶して馳せ集ふ。其外侍ども雲霞の如くに馳せ集り夜の中に入道相國の西八條の  
邸には兵ども六七千騎も有らんとぞ見えし。

「明くれば六月一日の日なり。未だ暗かりけるに、入道相國檢非違使阿倍資成を招いて、

「きつと院の御所へ参り、大膳大夫信成を呼出して申さんずる事はよな、新大納言成親卿以下  
近習の人々此一門滅して天下亂らんとする企あり。一々に搦め取つて尋ね沙汰仕り候べし。そ  
れをば君も知ろしめさるまじう候と申すべし。」

とぞ宣ひける。資成急き院の御所に馳参り大膳大夫信成を呼出して此事申すに色を失ふ。臆  
て御前へ参りて此由奏聞したりければ、法皇

「あははや此等が計りし事の洩れ聞えけるにこそ。さるにてもこは何事。」

とばかり仰せられて、分明の御返事もなかりけり。資成急ぎ走り歸つて、此由かくと申(し)  
ければ入道

「さればこそ行綱は眞を申たれ。此事告げ知らせずば淨海安穩にてやはあるべき。」



とて、筑後守貞能飛彈守景家を召して、當家傾けうとする謀叛の輩どもこそ家中に充ち満ちたんなれ。一々に搦め取るべき由下知せらる。よつて二百餘騎三百餘騎あそこ爰に押寄々々搦め取り、入道相國先づ雜色を以て中御門烏丸の新大納言の宿所へ、

「きつと立ち寄せ給へ。申合すべきことの候。」

と宣ひ遣されたりければ、大納言我身の上とは露知らず、

「あはれこれは法皇の山攻めらるべき由の御結構なるを申宥められんずるにこそ、御憤深げなり、如何にも叶ふまじきものを。」

とて、ない清げなる袍衣たをやかに着なしあざやかなる車に乗り、侍三四人召具して、雜色牛飼に至る迄常よりも尙引繕はれたり。そも最後とは後にこそ思ひ知られけれ。西八條近うなつて見給へば、四五町に軍兵とも充ち満ちたり。そも何事ならんと胸打騒がれけれども、門前にて車より降り、門の内へさし入て見給へば、内にも兵ども隙はざまもなうに充ち満ちたる。中門の口には恐ろしげなる者ども數多待受け奉り、大納言を取つて引張(り)

「こは縛むべう候やらん。」

と申しければ、入道簾中より遙に見出し給ひて、

「あるべうもなし。」

と宣へば、椽の上へ引上せ奉り一間なる所に押籠奉つてけり。大納言は夢の心地して、つや／＼物も覺え給はず。供にありつる侍ども大勢に押隔てられて、散々になりぬ。雜色牛飼、牛車を棄て、皆逃げ去りぬ。

さる程に法勝寺の執行俊寛僧都近江の中將入道蓮淨、山城守基兼、式部大夫正綱、平判官康頼、宗判官資行も捕はれてこそ出來たれ。西光法師、此由を傳へ聞きて、我身の上や思ひけん、鞭を打て院の御所へ馳參る。六波羅の兵ども道にて行遇ひ、

「西八條より召さるゝぞきつと參れ。」

といひければ、

「これは奏すべき事ありて、院の御所へ參る。臆てこそ歸り參らめ。」

といひければ、

「憎い入道めが何事をか奏すべかんなるぞ、さないはせそ。」

とて、しや馬よりとつて引き落し中に括つて西八條殿へ提げて參る。月の始より根元與力の者なりければ殊に強うは縛めて、御坪の内にぞ引据ゑたる。入道椽に立つて、



「あな憎や、當家傾けうとする謀叛の奴がなれる姿よ、しやつ此處へ引きよせよ。」  
とて、椽の際へ引寄せさせ、物はきながらしやつらをむず／＼とぞ踏まれける。

「己れらがやうなる賤しき下臈の果を君の召使はせ給ひて、なさるまじき官職をなしたび、過分の振舞をすると思しに合せて、過たぬ天臺座主流罪に申行ひ、あまつさへ當家傾けうとする謀威の輩ともがらともに組してけるなり。ありの儘に申せ。」

とこそ宣ひけれ。西光もよとり勝れたる大剛の者なりければ、ちとも色も變ぜず、わろびれたる氣色もなく、居直りあざ笑つて申(し)けるは、

「院中に召使はるる身なれば、執事の別當成親の卿の院宣とて軍兵催され候。事に組せずとは申すべき様なし。それは組したり。但、耳に留とまる事をも宜ふものかな。他人の前は知るべからず、西光が聞かんずる所にては左様の事をばえこそ宣ふまじけれ。抑御邊は刑部卿忠盛の嫡子にておはせしが、十四五迄は出仕もし給はず。やゝあつて故中御門なかのの藤中納言家成かせいの卿の邊に立入給ひしを、京童は皆例の高平太とこそ云ひしか。然るを保延の頃海賊の張本三十餘人擣め出されたりし勳賞けんしょうに四品ほんして四位の兵衛佐と申ししをだに人々は皆過分とこそ申合れしか。殿上の交をだに嫌はれし人の子孫にて大政大臣迄なり上つたるや過分なるらん。もとより侍程の

者の受領檢非違使に至る事先例なきにあらず。なじかは過分なるべき。」

と憚る所もなう云ひ散らしたりければ、入道相國餘りに腹を据ゑかねて、暫しは物をも宣はず。やゝあつて入道宣ひけるは、

「しやつが首左右なう斬るな。よく／＼糾問して事の仔細を尋ね問ひ、其後河原へ曳出かうべて首を刎なねよ。」

とぞ宣ひける。松浦まつらの太郎重俊承つて手足を挟み、様々にして痛め問ふ。西光もとより争ひ申さざりける上、拷問がうもんは嚴しかりけり。殘なうこそ申しけれ。白狀四五枚に記せられて、其後口を裂けとて裂かれ、五條西の朱雀しゆじやうにして遂に斬られにけり。嫡子加賀守師高は闕官せられて屋張の井戸田みやたへ流されたりしを、同じき國の住人、小胡麻こごまの群司維季に仰せて討たせらる。弟近藤判官師經をば獄より引出て誅せらる。其弟左衛門尉師平あまひら、郎等三人同じく首かうべを刎なねられけり。是等は、皆云ふかひなきものの秀でて、いろふまじき事をのみいろひ、過たぬ天臺座主流罪に申行ひ果報や盡きにけん、山王大師の神罰冥罰みやうばつを立所に蒙つてかゝる憂目にあへりけり。

小 教 訓



新大納言は一聞なる所に、押籠められて汗水になりつゝ、あはれこれは日頃のあらまし事の洩れ聞えけるにこそ、さりとは誰漏らしぬらん、定めて北面の者どもの中にぞあるらんなど思ひ續け給ふ所に、後より足音の高らかにしければ、すは只今我命失はんとて武士どもの來るにこそと思ひ給ふ所に、さはなくして入道自ら板敷高らかに踏みならし、大納言のおはしける後の障子をさつと明けられたり。素絹の衣の短らかなるに白き大口踏みくくみ、聖柄の刀押寛げてさすまゝに、以ての外に怒れる氣色にて大納言をはつたと睨まへ奉つて、

「抑御邊は平治にも既に誅せらるべかりしを、内府が身に變へて申請け、頸を繼奉つしは如何に。恩を知るを以て人とはいふぞ、恩を知らぬをば畜生とこそいへ。然るを何の遺恨あつて此一門を滅すべき由の結構は候ぞ。されども當家の運命未だ盡きせざるによつて是迄は迎へたんなり。日頃のあらましの次第直に承らん。」

と宣へば、大納言

「それは人の讒言にてぞ候らんずらん。よくよく御尋ね候べし。」

とぞ申されける。其時入道大に怒つて、

「人やある、くく。」

と召されければ、筑後守貞能つと参りたり。

「西光めが白狀とつて参れ。」

と宣へば、持ちて参りたり。入道自ら引ひろげ二三篇讀み聞かせ、

「あな憎や、此上をば何とか陳ずべかなるぞ。」

とて大納言の顔にさつと投げ掛け、障子をちやうとたてて出られけるが、尙腹を据ゑかねて、

「経遠兼康。」

と召す。難波の次郎、瀬尾太郎参りたり。

「あの男とつて庭へ引落せ。」

と宣へども是等左右なうし奉らず。

「小松殿の御氣色如何候ひけるやらん。」

と申ければ、入道

「よし／＼己等は内府が命をば重うして入道か仰をば輕うしけるござんなれ、その儀ならば、力及ばず。」

と宣へば、是等あしかりなんとや思ひけん、大納言をとつて庭へ引落し奉れば、その時入道



心地よげにて、

「とつて伏せて、喚かせよ。」

とぞ宜ひける。二人の者ども大納言の左右の耳に口を當てて、

「如何様にも御聲を出づべう候。」

と囁いて、引伏せ奉れば二聲三聲ぞ喚かれける。その體冥途にて娑婆世界の罪人を或は業の秤にかけ、或ひは淨頗梨の鏡に引向けて、罪の輕重に任せつゝ、阿防羅刹が呵嘖すらんも是には過ぎじとぞ見えし。蕭樊囚はれ囚はれて韓彭蒯醢されたり。梟錯戮を受け周儀罪せらる。譬へば蕭何樊噲、韓信、彭越、是等は皆高祖の忠臣たりしかども小人の讒によつて、過敗の恥をうくとも斯様の事をや申(す)べき。新大納言は我身のかくなるにつけても、子息丹波少將成經以下幼き者どもの如何なる憂目にか逢ふらんと思ひやるにも覺束なし。さばかり熱き六月に裝束をだにも寛げず、暑きも堪へ難ければ胸もせきあぐる心地して、汗も涙も争ひてぞ流れける。さりとも小松殿は思し召し放たじものをとほ思はれけれどもそれも、誰して申すべしとも思へ給はず。大臣は例の善惡に騒ぎ給はぬ人にておはしければ、遙かに日たけて後、嫡子權亮少將維盛を車の尻に乗せつゝ、衛府四五人隨身二三人召具して、軍兵どもをば一人も具せられず誠に

大樣げにておはしければ、入道を始め奉つて一門の人々皆おもはずげにぞ見給ひける。門前にて車より下りさせ給ふ所へ貞能さつと參て、

「などは是程の御大事に軍兵どもをば一人も召具せられ候はぬやらん。」

と申(し)ければ、大臣

「大事とは天下の事をこそいへ、かやうの私事を大事といふやうやある。」

と宜へば、弓箭兵伏を帶したりける兵ども皆そぞろいてぞ見えたりける。其後大納言をば何處に置き奉りたるやらんと此處彼處の障子を引明けく見給ふに、ある障子の上に蜘蛛手結うたる所あり。此處やらんとて明けられたれば大納言おはしけり。涙に咽び俯して目も見あげ給はず。

「さていかにや。」

と宜へば、其時見付け奉つて嬉しげに思はれたる氣色、地獄にて罪人共の地藏菩薩に會ひ奉るらんもかくやとおぼえて哀なり。

「何事にて候やらん。今朝よりこれにてかゝる憂目にあひ候。渡らせ給へば、さりともとこそ深う頼み奉つて候へ。平治にも既に誅せらるべかりしを、御恩を以て頭をつかれ申し、正二位



の大納言に上つて年既に四十に餘り候。御恩こそ生々世々に報じ盡し難う候へども、今度も亦甲斐なき命を今一度助けさせおはしませ。然だにも候はば身の暇を賜ひて出家入道仕つり、如何ならん片山里にも籠り居て一筋に後世菩提の勤を營み候はん。」

とぞ申されける。大臣

「それ迄の事は思ひも寄り候はず。さ候へばとて御命失ひ奉る迄の事はよも候はじ。縦ひさ候とも重盛かうて候へば、御命には代り參らせ候べし。御心安く思召され候へ。」

とて父の禪門の御前におはして、

「あの大納言失はれむ事はよく／＼御思惟候べし、先祖修理大顯季白河の院に召使はれ參らせしより、此方家に其例なし。正二位の大納言に上つて當時君無双の御いとほしみ、やがて首を刎ねられん事然るべくも候はず。只都の外へ出されたらんに事足り候なんず。北野天神は時平大臣の讒奏にて憂名を西海の波に流し西の宮の大臣は多田滿仲の讒言によつて思を山陽の雲に寄す。各無實なりしかども、流罪せられ給ひにき。是皆延喜の聖代、安和の御門の御僻事とぞ申傳へたる。上古尙かくの如し、況んや末代に於てをや。賢王尙御誤あり、況んや凡人に於てをや。其上仰せ合せらるゝ大納言を召置かれぬる上は急ぎ失はれずとも何の恐か候べき。刑の

疑はしきをば輕んぜよ。功の疑はしきをば重んぜよ。」とこそ見えて候へ。事新しき申事にて候へども、重盛かの大納言の妹に相具して候、維盛亦聲なりけり。かやうに親しうなりて候へば申すとや思召され候らん、其儀では候はず。只君の爲國の爲家の爲の事を思ひて申候。一年故少納言入道信西か執權の時に相當つて嵯峨皇帝の御時右兵衛督藤原仲成を誅せられてよりこのかた保元迄は君二十五代が間行はれざりし死罪の始めて取行ひ、宇治の悪左府の死骸を掘り起いて實驗せられたりし御事などは餘りなる御政とこそ存候へ。されば古の人も『死罪を行へば海内に謀叛の輩絶えず』とこそ承つて候へ。やがて此詞に付て中二年ありて平治に又世亂れ信西が埋まれたりしを掘起し首を刎ねて大路を渡され候き。保元に申し行ひし事の幾程もなくて早身の上に向はれにきと思へば恐しうこそ候へ。これ又させる朝敵にても候はず、旁恐あるべし。御榮華残る所なければ思召さるゝ事はあるまじけれども子々孫々迄も繁昌こそあらまほしうは候へ。父祖の善悪は必らず子孫に及ぶとこそ見えて候へ。『積善の家には餘慶あり、積悪の門には餘殃絶えず』とこそ承はれ如何様にも今夜首を刎ねられん事然るべうも候はず。と申されたりければ、入道相國げにもとや思はれけん、死罪は思ひ止まり給ひけり。

其後大臣中門に出でて侍共に宣ひけるは、



「仰せなればとて、あの大納言失はん事左右なうあるべからず。入道腹のたちの儘に物騒がしき事し給ひて後に必ず悔み給ふなり。僻事して我恨むな。」

と宣へば、兵ども皆首をふつて恐れ慄く。

「さて今朝経遠兼康が、あの大納言に情なう當り奉つたる事こそ返々も奇怪なれ。片田舎の侍は皆かゝるぞとよ。」

と宣へば、難波も瀬尾も共に恐入たりける。大臣はか様に宣ひて小松殿へぞ歸られける。

さる程に大納言の侍共急ぎ中御門烏丸の新大納言の宿所に歸り參つて、此由かくと申(し)ければ、北方さては今朝を限にておはしつる事の悲しさよとて引被いてぞ伏し給ふ。

「少將殿を始め參らせて、幼き人々も皆とられさせ給ふべしとこそ承はりて候へ。急ぎいづ方へも忍ばせ給ふべうもや候らん。」

と申(し)ければ、北方

「今は此身とても安穩にてなにかはせんなればたゞ一夜の露とも消えん事こそ本意なれ。」

とぞ宣ひける。既に武士どもの近づく由聞えしかば、かくて恥がましよううたて目を見んもさすがなればとて、十になり給ふ女子八歳の男子一つ車にとり乗つて何地をさすともなくやり出す。

す。大宮を上りに北山の邊雲林院にぞ入らせおはします。その邊なる僧坊に下し置き奉り送りの者どもは、身々の捨て難さに皆暇申(し)て歸りにけり。今は稚き幼き人々ばかり残りゐて又こととふ方もなくておはしける。北方の心の中推量られて哀なり。暮行く影を見給ふにつけても大納言の露の命のこの夕を限なりと思ひやるにも消えぬべし。宿所には女房侍多かりけれども、物をだに取りした、めず、門をだに押しもたてず、馬どもは既に並みたちたれども草かふもの一人もなし。夜あくれば馬車門に立並み賓客座に連なつて遊び戯れ舞ひ踊り、世を世ともし給はず、近き邊の者どもは物をだに高く云はず怖ぢ恐れてこそ昨日迄もありしに、夜の間に變る有様盛者必衰の理も目の前にこそあらはれたれ。樂盡きて哀來ると書かれたる江相公の筆の跡今こそ思ひ知られけれ。

### 少將乞請

丹波少將成經はその夜しも院の御所法住寺殿に上臥して、未だ出られざりけるに大納言の侍ども急ぎ院の御所に馳せ參り、少將殿をよび出し奉り此由かくと申(し)ければ、少將これ程の



事などや宰相の許より告げ知らせられざるらんと宜ひも果てぬに、宰相殿よりとて御使あり。此宰相と申(す)は入道相國の弟、宿所は六波羅の惣門の内におはしければ、門脇かどわきの宰相とぞ申(し)ける。丹波の少將には舅なり。

「何事にて候やらん。今朝西八條殿よりきつと具し奉れと候。」

と宜ひ遣されければ少將早この事心得て近習の女房達を呼出し參らせて、

「ゆふべ何となう世の物騒しう候しを例の山法師の下るかなどよそに思ひて候へば、はや成經が身の上に罷りなりて候けるぞや。ゆさり大納言斬らるべう候なれば、成經とても同罪にて候はんずらむ。今一度御前へ參りて君を見參らせ度は候へどもかゝる身に罷り成て候へば憚り存候。」

と申されたりければ、女房達急ぎ御前へ參りて此由奏聞せられたりければ、法皇は今朝の禪門の使に早御心得あつて、

「さるにても今一度これへ。」

との御氣色ありしかば少將御前へ參られたり。

法皇御涙を流させ給(ひ)て仰せ下さるる事もなく少將も亦涙に咽んで申上らるる旨もなし。

やゝあつて少將御前を罷り出でられけるに法皇後うしろを遙に御覽じ送つて、

「たゞ末代こそ心憂けれ。これが限にて又も御覽せぬ事もやあらんずらん。」

とて御涙せきあへさせ給はず。少將御前を罷り出(て)られけるに院中の公卿殿上人局の女房達に至る迄少將の名残を惜しみ袂に縋り涙を流し袖を濡らさぬはなかりけり。舅の宰相の許へ出られたれば北方は近う産すべき人にておはしけるが、今朝より此嘆を打添へて、既に命も消え入る心地ぞせられける。少將御所を罷り出でられけるより流るゝ涙盡きせぬに今北方の有様を見給ひてぞいとせん方なげには見えられける。少將の乳母めのとに六條といふ女あり。

「御乳に參り始め候ひて、君を乳ちの中より抱き上げ參らせおほしたて參らせしより、このかた月日の重なるに従つて我身に年の行くをば嘆かずして、偏へに君の大人しうならせ給ふ事をのみ悦び、あからさまとは思へども、今年は二十一年離れ參らせ候はず。院内ひんうちへ參らせ給ひて遅う出でさせ給ふだに心苦しう思ひ參らせ候ふに、遂に如何なる憂目にか合せ給ふべきやらん。」

とて泣く。少將

「いたうな嘆いそ。さて宰相おはすればさりとて命ばかりをば乞ひ請け給はんずらん。」

とやう／＼に慰め宜へども、六條人めも恥ぢず泣き悶えけり。



さる程に西入條殿より使しきなみにありしかば、宰相  
「今は只出向つてこそともかうもならぬ。」

とて出られければ、少將も宰相の車の尻に乗つてぞ出られける。保元平治よりこのかた平家の人々樂榮のみあつて憂愁はなかりしにこの宰相ばかりこそ由なき聲故にかゝる嘆をばせられけれ。西入條近うなつて先づ案内を云ひ入られたりければ、少將をば暫らく門の内へは入らるべからずと宣ふ間其邊なる侍の許に下しおき奉り宰相ばかりぞ門の内へは參られける。何時しか少將殿をば武士ども打圍んで守護し奉る。さしもさがたう思はれたりつる宰相殿には、離れ給はぬ少將の心の内さこそはたよりなかりけぬ。宰相中門に居給ひ、たれとも入道出も合はず。ややあつて宰相源大夫の判官季貞を以て申されけるは

「教盛こそ由なき者に親しうなつて返々悔しむ候へども甲斐ぞなき。相具せさせて候者の此程惱む事の候が今朝より此嘆を打添へて既に命も絶え候なんす。教盛かうて候へばなじかは僻事をさせ候べき。少將をば暫く教盛に預けさせおはしませと申すべし。」

とぞ宣ひける。季貞參て此由を申す。入道例の宰相が物に心得ぬよとてとみに返事もし給はず。やゝあつて入道宣ひけるは、

「新大納言成親の卿以下近習の人々この一門滅して天下亂らむとする企あり。既にこの少將は彼大納言が嫡子なり。疎うもなれ親しうもなれ、えこそ申(し)宿むまじけれ。若し此謀叛遂げましかば御邊とてもおだしうてやおはすべきといふべし。」

とぞ宣ひける。季貞歸り參つて宰相殿に此由を申す。宰相世にも本意なげにて重ねて申されけるは、

「保元平治よりこのかた度々の合戦にも御命には代り參らせんとこそ存じしか。此後も荒き風をば先防ぎ參らせ候べし。たとひ教盛こそ年老いて候とも若き子供數多候へば、一方の御固にもなどかならで候べき。それに暫く少將を預からうと申(す)に御許され候はぬは、一向教盛を二心あるものと思召され候にこそ。是程にうしろめたう思はれ參らせて世に有ても何にかはし候べきなれば身の暇を賜て、出家入道仕り高野粉河にも籠りて、一筋に後世菩提の勤を勞み候はん。よしなき憂世の交かな。世にあればこそ望みもあれ、望の叶はねばこそ恨もあれ。しかじ憂世を厭ひ眞の道に入(り)なんには。」

とぞ宣ける。季貞參つて、

「宰相殿ははや思召切つて候ぞ。ともかうもよきやうに御計ひ候へ。」



と申(し)ければ、入道

「いや／＼出家入道迄の事は餘りけしからず。その儀ならば少將をば暫く教盛に預くるといふべし。」

とぞ宜ひける。季貞歸り参つて、宰相殿に此由を申す。宰相

「あはれ人の子をば持つまじかりける物哉。吾子の縁に結ばふれざらんには是程迄心をばくだかじ物を。」

とて出られけり。少將待うけ奉つて、

「さていが、候ひつるやらん。」

と申されければ、

「入道大に怒つて宰相には遂に對面もし給はず。いかにも叶ふまじき由を頻りに宜ふ間出家入道まで申たればにや、其儀ならば御邊をば暫く教盛にあづくるとは宜ひつれども、それも始終はよかるべしとも覺えず。」

と宜へば、少將

「さ候はんには成經ははや御恩をもつて暫しの命のび候にこそ。さて父で候大納言が事はなに

とか聞し召されて候。」

宰相

「いさとよ、それは御邊の事をこそやう／＼に申(し)たれ、それ迄の事は思ひもよらず。」

と宜へば、少將涙をはら／＼と流いて

「命の惜しう候も、父を今一度見ばやと思ふためなり。ゆさり大納言きらるべう候なれば、成經とても命生きて、何かにはし候べきなれば、只一所てよきやうに申(し)てたばせ給ふべうもや候らん。」

と申されたりければ、宰相よにも苦しげにて、重ねて宜ひけるは

「御邊の事をこそやう／＼に申(し)たれ、其迄の事は思ひもよらざりつれども、今朝内大臣のやう／＼に申されつれば其も暫しはよきやうにこそ聞け。」

と宜へば、少將聞きもあへ給はず、手を合てぞ悦ばれける。子ならざらん者は誰か只今我身の上を指を以て是程迄は悦ぶべき。まことの契りは親子の仲にぞありける。子をば人の持つべかりける物かな」とやがて思ひぞ返されける。さて今朝の如く同車して歸られたれば、宿所には女房侍さし集ひて死んだる人の生返りたる心地して悦泣をぞせられける。



## 教訓

太政の入道はかやうに人々數多召縛め置いても尙心ゆかずや思はれけん。既に赤地の錦の直垂に黒糸緘の腹巻の白金物打つたる胸板責め、先年安藝守たりし時神拜のついでに靈夢を蒙つて嚴島の大明神より現に賜はれたりける白金の蛭巻したる小長刀常の枕を放たず立られたりしを脇に挟んで中門の廊へ出られたる。其氣色大方ゆゝしうぞ見えし。

「貞能。」

と召す。筑後守貞能は木蘭地の直垂に緋緘の鎧著て御前に畏つて候ける。

「貞能此事如何思ふ。抑保元に平右馬助を始め奉つて一門半過ぎて新院の味方に参りにき。一の宮の御事は、故刑部卿の殿の養君にてましましかば、かたゞ見離ち参らせ難かりしかども、故院の御遺誠に任せて味方にて先をかけたたりき。是一の奉公なり。次に平治元年十二月信頼義朝が謀叛の時も院内を取り奉つて大内に立籠り天下暗闇となりたりしにも入道随分身を捨てて凶徒を追ひ落し經宗惟方を召縛めしに至る迄、併君の御爲に命を失はんとする事度々に及ぶ。されば人何と申(す)とも此一門をば七代迄はいかてか思召捨てさせ給ふべきにそれに成親

といふ無用の徒者西光といふ下賤の不當人が申(す)事に君のつかせ給ひて、やゝもすれば此一門滅すべき由の御結構こそ遺恨の次第なれ。この後も讒奏する者あらば當家追討の院宣を下されつと覺ゆるなり。朝敵となつて後は如何に悔ゆとも益あるまじ。暫く世を静めん程法皇をば鳥羽の北殿へ移し参らするかしからずば是へまれ御幸をなし参らせうと思ふは如何に。その儀ならば定めて北面の者どもの中より箭をも一射んずらん。其用意せよと侍どもに觸るべし。入道大方院方の奉公思切つたり。馬に鞍置け着背長取出せ。」

とぞ宣ひける。

主馬の判官盛國急ぎ小松殿へ馳参つて、

「世ははやかう候。」

と申(し)ければ大臣は、

「はや成親の卿が首の刎ねられたんな。」

と宣へば、

「其儀では候はねども、入道殿の御着背長を召され候上侍どもも皆打立つて只今院の御所法住寺殿へ寄せん出立候。暫く世を静めん程法皇をば鳥羽の北殿へ移し参らするか然らずば是へま



れ御幸をなし参らせうとは候へども内々は鎮西の方へ流し参らせうとこそ議せられ候ひつれ。と申(し)ければ、大臣何によつて只今さる御事のおはすべきとは思はれけれども、今朝の禪門の氣色さる物狂はしき事もやおはすらんと急ぎ車を飛ばせ西八條へぞおはしたる。

門前にて車より降り門の内へさし入て見給へば、入道腹巻を着給ふ上一門の卿相雲客數十人各色々の直垂に思ひ／＼の鎧着て中門の廊に二行に着せられたり。其外諸國の受領衛府諸司等は椽に居こぼれ庭にもひしと並み居たり。旗竿ども引そばめ／＼馬の腹帯を固め兜の緒を締め只今皆打立んずる氣色どもなるに、小松殿烏帽子直衣に大文の指貫のそばとつてさやめき入給へば事の外にぞ見えられける。入道伏目になつて例の内府が世を表するやうに振舞ふもの哉。大きに諫めばやとは思はれけれども、さすが子ながらも内には五戒を保つて慈悲を先とし外には五常を亂らず禮儀を正しうし給ふ人なり。あの姿に腹巻を着て向はん事さすが恥しう面はゆうや思はれけん、障子を少し引立てて腹巻の上に素絹の衣をあはて着に着給ひたりけるが、胸板の金物の少しはづれて見えけるを隠さうと頻りに衣の胸を引ちがへ／＼ぞし給ひける。

其後大臣は舎弟宗盛の卿の座上に着き給ふ。入道も宣ひ出さるゝ事もなく、大臣も又申上らるゝ旨もなし。やゝ有て入道宣ひけるは、

「この程の成親卿が謀叛の事は事の數ならず。一向法皇の御結構にて候ひけるぞや。暫らく世を静めん程、法皇をば鳥羽の北殿へ移し参らするか、然らずば是へまれ御幸をなし参らせうと思ふは如何に。」

と宣へば、大臣聞きもあへ給はず、はら／＼とぞ泣かれける。入道さて如何にや如何にとあきれ給ふ。やゝありて大臣涙を押へて、

「この仰承り候に御運は早末になりぬと覺え候。人の運命の傾かんとては必ず悪事を思ひ立ち候なり。又御有様を見参らせ候に更に現とも辨へ難し。さすが我朝は邊地粟散の境と申(し)ながら、天照大神の御子孫國の主として天兒屋根尊の御末朝の政を司どり給ひしよりこのかた大政大臣の官に至る人の甲冑をよろふ事禮儀を背くにあらずや。就中御出家の御身なり。夫三世の諸佛解脫幢相の法衣を脱ぎ棄てゝ忽ちに甲冑をよろひ弓箭を帶しまさん事内には既に破戒無慙の罪を招くのみならず。外には又仁義禮智信の法にも叛かせ給ひ候なんぞ。かた／＼恐ある申(し)事にては候へども心の底に旨趣を残すべきにも候はず。先づ世に四恩候。

天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩是なり。中にも最も重きは朝恩なり。普天の下王地にあらずといふ事なし。されば彼の潁川の水に耳を洗ひ首陽山に蕨を折りし賢人も勅命叛き



難き禮儀をば存知すところ承はれ。いかに況んや先祖にも未だ聞かざつし太政大臣を極めさせ給ふ。いはゆる重盛が無才愚闇の身を以て蓮府槐門の位に至る。しかのみならず國郡半ばは一門の所領となつて田園盡く一家の進止たり。これ希代の朝恩に非ずや。今此等の莫大の御恩を思召し忘れて濫りがはしく法皇を傾け參らせ給はん事天照大神正八幡宮の神慮にも叛かせ給ひ候ひなんす。夫日本は神國なり。神は非禮を享け給はず。されども君の思召立たせ給ふ所道理半なきにあらずや。中にも此一門は代々の朝敵を平らげて四海の激浪を靜むる事は無雙の忠なれども其賞に誇る事をば傍若無人とも申(し)つべし。聖德太子十七ヶ條の御憲法に「人皆心あり。心各執あり、彼を是し我を非し我を是し彼を非す。是非の理誰かよく定むべき。相共に賢愚なつて環の如くして端なし。こゝを以て縦人怒るといふとも却つて我咎怒れよ」とこそ見えて候へ。されども當家の運命未だ盡きせざるによつて御謀叛既に顯れ參らせけるぞや。其上仰合せらるゝ成親卿を召置かれぬる上は、縦ひ君いかなる不思議を思召立たせ給ふとも何の仔細か候べき。所當の罪科行はれぬる上は退いて事の由を陳じ申させ給ひて君の御爲には愈奉公の忠勤を盡し、民の爲には益撫育の愛憐を致させ給はば、神明の加護に預つて佛陀の冥慮に背くべからず。神明佛陀感應あらば君も思召直す事などか候はざるべき。君と臣と並ぶれば親疎別く方なし。道理と僻事を比べんにいかでか道理につかざるべき。

烽 火

尤是は君の御理にて候へば、叶はざらん迄も重盛は院中を守護し參らせ候べし。重盛始め叙爵より今大臣の大將に至る迄、しかしながら君の御恩ならずといふ事なし。その恩の重き事を思へば千顆萬顆の玉にも越え、其恩の深き色を案ずるに一入再入の紅にも猶過ぎたらん。然れば、院中に參り籠り候べし。其儀にて候はば、重盛が身に代り命に代らんと契りたる侍ども少々候はん。是等を皆召し具して只今院の御所法住寺殿を守護し參らせ候はば、さすが以外の御大事にてこそ候はんずらめ。悲しきかなや、君の御爲に奉公の忠を致さんとすれば、迷慮八萬の頂よりも猶高き父の恩忽ちに忘れんとす。傷しきかな、不幸の罪を免れんとすれば君の御爲には不忠の逆臣となりぬべし。進退これきはまれり。是非如何にも辨へ難し。申請くる所詮は只重盛が頸を召され候へ。さ候はば院參の御供をも仕るべからず、又院中をも守護し參らせ候まじ。彼蕭何は大功傍に越えたるによつて官大相國に至り劔を帶し沓を穿きながら殿上へ昇る事を許されしかども、叡慮に背く事ありしかば高祖重う誓めて深う罪せられにき。かやうの



先蹤を思ふにも富貴といひ、榮華といひ、朝恩といひ、重職といひ、旁極めさせ給ひぬれば、御運の盡きん事も難かるべきにあらずや。富貴の家には祿位重疊せり、再び實なる木は其根必ず傷むところ見えたれ、心細うこそ候へ。何時迄か命生きて亂れん世をも見候べき。只末代に生を享けてかゝる憂目に逢ひ候重盛が果報の程こそつたなう候へ。只今も侍一人に仰付られて御坪の内へ引出され參らせて重盛が首の刎ねられんずる事はいと易い程の御事でこそ候はんずれ。これを各聞給へや。」

とて直衣の袖を顔に押當ててさめくと搔口説かれければ、其座に並み居給へる平家一門の人々心あるも心なきも皆鎧の袖をそ濡らされける。入道頼みきつたる内府はかやうに宜ふ。世に力も無げにて、

「いや／＼それ迄の事は思ひも寄りさうず。只悪黨共の申すことに君の附かせ給ひて御僻事などもや出こんずらんと思ふばかりでこそ候へ。」

大臣

「縦ひ如何なる御僻事出来候とも君をば何とかし參らせ給ふべき。」

とてつい立て中門に出でて侍どもに宜ひけるは、

「今朝よりこれに候てかやうの事どもをも申静めむとは存ち(じ)つれども、餘りにひた騒ぎに見えつる間まづ歸り候なり。院參の御供に於ては、重盛が首を刎ねられたらんを見てつかまつれ、さらば人參れ。」

とて小松殿へぞ歸られける。其後大臣主馬の判官盛國を召して、

「重盛こそ天下の大事を聞出したれ。我を我と思はんずる者どもは急ぎ物具して馳參れと披露せよ。」

と宜へば、馳廻つて披露す。馳げにては騒ぎ給はぬ人の斯様の披露のあるは別の仔細のあるにこそとて皆物具して我も我もと馳參る。淀、羽束師、宇治、岡屋、日野、勸修寺、醍醐、小栗栖、梅津、桂、大原、しづ原、芹生の里に溢れ居たりける兵共或は鎧着て未兜を着ぬもあり、或は矢負うて未弓を持たぬもあり、片鎧踏むや踏まずにてあはて騒いで馳參る。小松殿に騒ぐ事ありと聞えしかば、西八條に數千騎ありける兵共入道にはかうとも申も入(れ)ずさゝめき連れて皆小松殿へぞ馳せたりける。弓箭に携はらん程の者一人も残らず。

筑後守貞能が只一人候ひけるを召して、

「内府は何とて是等をばかくの如く皆呼取(る)やらん。今朝これにて申(し)つるやうに淨海が



許へ討手などもやむかへ(け)んずらん」

と宣へば、貞能涙をはら／＼と流いて

「人も人にこそよらせ給ひ候へ。何によつて只今さる御事の渡らせ給ひ候べき。今朝是にて仰られつる御事共も今は定めて御後悔ぞ候らん。」

と申(し)ければ、入道いや／＼頼み切つたる内府に中違うてはあしかりなんとや思はれけん、法皇迎へ参らせんと思はれける謀叛の心も柔ぎ、急ぎ腹巻脱ぎおき素絹の衣に袈裟打かけていと心にも起らぬ念誦してこそおはしけれ。

其後小松殿には主馬の判官盛國馳せ廻つて着到つけけり。馳参じたる兵共一萬餘騎とぞ記しける。大臣着到披見の後中門に出て侍共に宣ひけるは、

「日頃の契約を違へず皆参りけるこそ神妙なれ。異國にさる例あり。周の幽王褒姒といふ后を持ち給へり。天下第一の美人なり。されども幽王の心にあひ従はざりける事は褒姒笑を含まずとて總て笑ふ事をし給はず。異國の習に天下に兵革起りし時所々に火を擧げ、大鼓を打て兵を召す計あり。是を烽火と名附く。或時兵亂起つて烽火を揚げたりければ后是を見給ひて、「あな夥しや、あれ程に火も多かりけりな」とてその時始めて笑ひ給へり。一度笑めば百の媚ありけり。

幽王之を嬉しき事としその事となく常に烽火を揚げ給ふ。諸侯來るに敵なし。敵なければ則去りぬ。斯様にする事度々に及べば其後は参らず。或時隣國より凶賊起つて幽王の都を攻めけるに烽火を揚ぐれども、例の後の火に習ひて兵も参らず。其時都傾いて幽王遂に滅びにけり。さて彼后野干となつて走り失せけるぞ怖ろしき。斯様の譬のある時は自今以後も是より召さんには斯くの如く皆参るべし。重盛不思議の事を聞出して召しつるなり。されども此事聞直しつ(つ)僻事にて有りけり。さればとう歸れ。」

とて侍ども皆歸されけり。實に(は)させる事をも聞出されざりけれども、今朝父を諫め申されける詞に従つて父子軍をせんとにはあらねども、我身に勢の付(く)か付(か)ぬかの程をも知り、かうして入道大相國の謀叛の心も柔らぎ給ふかの計とぞ聞えし。「君君たらずといふとも臣以て臣たらずんばあるべからず。父父たらずといふとも子以て子たらずんばあるべからず。君の爲には忠有て父のためには孝あれ」と文宣王の宣ひけるに違はず。君も此由聞しめして「今に始めぬ事なれども内府が心の内こそ恥しけれ、怨をば恩を以て報せられたり」とぞ見えたりける。果報こそ目出度うて大臣の大將に至らめ、容儀體佩人に勝れ才智才學さへ世に越えたるべしやはとぞ時の人々感じ合はれける。「國に諫むる臣あればその國必ず安く家に諫むる子あれ



ばその家必らず正し」と云へり。上古にも末代にもありがたかりし大臣なり。

### 新大納言被流

さる程に六月二日の日新大納言成親の卿をば公卿の座に出し奉つて御物參らせけれども胸せき塞ふさつて御著をだにも立てられず。預の武士難波次郎經遠御車を寄せて「とう／＼」と申しければ、大納言心ならずぞ乗り給ふ。

「あはれいかにして今一度小松殿に見もし見え奉らばや。」

とは思はれけれどもそれも叶はず。見廻せば軍兵共前後左右に打圍んだり。我方様の者は一人もなし。「縦ひ重科を蒙つて遠國へ行く者も一人身に添へざるべき事やある」と車の内にて挿口説かれければ守護の武士共も皆鎧の袖をぞ濡らしける。西の朱雀しゆじゆかを南へ行けば大内山をも今はよそにぞ見給ひける。年頃見なれ奉りし雑色牛飼に至る迄皆涙を流し袖を濡らさぬはなかりけり。まして都に残り止り給ふ北方幼き人々の心の中推量られて哀なり。鳥羽殿を過給ふにも、此御所へ御幸ありしには一度も御供には外はずれざりしものをとて、我山莊洲濱殿とてありしをも餘所よそに見てこそ通られけれ。鳥羽の南の門に出て船遅しとぞ急がせける。大納言

「こはいづちへとて行くらん。同じう失はるべくは都近き此邊にてもあれかし」

「なんど宣ひけるこそせめての事なれ。」

「近う添ひたる武士を誰たそ。」

と問ひ給へば、

「預りの武士難波の次郎經遠。」

と名のり申す。

「若しこの邊へんに我方様の者やある。一人尋ねて參らせよ。船に乗らぬ先に云ひおくべき事あり。」

と宣へば、經遠その邊を走り廻つて尋ねけれども、我こそ大納言殿の御方と申す者一人もなし。其時大納言涙をけら／＼と流いて、

「さりとて我世にありし時は従ひつきたりし者共一二千人もありつらん、今は外よそにてだにこの有様を見送る者のなかりける悲しさよ。」

とて泣かれければ、猛まき武士共も皆鎧の袖をぞ濡らしける。只身に添ふ者としては盡きせぬ涙ばかりなり。

熊野詣天王寺詣などには二瓦ふたつかはらの三棟みつせに造つたる舟に乗り、次の船二三十艘漕ぎ續けてこそあ



りしか。今はけしかる舁きする屋形舟に大幕引かせ見もなれぬ兵共に具せられて、今日を限り都を出て浪路遙かに赴かれけん心の中推量られて哀なり。新大納言は死罪に行はるべかりし人の流罪に宥められける事はひとへに小松殿のやう／＼に申されけるによつてなり。その日は攝津の國大物の浦にぞ着き給ふ。

明くる三日の日大物の浦へは京より御使ありとてひしめきけり。大納言  
「それにて失へとにや。」

と聞き給へば、さはなくして「遙々と備前の兒島迄流すべし」との御使なり。又小松殿より御文あり。「あはれいかにもして都近き片山里にも置き奉つらばやとさしも申(し)つる事の叶はざりける事こそ世にあるかひも候はね。さりながらも御命ばかりを乞ひ請け奉つて候ぞ。御心やすく思召され候へ」とて、難波が許へも「よく／＼宮仕奉れ。相構へて御心にばし違ふな」など宣ひ遣し、旅の粧細々と沙汰し送られたり。新大納言は

「さしも忝けなう思召されける君にも離れ参らせ、東の間も去り難う思はれける北の方幼き人にも皆忘れはて、こは何地へとて行くらん、二度故郷へ歸つて妻子を相見ん事も有難し。一年山門の訴訟によつて既に流されしをも君惜しませ給ひて、西の七條より召歸されぬ。されば

是は君の御戒にもあらず、こはいかにしつる事共ぞや。」

と天に仰ぎ地に伏して泣き悲しめども甲斐ぞなき。

明けければ舟押出いて下り給ふ。道すがら只涙にのみ咽んで長らふべしとは覚えねども、さすが露の命は消えやらず、跡の白浪隔つれば、都は次第に遠ざかり、日數やう／＼重なれば、遠國に既に近付きぬ。備前兒島に漕ぎ寄せて民の家のあさましげなる柴の庵に入奉る。島の習後は山、前は海、磯の松風、浪の音、いづれも哀れは盡きせず。

### 阿古屋松

新大納言一人にも限らず、警を蒙る輩多かりき。近江の中將入道蓮淨佐渡國、山城守基兼伯耆國、式部大夫正綱播磨國、宗判官信房阿房國、新平判官資行は美作國とぞ聞えし。

折節入道相國は福原の別業におはしけるが、同じき二十日の日、攝津の左衛門盛澄を使者にて、門脇の宰相の許へ、

「丹波の少將を急ぎ是へ賜び候へ。存ずる旨の候。」

(と)宣ひ遣はされたりければ、宰相



「さらば唯ありし時兎も角もなりたりせばいかゞせん。今更物を思はせんずる事の悲しさよ。」  
とて、急ぎ福原へ下り給ふべき由宣ひければ、少將泣く／＼出たゝれける。北方以下の女房  
達はさし集いて、

「猶も宰相のよき様に申されよかし。」

など歎き合ひ悲しみ合はれども、宰相も

「存ずる程の事をば申しつ。今は世を捨てんより外は又何事をか申(す)べき。縦ひいづくの浦  
にもおはせよ、我命のあらん限は訪ひ奉るべし。」

とぞ宣ひける。少將は今年三になり給ふ幼き人のおはしけれども、日頃は若き人にて君達等  
の御事もさしも細かにはおはせざりしかども、今はの時にもなりぬれば、さすが心にやかゝら  
れけん、

「この幼き者は。」

と問ひ給へば乳母抱いて参りたり。少將膝の上におき髪かき撫で涙をはら／＼と流いて、

「あはれ汝七歳にならば男になして君へ参らせんとこそ存じしか。されども今はいふかひな  
し。若し不思議に命生きて生立ちたらば法師になりて我後の世をよく弔へよ。」

とぞ宣ひける。未だ稚き心いとまなに何事をか聞き分け給ふべきなれども、打領うちりょうき給へば少將殿を始  
め参らせて、母上乳母の女房、その座に並み給へる人々心あるも心なきも皆袖をぞぬらされ  
ける。福原の御使今夜鳥羽迄出させ給ふべき由を申す。少將

「幾程も延びざらんもの故に、今宵ばかりは都の内にて明かさばや。」

と宣へども、いかにも叶ふまじき由を頻に申(し)ければ、力及ばず其夜鳥羽へぞ出られけ  
る。宰相餘りの物憂さに今度は乗りも具せられず、少將ばかりぞ出されたる。同じき二十二日  
少將福原へ下り着き給ひたりしかば、入道相國備中國の住人瀬尾太郎兼康に仰せて備中國へぞ  
流されける。兼康も宰相の還り聞き給はんずる所を恐れていたう嚴しうも當り奉らず。道すが  
らもやう／＼にいたは勞り参らせけれども少將は少しも慰み給ふ心地もし給はず、夜晝たゞ佛の御名  
をのみ稱へて、父の事をぞ祈られける。

さる程に新大納成親の卿は備前の兒島におはしけるを、預の武士難波次郎經遠、これは船着  
近うてあしかりなむとや思ひけん、地へ渡し奉り備前備中の境庭瀬ににはせの郷、有木ありきの別所といふ所  
にぞ置き奉る。備中の瀬尾と有木の別所の間はそのあひ纒に五十町に足らぬ所なれば、少將さ  
すがそなたの風も懐しうや思はれけん、或時少將兼康を召して、



「これより父大納言の御わたりあるなる有木の別所とかやへは如何程の道ぞ。」  
と問ひ給へば、兼康すぐに知らせ奉つてはあしかりなるとや思ひけん、

「片道十二三日」

と申す。其時少將泪をはらくと流いて、

「日本は昔は三十三ヶ國にてありしを中比六十六ヶ國に分けられたなり。さいふ備前備中備後も本は一國にてありけるなり。又東に聞ゆる出羽陸奥國も始めは六十六郡が一國なりしが十二郡さき分つて後こそ出羽の國とはたてられたなれ。されば實方の中將奥州へ流されし時當國の名所阿古屋の松をみると國の中を尋ね廻るに尋ねかねて空しう歸らんとし給ひけるが、道にて或老翁に行逢うたり。中將老翁の袖をひかへて『や、御邊は古い者とこそ見れ、當國の名所阿古屋の松や知りたる』と問ふに『全く國の内には候はず』と申す。『さては汝知らざりけり。今は世末になつて國の名所をばや呼び失ひてけるにこそ』とて、既に歸らんとし給へば、老翁中將の袖をひかへて『あはれ君は

みちのくの阿古屋の松に木かくれて 出づべき月の出てもやらぬか

といふ歌の心をもつて當國の名所阿古屋の松とは御尋ね候か。これは昔兩國の一國なりし時讀み侍る歌なり。十二郡さき分つて後は出羽國にや候らん』と申(し)ければ、さらばとて實方の中將も出羽の國に越えてこそ阿古屋の松をば見てけれ。筑紫の太宰府より都へ館の使の上るこそ歩路十五日とは定めたなれ。既に十二三日と申(す)はこれより殆ど鎮西へ下向ござんなれ。遠しといふとも備前備中備後の間は兩三日にはよも過ぎじ。近いを遠う申すは父大納言殿の御渡りあるなる所を成經に知らせじとてこそ申(す)らめ。』  
とて其後は戀ひしけれども問ひ給はず。

### 新大納言死去

さる程に法勝寺の執行俊寛僧都、丹波少將成經、平判官康頼是三人をば又薩摩方鬼界が島へぞ流されける。件の島へは都を出て遙々と多くの浪路を凌いで行く所なれば、おぼろげにては舟も通はず、島には人稀なりけり。自ら人はあれども色黒うして牛の如し。身には頻りに毛生(ひ)つゝ云ふ言葉をも聞き知らず。男は烏帽子もせず、女は髪をも下げず、衣裳なれば人も似ず、食する物もなければたゞ殺生をのみさきとす。賤が山田を耕さねば米穀の類もなく、園の桑をとらざれば絹綿の類もなかりけり。島の中には高き山あり。永へに火燃ゆ。硫黄とい



ふ物充ち満てり。かるが故にこそ硫黄が鳥とは名付(け)たれ。電常に鳴り下り、鳴り上り、麓には雨繁く、一日片時も人の命の生きてあるべきやうはなし。

新大納言は少し寛(くわ)く事もやと待たれけれども、子息丹波少將成経も亦薩摩方鬼界が鳥へ流されぬと聞きて、今は何をか期すべきとて出家の志の候由を使につけて小松殿へ申されたりければ、法皇へ伺ひ申(し)て御免ありけり。聽て出家し給ひぬ。榮華の袂を引かへて憂世を餘所に墨染の袖にぞやつれ給ひける。

さる程に大納言の北方は都の北山は雲林院に忍びておはしけるが、さらぬだに住みなれぬ所は物憂きに、まして忍ばれければ、過ぎ行く月日も明しかね、暮し煩ふ様なりけり。宿所には女房侍多かりけれども、或ひは世を恐れ、或ひは人目をつゝむ程に問訪(とひとぶら)ふ者一人もなし。されども其中に源左衛門尉信俊といふ侍ばかりこそ情ある者にて常は訪ひ奉る。或時北方信俊を召して、「誠や是には備前の兒島におはしけるが此程は有木の別所とかやにまします由聞ゆなり。いかにもしてはかなき筆の跡をも奉り御返事をも今一度見ばやと思ふはいかに。」

と宣へば、信俊涙をはら／＼と流いて、  
「幼少の時より御隣(おほれみ)を蒙りて召され参らせし御膝(ひざ)に止り、諫められ参らせし御言葉の肝に銘

じて忘るゝ事も候はず。西國へ御下り候し時も御供仕るべう候しかども、西八條殿より御許されなければ力及び候はず。今度は縦ひ如何なる憂目にもあひ候へ。御文賜つて参り候はん。」

と申(し)ければ、北方なのめならず喜び、やがて書いてぞ賜うでける。若君姫君も面々に御文あり。信俊是を賜つて遙と有木の別所へ尋ね下り、先づ預の武士難波の次郎經遠に案内を云入れたりければ、經遠御志の程を感じてやがて御見参に入れてけり。大納言入道殿は只今しも都の事をのみ宣ひ出して深う歎き沈んでおはしける所に、

「京より信俊が参て候。」

と申(し)ければ、大納言起上つて、

「こは如何にや、夢かや現か、これへ／＼。」

とぞ宣ひける。

信俊御側近う参て見奉るに、先づ御住居の物憂さはさる御事にて墨染の御袖を見奉るにぞ目もくれ心も消えてぞ覺えたる。さてしもあるべき事ならねば北方の仰せ蒙りし次第細々と語り申(し)御文取出て奉る。此れを開けて見給ふに水莖の跡は涙にかきくれてそこはかとは見えねども、「幼き人々の餘りに戀ひ悲しませ給ふ有様我が身も盡きせぬ物思ひに堪へ忍ぶべうもな



し」など書かれたれば「日頃の戀しきは事の數ならず」とぞ悲しみ給ひける。

かくて四五日も過しかば信俊「是に候て御最後の御有様をも見参らせ候はん」と申しければ、預りの武士難波次郎經遠いかにも叶ふまじき由を頻りに申す間、大納言

「幾程も延びざらんもの故に只とう歸れ。」

とこそ宣ひけれ。

「吾は近う失はれんと覺ゆるぞ。此世になきものと聞かば相構へてわが後の世をよく弔へよ。」

とぞ宣ひける。御返事書(い)て賜うてければ、信俊これを賜て、

「又こそ参り候はめ。」

とて暇申して出ければ、大納言

「汝が又來ん度を待ちつくべしとも覺えねば、餘りにしたはしう覺ゆるに、暫し暫し。」

と宣ひて、度々呼びぞ返されける。

さてもあるべき事ならねば信俊涙を押へつゝ都へ歸り上りけり。北方に御返事取出いて奉る。此を開けて見給へばはや御様變へさせ給ひたると思しくて御髮の一房文の奥にありけるを

二目とも見給はず、形見こそなか／＼今はあだなれとてかついでぞ伏し給ふ。若君姫君も聲もおしまず喚き叫び給ひけり。

さる程に同じき八月十九日大納言入道殿をば備前備中の境庭瀬の郷有木の別所にてぞ遂に失(せ)ひ奉る。其最後の有様やう／＼にぞ聞えける。始めは酒に毒を入れて勧めけれども叶はざりければ、二條ばかりありける岸の下に菱を植ゑて突き落し奉れば、菱に貫かつてぞ失せられける。無下にうたてき事どもなり。例少うぞ聞えし。北方此由を傳へ聞き給ひて、今はなにをか期すべき」とて、やがて菩提院といふ寺におはして、様を變へ濃き墨染にやつれはてて、かの後世菩提を弔ひ給ふぞ哀なる。この北方と申すは山城守敦方の娘、後白河の法皇の御思ひ人、ありがたき美人にておはしけるを、この大納言並びなき寵愛の人にて下し賜はられたりけるとかや。若君姫君も面々に花を手折り閻伽の水を結んで、父の後世を弔ひ給ふぞあはれなる。かくて時移り事去て後、世の變り行く有様はたゞ天人の五衰に異らず。

### 徳大寺嚴島詣

徳大寺の大納言實定卿は平家の次男宗盛の卿に大將を越えられて、大納言を辭して籠居して



おはしけるが、出家せんと宣へば御内の上下皆歎き悲しみあへりけり。其中に藤藏人大夫重兼といふ諸大夫あり。諸事に心得たる人にておはしけるが、ある月の夜徳大寺殿南面の御格子上げさせ月にうそぶいておはしける所に、藤藏人つつと参りたり。

「誰。」

と宣へば

「重兼候。」

と申す。

「夜は遙に更けぬらんにかに、只今何事ぞ。」

と宣へば、

「今夜は月さへ萬づ心の澄み候まゝに参つて候。」

と申す。徳大寺殿

「神妙なり。なにとやらん今宵はよに徒然なるによ。」

とぞ宣ひける。昔今の物語どもし給ひて後、小夜もやうく更け行けば

「つらく平家の繁昌する有様を見るに、嫡子重盛、次男宗盛、左右の大將にてあり、纏て、

三男知盛、嫡孫維盛もあるぞかし。彼も是も次第にならば他家の人いつ大將にあたり付くべしとも覺えず。されば終の事なり、出家せん。」

とぞ宣ひける。藤藏人涙をはらくと流いて、

「君の御出家候は、御内の上下皆惑ひ者となり候なんぞ。重兼こそ珍しき事を案じ出して候へ。安藝の嚴島をば平家斜ならず崇め敬ひ申され候。御参り候へかし。彼社には内侍とて優なる舞姫ども多う候へば、珍しく思ひ参せてもてなし参らせ候はんずらん。さて内侍共何事の御祈誓やらんと尋申候はばありのまゝにぞ仰候べし。一七日ばかり籠らせ給ひてさて御下向の時むねとの内侍一兩人都迄召具させ給ひて候はば、定めて入道相國の西八條の邸へぞ参り候はんずらん。入道何事ぞと尋ね申され候はば、ありのまゝにぞ申し候はんずらん。入道は極めて物愛でし給ふ人なれば、然るべき計ひもありぬと覺え候。」

と申(し)ければ徳大寺殿、

「是こそ思ひ寄らざりつれ、さらば参らむ。」

とて俄に精進始めつつ嚴島へぞ参られける。げにも優なる舞姫共多かりけり。

「當社へは我等が主の平家の公達達こそ御参り候に是こそ珍らしき御参りにて候へ。」



とて、むねとの内侍十餘人附添ひ奉つて夜晝やう／＼にもてなし奉る。さて内侍共  
「何事の御祈誓やらん。」

と尋ね申し候へば

「大將を人に越えられてその祈りのためなり」

とぞ仰せける。一七日御參籠あつて風俗し催馬樂歌はる。舞樂も三ヶ度迄ありけり。

さて御下向の時むねとの内侍十餘人船をしたてて一日路送り奉つて候へば、徳大寺殿

「餘りに名残惜しきに今一日路、二日路。」

と宣ひて都迄召具せらる。徳大寺の邸へいれさせおはしまし、やう／＼にもてなされ、様々の引出物賜うでぞ出されたる。さて内侍共是迄参りたらんずる者がいかでか我等が主の西八條殿へ参らであるべきかとして西八條の邸へぞ参じたる。入道やがて出あひ對面あつて、

「いかに内侍共は何事の列參ぞや。」

と問ひ給へば、

「徳大寺殿の嚴島へ御参り候ふ程にわらはが船をしたてて一日路送り参らせて候へば、徳大寺殿餘りに名残惜しきに、さりとは今一日路二日路と仰せられて、是迄召具せさせ給ひて候。」

と申す。入道

「いかに徳大寺殿は何事の祈誓に嚴島へは参られけるやらん。」

と問はれければ、

「大將を人に越えられて其祈の爲なりとこそ仰せられ侍りつれ。」

と申(し)ければ、其時入道大いに打領いて、

「王城にさしも靈佛靈社のいくらもましますをさしおいて、淨海が崇め奉る嚴島へ遙と参られけるこそいとほしけれ。此程に切ならん上は。」

とて嫡子重盛未だ大臣の左大將にてまし／＼けるを辭せさせ奉り、次男宗盛中納言にておはせしを越えさせて、徳大寺を左大將にぞなされける。あはれ賢き計ひかな。新大納言はかやうの策をばし給はてよしなき謀叛起して我身も子孫も滅びぬることうたてけれ。

## 山門滅亡

さる程に法皇は三井寺の公顯僧正を御師範として眞言の祕法を傳授せさせおはします。大日經、金剛頂經、蘇悉地經、此三部の祕經を受けさせ給ひて、九月四日の日三井寺にて御灌頂



あるべき由聞ゆ。山門の大家憤り申しけるは、

「昔より御灌頂御受戒當山にして遂げさせまします事先規なり。就中山王の化導は受戒灌頂のためなり。然るを今三井寺にて遂げさせ給はば、寺を一向焼き拂ふべし。」

とぞ申しける。法皇これ無益なりとて、御加行ばかり御結願あつて御灌頂をは思召し留らせ給ひけり。さりながらも猶御本意なればとて、公顯僧正を召し具して天王寺へ御幸なつて、五智光院を建て、龜井の水を五瓶の智水として佛法最初の靈地にてぞ傳法灌頂をば遂げさせましましける。山門の憤によつて三井寺にて御勸頂はなかりしかども、山門には堂衆學生不快の事出来て、合戦度々に及ぶ。毎度に學侶打落さる。山門の滅亡朝家の御大事とぞ見えし。堂衆といふは學生の所従なりける童部の法師になりたるや、もして中間法師ばらにてもやありけん。一年金剛壽院の座主、覺尋權僧都治山の時三塔に結番して夏衆と號して佛に花參らせしものどもなり。然るを近年行人とて大家をも事ともせず、かく度々の軍に打勝ちぬ。堂衆等師主の命を背いて合戦を既に企つ。大家速かに追討すべき由公家へ奏聞し武家にふれ訴ふ。

是によつて入道相國院宣を承つて紀伊國の住人湯淺權守宗重以下畿内の兵にて二千餘人大家にさし添へて堂衆を攻めらる。堂衆日頃は東陽坊にありけるが、これを聞いて近江の國三箇

の庄に下向して又數多の勢を卒し登山して早尾坂に城廓を構へて立籠る。九月二十日の日の辰の一點に大家二千八百人官軍二千餘人都合其勢五千餘人早尾坂に押寄せて関をどつとぞ作りける。城の内より石弩弛しかき(け)たりければ大家官軍數を盡して討たれにけり。大家は官軍を先だてんとす。官軍は又大家を先だてんと争ふ程に心々になつてはかくしうも戦はず。堂衆に語らふ惡黨といふは諸國の竊盜強盜山賊海賊等なり。欲心熾盛にして死生不知の奴原どもなりければ、われ一人と思ひきつて戦ふ程に今度も又學生軍に負けにけり。

其後は山門彌荒れはてて十二禪衆の外は止住の僧侶稀なり。谷々の講演の摩滅して堂々の行法も退轉す。修學の窓を閉ぢ、坐禪の床を空しうせり。四教五時の春の花も匂はず、三諦即是の秋の月も曇れり。三百餘歳の法燈を挑ぐる人もなく、六時不斷の香の煙も絶えやしにけん。堂舎高く聳えて、三重の構を青漢の中に挿み、棟梁遙に引いて四面の種を白霧の間にかたりき。されども今は供佛を嶺の嵐に任せ、金容を紅瀝に潤し、夜の月燈を挑げて檐の隙より漏り、曉の霧珠を垂れて、蓮座の粧を添ふとかや。

夫末代の俗に至つては三國の佛法も次第に衰微せり。遠く天竺に佛跡を訪ふに昔佛の法を説き給ひし竹林精舎、給孤獨園もこの比は狐狼野干の柄となつて、礎のみや残るらん。白鷺池には



水絶えて草のみ深く繁れり。退凡下乗の卒塔婆も苔のみ蒸して傾きぬ。震旦にも天臺山、五臺山、白馬寺、玉泉寺も今は住侶なき様に荒れはてて、大小乗の法門も箱の底にや朽ちにけん。吾朝にも南都の七大寺荒れはてて八宗九宗も跡絶え、愛宕高雄も昔は堂塔軒を双べたりしかども、一夜の中に荒れにしかば、天狗の柄となりはてぬ。さればにや心(やむ)事なかりつる天台の佛法も治承の今に及んで、滅び果てけるにや、心ある人の歎き悲しまぬはなかりけり。何者のしわざにやありけん、離山しける僧の坊の柱に一首の歌をぞ書きつけたる

祈りこしわだ立つ袖の引變へて 人なき嶺とあれやはてなん

是は昔傳教大師當山草創の始、阿耨多羅三藐三菩提の佛達に祈り申させ給ひし事を思ひ出てよみたりけるにや、いとやさしうぞ聞えし。八日は薬師の日なれども、南無と唱ふる聲もせず、卯月は垂跡の月なれども幣帛を捧る人もなく、あけの玉垣神さびて注繩のみや残るらん。

善光寺炎上

その頃又信濃國に善光寺炎上の事ありけり。かの如來は昔中天竺舍衛國に五種の惡病起つて、人僧多く滅びし時、月蓋長者の致誓によつて龍宮城より閻浮檀金を得て、佛目蓮長者心をいと

して鑄あらはし給へる一探手半の彌陀の三尊三國無双の靈像なり。佛滅度の後、天竺に留らせ給ふ事、五百餘歳。されども佛法東漸の理にて百濟國に移らせ給ひて、一千歳の後百濟國の齊明王我朝の欽明天皇の御宇に及んで、此國に移らせ給ひて攝津國難波の浦にして星霜を送らせましましけり。常に金色の光を放たせおはします。かるが故に年號をば金光と號す。

同じき三年三月に信濃の國の住人おほみの本田善光都へ上り如來に逢ひ奉り誘ひ給らせて下りけるが、晝は善光、如來を負ひ奉り、夜は善光如來に負はれ奉つて信濃の國に下り、水内郡に安置し奉りしよりこのかた、星霜は五百八十餘歳、されども、炎上の例はこれ始めとぞ承る。王法盡きんとては佛法先づ亡ずといへり。さればにやさしもやんごとなかりつる靈寺靈山の多く滅び失せぬるは王法の末になりぬる、先表やらんとぞ人申(し)ける。

康頼祝

さる程に鬼界が島の流人共露の命草葉の末にかかつて、惜しむべきにはあらねども、丹波の少將の舅平宰相教盛の領肥前國鹿瀬の庄より衣食を常に送られたり。それにてぞ俊寛も康頼も命は延びて過しける。中にも康頼は流されし時周防の室積にて出家してけり。法名をば性照



とこそ付いたりけれ。出家はもとよりのぞみなりけれども、

遂にかくそむきはてける世中を とくすてざりしことぞくやしき

丹波少將と康頼入道はもとより熊野信心の人にておはしければ、いかにもして此島のうちに三所權現を勸請し奉て歸洛の事をも祈らばやと思はれけるに、天性此俊寛は不信第一の人にてこれを用ひず。二人は同じ心にてもし熊野に似たる所もやあると鳥の中を尋ね廻るに、或ひは林塘の妙なるあり、紅錦繡の粧品々に或は雲嶺のあやしきあり、碧羅綾の色ひとつに非ず。山の氣色、樹の木立に至る迄外よりも猶秀れたり。南を望めば海漫々として雲の波煙の波深く、北をかへり見れば又山岳の峨々たるより百尺の瀧水漲り落ちたり。瀧の音殊に凄まじく、松風神さびたる住居、飛瀧權現のおはします那智の御山にさ似たりけり。さてこそやがてそこをば那智の御山とは名付けけれ。此峯は新宮かれは本宮是はそんり(ぢ)やうその王子、彼王子など王子々々の名を申(し)て、康頼入道先達にて丹波少將相具して日毎に熊野詣のまねをして歸洛の事をぞ祈りける。

「南無權現金剛童子願はくは憐を垂れさせおはしまして我等を今一度故郷へ歸し入させ給ひて妻子をも見せしめ給へ。」

とぞ祈りける。日數積つて裁かふべき淨衣もなければ麻の衣を身に纏ひ、澤邊の水を垢離に搔いては岩田河の清き流と思ひやり、高き所に上つては發心門とぞ觀じける。

康頼入道參る度毎には三所權現の御前にて祝詞を申すに、御幣紙もなければ花を手折りて捧げつゝ、

「維當れる歳次、治承元年丁酉月の並びは十月、二月、日の數三百五十餘ケ日吉日良辰を擇んで、掛けまくも恭けなく日本第一大靈驗、熊野三所權現、飛瀧大薩埵の教令、宇豆の廣前にして、信心の大施主羽林藤原の成經、並沙彌性照一心清淨の誠を致し、三業相應の志を抽んで謹んで、以て敬つて白す。夫證誠大菩薩は濟度苦海の教主、三身圓滿の覺王なり。或は東方淨瑠璃醫王の主、衆病悉除の如來なり。或は南方補陀落能化の主、入重玄門の大士、若王寺は娑婆世界の本主、施無畏者の大士、頂上の佛面を現じて、衆生の所願を満てしめ給へり。これによつて上一人より下萬民に至る迄或ひは現世安穩のため、或ひは後世善所のために、朝には淨水を結んで、煩惱の垢を雪ぎ、夕には深山に向つて寶號を唱ふるに、感應懈る事なし。峨々たる峯の高きをば、神徳の高きに喩へ、嶮々たる谷の深きをば、弘誓の深きに准へて、雲を分きて登り、露を凌いで下る。こゝに利益の地を憑まずんば、いかんか歩を嶮難の路に運ばん。」



權現の徳を仰がずんば、何ぞ必ずしも幽遠の境にましまさんや。よつて證誠權現、飛龍大薩埵各青蓮慈悲の瞳を相並べ小男鹿の御耳を振りたてて、我等が無二丹誠を知見して一々懇志を納受し給へ。然れば則結早玉の兩所權現、機に随つて或は有縁の衆生を導き、或ひは無縁の群類を救はんがために七寶莊嚴の柄を捨てて、八萬四千の光を和げ、六道三有の塵に同じ給へり。かるが故に定業亦能轉、求長壽得長壽の禮拜袖を連ね幣帛禮奠を捧ぐる暇なし。忍辱の衣を重ね覺道の花を捧げて神殿の床を動かし、信心の水を澄まして、利生の池を湛へたり。神明納受し給はば、所願何ぞ成就せざらん。仰ぎ願はくは十二所權現各利生の翅を雙べて、遙の苦海の空に翔り、左遷の愁を休めて速かに歸洛の本懷を遂げ(しめ)給へ。再拜

とぞ康頼祝詞をば申(し)ける。

## 卒都婆流

さる程に二人の人々常は三所權現の御前に通夜する折もありけり。或夜通夜して夜もすがら今様歌はれけるが曉方苦しさにもちつとうちまどろみたりける夢に、沖よりも白い帆かけたる小船を一艘水際へ向ひて漕寄せさせ、船の中より紅の袴きたりける女房達二三十人渚に上り鼓を

打ち聲を調へて

萬の佛の願よりも、千手の誓ひぞ頼もしき、

枯れたる草木も忽ちに、花咲き實なるとこそ聞け。

と押返し／＼三返歌ひすましてかき消すやうにぞ失せにける。康頼入道打驚き奇異の思をなして、如何様にもこれは龍神の化現と覺え候。三所權現の中、西の御前と申し奉るは、本地千手觀音にておはします。龍神は又千手の二十八部衆の其一にてましますば、以て御納受こそ頼もしけれ。或夜又さきの如く、二人ともに通夜して同じうまどろみたりける隙に、沖よりも吹き來る風の二人が袂へ木の葉を二つ吹きかけたり。何となうこれを取つて見ければ、御熊野の棚の葉に一首の歌を蟲くひにこそしたりけれ。

ちはやふる神に祈のしるければ、なか都へかへらざるべき

康頼入道故郷戀しさの餘りにせめての計にや、千本の卒都婆を作り、阿字の梵字、年號月日假名實名二首の歌をぞ書付(け)ける。

薩摩がた沖の小島に我ありと、親にはつげよ八重の潮風

思ひやれしばしと思ふ旅だにも、猶故郷は戀しき物を



是を浦に持ちて出でて、

「南無歸妙頂禮、梵天帝釋、四大天王、堅牢地神、王城の鎮守諸大明神、別しては熊野の權現安藝の嚴島の大明神、せめては一本なりとも都へ傳へてたべ。」

とて、沖津白波の寄せてはかへる度毎に卒都婆を海にぞ浮かべける。卒都婆は作り出すに従つて海に入れければ、日數積れば、卒都婆の數も積りにけり。其思ふ心や便りの風ともなりたりけん、又神明佛陀もや送らせ給ひたりけん、千本の中に一本、安藝の國嚴島の大明神の御前の渚に打上げたり。

こゝに康頼入道が縁ありける僧の、若し然るべき便もあらば、かの島へ渡つて此行えをも尋ねんとて西國修行に出たりけるが、先嚴島へぞ参りける。こゝに宮人とおぼしくて、狩衣裝束なる俗一人出來たり。此僧なになう物語をしける程に

「それは和光同塵の利生様々なりとは申せども、此御神は如何なりける因縁を以て海漫の鱗に縁をば結ばせ給ふらん。」

と問ひ奉ればこれはよな、娑竭羅龍王の第三の姫宮胎藏界の垂跡なり。此島へ御影向ありし始より、濟度利生の今に至る迄甚深奇特の事をぞ語りける。さればにや、入社いその御殿遷うつりを並べ

社は渡津海の邊なれば潮の満干に月ぞ澄む。潮満ち來れば大鳥居紅の玉垣瑠璃の如し。潮干きぬれば夏の夜なれども御前の白洲に霜ぞ置く。愈尊く覺えてゐたりければ、やう／＼日暮月さし出て潮の満ちけるに、そこはかたなくゆられよりける藻くづどもの中に卒都婆の姿のありけるを何となう是をとつて見ければ、沖の小島に我ありと書き流せる言の葉なり。文字をば彫入おこれ刻み付けたりければ、波にもあらはれずあざ／＼としてこそ見えたりけれ。此僧不思議の思をなして笈の肩に挿し都へ歸り上り、康頼入道が老母の尼公妻子どもの一條の北紫野といふ所に忍びつゝ隠れ居たりけるに、これを見せたりければ、

「さらば、此卒都婆が唐土の方へもゆられ行かずして、なにしに是迄傳へ來て、今更ものをば思はすらん。」

とぞ悲しみける。遙かの叡聞に及んで法皇これを叡覽あつて、

「あな無慙此者どもが命の未だ生きてあるにこそ。」

とて、御涙を涙させ給ふぞ忝けなき。是を小松の大臣の許へ遣はされたりければ、父の禪門に見せ奉らる。柿本人丸は島がくれゆく舟を思ひ、山邊赤人は蘆邊の田鶴を詠めつゝ、住吉の明神は片削かたそぎの思をなし、三輪の明神は杉立てる門かどを指す。昔素盞鳴尊三十一字の倭歌やまとうたを始め給



ひしよりこのかた諸々の神明佛陀もかの詠吟によつて百千萬端の思を述べ給へり。入道相國も岩木ならねば世に哀れげに（原本「衰へげに」今改む）こそ宜ひけれ。

蘇 武

入道相國の憐み給ふ上は、京中の上下老いたるも若きも鬼界ケ島の流人の歌とて口ずさまぬはなかりけり。さても千本迄作り出せる卒都婆なればさこそは小さうもありけめ。薩摩方より遙と都迄傳はりけるこそ不思議なれ。餘りに人の思ふ事にはかく驗ありけるにや。

古漢王胡國を攻めし時、始めは李少卿を大將にて、三十萬騎を向けられ、漢の戦弱く、胡國の軍強くして官軍多く討滅ぼさる。剩へ大將軍李少卿をば胡王のために、生擒にせらる。次に蘇武を大將軍にて、五十萬騎を向けらる。又漢の戦弱く、胡國の軍こはくして胡の軍勝ちにけり。兵六千餘人生擒にせらる。その中より大將軍蘇武を始めとしてむねとの兵六百三十餘人すぐり出して一々に片足を切つて追放つ。即死する者もあり。程經て死ぬる者もあり。されども大將軍蘇武は一人死なざりけり。片足無き身となつて山に昇つては木の實を拾ひ、里に出ては根芹を摘み、秋は田面の落穂拾ひなどして露の命をぞすぐしける。田に幾らもありける鴈ども

が蘇武に見なれて恐れざりければ、これ等は我故郷へ通ふ者ぞと懐しさに思ふ事一筆書いて、

「相構へて是漢王に得させよ。」

と言ひ含めて鴈の翅に結び付けてぞ放ちける。甲斐々々しうも田面の鴈、秋は必ず寒より都へ來るものなれば、漢の昭帝上林苑に御遊ありしに、夕されの空薄曇り、なにとなく物あはれなりける折節一列の鴈飛び渡り其中より鴈一飛下つて己が翅に結び付けたる玉章を食ひ切つてぞ、落しける。官人は是を取つて御門へ參らせたりければ、開いて觀覽あるに、

「昔は巖窟の洞に籠められて、三春の愁歎を送り、今は曠田の畝に捨てられて、胡狄の一足となれり。たとひ屍は胡の地に散ずといふとも、魂は二度君邊に仕へん。」

とぞ書いたりける。それよりしてこそ文をば鴈書ともいひ鴈札とも又名付けけれ。

「あな無慙、蘇武がほまれの跡なりけり。未だ胡國にあるにこそ。」

とて此度は李廣といふ將軍に仰せて、百萬騎を向けらる。今度は漢の軍強く胡國の軍負けにけり。味方戦勝ちぬと聞えしかば蘇武は曠野の中より這ひ出て、

「是こそ古の蘇武よ。」

と名乗る。片足無き身となつて十九年の星霜を送り、輿に昇かれて、舊里へ歸る。



蘇武は十六の歳胡國へ向けられし時御門より下し賜はつたりける旗を何としてかは持ちたりけん、此十九年が間卷(い)て身を離たず。今取出でて御門の御見參に入れたりければ、君も臣も感歎なめならず。蘇武は君の御爲に大功ならびなかりしかば大國數多賜つて、其上典屬國しきくといふ司つかさを下されけるとぞ聞えし。李少卿は胡國に留つて遂に歸らず。如何にもして漢朝へ歸らばやと歎きけれども、胡王許さねば、力及ばず。漢王是をば知り給はて、

「李少卿は不忠なる者ぞかし。」

とて、はかなくなれる二親が骸かばねを掘起して、打たせらる。李少卿此由を傳聞(い)て、恨深うぞなりにける。さりながらも猶故郷や戀ひしかりけん、不忠なき由を一卷の書に作つて漢朝に送りたりければ、

「さては不便なりけるござんなれ。」

とて、父母の骸を打たせられたりける事をのみくやしき給ひけり。漢家の蘇武は書を鴈の翅に付(い)て舊里へ送り、本朝の康頼は波の便たよりに歌を故郷へ傳ふ。彼は一筆いっぴつのすさみ、是は二首の歌、彼は上代、是は末代、胡國鬼界ヶ嶋、境を隔てて世々はかはれども、風情は同じ風情、ありがたかりし事どもなり。

## 平家物語 卷第三

### 許文

治承二年正月一日の日、院の御所には拜禮行はれて、四日の日朝觀てうきんの行幸ありけり。何事も例に變りたる事はなけれども、去年の夏新大納言成親卿以下近習の人々多く流し失はれし事、法皇御憤未だやまず。されば世の政をよろづ物憂く思召して御心よからぬ事どもにてぞ候(ひ)ける。太政の入道も多田藏人行綱が此事告げ報せ奉つて後は君をも一向御うしろめたき事に思はれ參らせて、上には事なきやうなれども下には用心して苦咲にが(わら)むてのみ候はれける。正月七日の日彗星すいせい東方に出づ。蚩尤しゆうき旗とも申し又赤氣せきとも申す。同じき十八日光を増す。

入道相國の御女建禮門院、其時は未だ中宮の御方と聞えさせ給ひしが、御惱とて雲の上天が下の歎きにてぞ候(ひ)ける。諸寺に御讀經みとくきやう始まり、諸社へ官幣使くわんぺいしを立てらる。陰陽術を極めて醫家薬を盡くす。大法祕法一つとして残る處なう修せられけり。されども御腦なうはたゞにも渡らせ



給はず御懷妊とぞ聞えし。主上は今年十八中宮は二十二ぞならせ給ふ。然れども皇子は姫宮も未だ御一所も出来させ給はず。もし皇子御誕生あらばいかに目出度からんと平家の人々只今皇子誕生のあるやうに勇み悦びあはれけり。他家の人々も「平家の繁昌折を得たり、皇子御誕生疑ひなし」とぞ申合はれける。御懷妊定まらせ給ひしかば入道相國有驗の高僧貴僧に仰せて大法祕法を修し星宿佛菩薩に付けても皇子誕生とのみ祈誓せらる。六月一日の日中宮御着帯ありけり。仁和寺の御室守覺法親王は急ぎ御參内あつて孔雀經の法を以て御加持あり。天臺座主覺快法親王、寺の長吏圓慶法親王も同じく參らせ給ひて變成男子の法を修せられけり。

かゝりしかども中宮は月の重なるに従つて御身を苦しうせさせおはします。一度笑めば百の媚ありけん漢の李夫人、昭陽殿の病の床もかくやと覺え、唐の楊貴妃梨花一枝春の雨を帯び芙蓉の風にしほれ女郎花の露重げなるより猶いたはしき御様なり。

かゝる御腦の折節に合せて、怖き御物怪とも數多とり入り奉る。殊には神子、明王の縛にかけて靈あらはれたり。殊には讚岐院の御靈、宇治の悪左府の御憶念、新大納言成親の死靈、西光法師が悪靈、鬼界ヶ島の流人どもの生靈などぞ申(し)ける。これによつて生靈をも死靈をも皆宥めらるべしとて、先づ讚岐院御追號ありて、崇徳天皇と號し、宇治の悪左府贈官贈位行

はれて太政大臣正一位を贈らる。勅使は少内記惟基とぞ聞えし。件の墓所は大和國磯上郡、河上の村、磐若野の五三昧なり。保元の秋掘起いて捨てられし後は、死骸道の邊の土となつて年々にたゞ春の草のみ繁れり。今勅使尋ね來て宣命を讀みけるに、亡魂如何に嬉しと思しけん。怨靈はかく昔も恐ろしかりし事どもなり。されば早良の廢太子をば崇道天皇と號し、井上の内親王をば皇后の職位に復す。これ皆怨靈を宥められしその例とぞ聞えし。冷泉院の御物狂しうましましし花山の法皇の十善の帝位をすべらせ給ひしは元方の民部卿が靈なり。又後三條の院御目も御覽せられざりしは寛算供奉が靈とかや。

門脇宰相かやうの事どもを傳へ聞き給ひて、小松殿に向つて申されけるは、  
「今度中宮御産の御祈様々に候由聞え候。なにと申(す)とも非常の赦に過ぎたる程の事あるべしとも覺え候はず。中にも鬼界が島の流人どもの召し歸されたらん程の功德善根何事か候べき」と申されたりければ、大臣父の禪門の御前におはして、

「あの丹波少將が事を門脇宰相餘りに歎き申(す)が不便に候。殊更中宮御腦の御事承り及ぶべく候、成親の卿が死靈など聞え候。大納言が死靈を宥めんと思召さんにつけては生きて候少將を召しこそ歸され候はめ。人の思をやめさせ給へば思召す事も叶ひ人の願を叶へさせまします



ば御願も則成就して御産平安皇子御誕生あつて家門の榮華愈盛さかんに候べし。」

と申されければ入道相國日頃よりも殊の外に柔いて、

「さて、俊寛や康頼まさし法師が事はいかに。」

と宣へば、

「それも同じうは召しこそ歸され候はめ、若し一人も残されたらんは中々罪業たるべう候。」

と申されたりければ入道相國、

「康頼法師が事はさる事なれども俊寛は随分入道が口入こうじりを以て人となりたる者ぞかし。それに所しもこそ多けれ、我が山莊東山鹿谷に寄合ひて謀叛の企のありけんなれば俊寛が事は思ひもよらず。」

とぞ宣ひける。大臣歸つて伯父の宰相を呼び出し奉つて、

「少將は既に赦免あるべきで候ぞ。御心安う思召され候へ。」

と申されたりければ、宰相聞きもあへ給はず、手を合せてぞ悦ばれける。下り候ひし時も是程の事などや申請けざらんと思ひたりげにて、

「教盛を見候度毎には涙を流し候ひしが不便に存候。」

とぞ申されける。大臣、

「子は誰とても悲しければよく、申し候はん。」

とて入給ひぬ。

さる程に鬼界ヶ島の流人共の召歸さるべき事定まりしかば、入道相國の許文書いてぞ賜うでける。御使既に都をたつ。宰相餘りの悦しさに御使に私の使を添へてぞ下されける。「夜を晝にして急ぎ下れ」とありしかども、心に任せぬ海路なれば、浪風を凌いで下る程に都をば七月下旬に出たれども、長月二十日頃にぞ鬼界ヶ島には着きにける。

### 足 摺

御使は丹左衛門尉基康といふ者なり。急ぎ船より上り、

「これに都より流されさせ給ひたる丹波少將成經平判官康頼入道殿やおはす。」

と聲々にぞ尋ねける。二人の人々は例の熊野詣してなかりけり。俊寛一人ありけるがこれを聞いて餘りに思へば夢やらん又は天魔波旬の我心を誑かさんとていふやらん、現とも更に覺えぬものかなとて走るともなく倒るるともなく急ぎ使の前行き向つて、



「これこそ流されたる俊寛よ。」

と名乗り給へば、雑色ざつしきが頸に掛けさせたる文袋ふぶくろより入道相國の許文取出て奉る。是をあけて見給ふ。「重科は遠流えんりゅうに免ず。早く歸洛の思ひをなすべし。中宮御産の御祈によつて非常の赦行はる。然る間少將成經康頼法師ほつし赦免」とばかり書かれて、俊寛といふ文字はなし。禮紙らいしにぞあるらんとて禮紙を見るにも見えず。奥より端へ讀み、端より奥へ讀みけれども二人とばかり書かれて、三人とは書かれず。

さる程に少將や康頼入道も出て來り、少將のつて見るにも康頼入道が讀みけるにも、二人とばかり書かれて三人とは書かれざりけり。夢にこそかゝる事はあれ、夢かと思ひなさんとすれば現なり、現かと思へば又夢の如し。其上二人の人々の許へは都よりことづてたる文いくらもありけれども、俊寛僧都の許へは事とふ文一つもなし。されば我所縁ゆかりの者は都の中に跡を止めずなりにけるよと思ひやるにも覺束なし。

「抑我等三人は罪も同じ罪、配所も同じ所なり。いかなれば赦免の時二人は召還されて一人ここに残るべき。平家の思ひ忘れかや、執筆しひの誤あやまりか、こは如何にしつる事どもぞや。」と天に仰ぎ地に伏して泣き悲しめども甲斐ぞなき。

僧都少將の袂にすぎり、

「俊寛がか様になるといふも御邊の父故大納言殿の由なき謀叛の故なり。されば外よその事と思ひ給ふべからず。許されなければ都迄こそ叶はずとも、せめては此船に乗せて九國の地迄着けたべ。各の此れにおはしつる時こそ春つばくらめは燕、秋は田面の鴈おひつの訪るるやうに自ら故郷の事をも傳へ聞きつれ。今日より後は何としてかは聞くべき。」

とて悶え戀がれ給ひけり。少將

「誠にさこそは思し召され候らめ。我等が今召し還さるゝ嬉しさもさる事にては候へども、又御有様を見參らせ候に更に行くべき空も覺え候はず。打乗せ奉つても上りたうは候へども、都の御使いかにも叶ふまじき由を頻りに申次、其上許されもなきに三人ながら嶋の内を出でたりたりなど聞え候はば、なか／＼あしう候ひなんぞ。成經先づ罷り上て人々にもよき様に申合せ入道相國の氣色をも伺ひ迎ひに人を奉らん。其程は日頃おはしつるやうに思ひなして待ち給へ。なにと申せども命は大切の事に候へば縦ひこの瀬にこそ漏れさせ給ふとも一度はなか赦免ななくては候はざるべき。」

と、やう／＼に慰め宣へども僧都堪へ忍ぶべうも見え候はず。



さる程に船出すべしとてひしめきければ、僧都舟に乗つては下りつ、下りては乗つつ、あましまし事をぞし給ひける。少將の形見には夜の衾、康頼入道が形見には一部の法華經をぞ留めける。纜解いて船押し出せば、僧都綱にとりつき、腰になり、脇になり、丈の立つ迄は引かれて出づ。丈も及ばずなりければ僧都船にとりつき、

「さて如何に各俊寛をば遂に捨てさせ給ふか。日頃の情も今は何ならず、せめては此船に乗せて九國の地迄。」

と口説かれけれども「都の御使如何にも叶ひ候まじ」とて取付給へる手を引きのけて、船をば遂に漕ぎ出す。僧都せん方なさに渚に上り倒れ臥し幼き者の乳母や母などを慕ふ様に足摺をして、

「われ乗せて行け、具して行け。」

と宣ひて喚き叫び給へども、漕ぎ行く船の習にて跡は白浪ばかりなり。未だ遠からぬ船なれども涙にくれて見えざりければ、僧都高き所に走り上つて沖の方をぞ招きける。かの松浦小夜姫が唐船を慕ひつゝ、領巾振りけんも是には過ぎじとぞ見えし。

さる程に船も漕ぎ隠れ日も暮るれども僧都あやしの臥處へも歸らず、波に足打ち洗はせ露に

しほれてその夜はそこでぞ明しける。さりとも少將は情深き人なればよきやうに申(す)事もやと憑みをかけてその瀬に身をも投げざりし心のうちこそはかなけれ。昔早離速離が海巖山へ放たれたりけん悲しみもかくやと覺えて哀なり。

### 御産の巻

さる程に二人の人々は鬼界ヶ嶋を出て、肥前國鹿瀬庄にぞ着き給ふ。宰相京より人を下して「年のうちは波風も烈しう道の間も覺束なう候へば、春になつて上られ候へ。」

とありしかば、少將鹿瀬庄にて年を暮す。

さる程に同じき十一月十二日の寅の刻より中宮御産の氣ましますとて京中六波羅ひしめきあへり。御産所は六波羅池殿にてありければ、法皇も御幸なる。關白殿を始め奉つて大將大臣以下の卿相雲客、すべて世に人と數へられ官加階に望をかけ、所帶所職を帶する程の人の一人も漏るるはなかりけり。先例も女御后御産の時に臨んで大赦ありき。大治二年九月十一日待賢門院御産の時大赦行はるる事ありけり。今度も其例たるべしとて、非常の大赦行はれて、重科の輩多く赦されける中にこの俊寛僧都一人赦免なかりける事こそうたてけれ。御産平安皇子御誕生



ましまさば八幡、平野、大原野などへ行啓あるべき由仰下さる。仙源法印承つて敬白す。神社は太神宮を始め奉(つ)て二十餘ヶ所、佛寺は東大寺興福寺以下十六ヶ所へ御誦經ありけり。御誦經の御使は宮の侍の中に有官の輩是を勤む。ひやうもんの狩衣に帶劍したる者共が色々の御誦經物、御劍御衣を持ち、續いて東の臺より南庭を渡つて西の中門に出(づ)。目出度かりし見物なり。小松の大臣は例の善惡に騒ぎ給はぬ人にておはしければ、遙に程經て後、嫡子權亮少將維盛以下の公達たちの車どもやり續けさせ色々の御衣四十領、銀劍七つ、廣蓋に置かせ御馬十二疋引かせて參らせ給ふ。これは寛弘に上東門院御産の時御堂殿の御馬參らせられしその例とぞ聞えし。抑この大臣と申すは中宮の御兄にておはしける上、とりわき父子の御契なれば御馬參らせ給ふも理なり。又五條の大納言國綱卿も御馬二疋參らせらる。志の至りか徳の餘りかとぞ人申(し)ける。猶伊勢より始め奉りて安藝の嚴島に至る迄七十餘ヶ所へ神馬をたてらる。内裏にも寮の御馬に四手(付)けて數十疋引立てらる。仁和寺の御室守覺法親王は孔雀經の法、天臺座主覺快法親王は七佛藥師の法、寺の長吏、圓慶法親王は金剛童子の法、その外五大虚空藏、六觀音、一字金輪、五壇の法、六字加輪、八字文殊、普賢延命に至る迄殘る所なう修せられけり。護摩の煙御所中に滿ち鈴の音雲をひよかす。修法の聲身の毛よだつて、いかなる御物怪なり

とも、何面を向ふべしとも見えざりけり。猶佛所の法印に仰せて御身等身の藥師一體並びに五大尊の像を作り始めらる。

かゝりしかども中宮は隙なく頻らせ給ふばかりにて御産も頓になりやらず。入道相國二位殿胸に手を掩ひてこはいかゞせんいかにせんとぞあきれ給ふ。人のもの申しけれども、

「たゞともかうもよき様に〜。」

とばかりぞ宣ひける。

「ざりとも淨海軍の陣ならばこれ程迄は隠せじものを。」

とぞ後には宣ひける。御驗者には房覺、性運兩僧正、春堯法印、豪禪、實專、兩僧都各僧伽の句どもあげ、本寺本山の三寶、年來所持の本尊達、せめふせ〜もまれけり。誠にさこそはと覺えて尊かりける中に、法皇は新熊野へ御幸なるべきにて御精進の次なりけるが、錦帳近く御座有て千手經を打あげ〜あそばされけるにぞ、今一際事變つてさしも踊り狂ひける御神子どもが縛も暫く打静めける。

法皇仰せなりけるは、

「いかなる御物氣なりとも、この老法師がかくて候はん所へはいかてか近付奉るべき。就中今



現はるる所の怨靈は皆我朝恩を以て人となりたる者ぞかし。縦ひ報謝の心をこそ存せずともい  
かてか豈障碍をなすべきや。速かに罷り退き候へ。」

とて女人生産し難からん時に臨んで、邪魔遮障し苦(忍び)難からんにも心を盡して大悲呪を  
稱呪せば、鬼神退参して安樂に生ぜんとあそばいて、皆水晶の御數珠を押揉ませ給へば、御産  
平安のみならず、皇子にてこそましましけれ。重衡卿其時は未だ中宮亮にておはしけるが御籬  
の中よりつつと出て、

「御産平安、皇子御誕生候ぞや。」

と高らかに申されたりければ、法皇を始め奉て、關白、松殿、大政大臣以下の卿相雲客、各  
の助修、陰陽頭、典藥頭數輩の御驗者すべて堂上堂下一同にあつと喜びあへる聲は門外迄もど  
よみて、暫しは静まりもやらざりけり。入道相國嬉しさの餘りに聲をあげてぞ泣かれける。悦  
び泣とは是をいふべきにや。小松の大臣は急ぎ中宮の御方へ参らせ給ひて、金錢九十九文、  
皇子の御枕に置(き)て、

「天を以ては父とし、地を以ては母と定め給ふべし。御命には方士東方朔が齡を保ち御心には  
天照大神入替らせ給へ。」

とて桑の弓に蓬の矢をもつて天地四方を射させらる。

### 公 卿 揃

御乳には前右大將宗盛卿の北方と聞えさせ給ひしが、去んぬる七月に難産して失せ給ひしか  
ば、平大納言時忠卿の北方帥佐殿御乳には参らせ給ひて、後には帥の内侍とぞ人申(し)ける。  
法皇やがて還御、門前に御車を立てられたり。入道相國嬉しさの餘りに砂金千匁、富士の綿二  
千兩法皇へ進上せらる。是又然るべからずとぞ人申しける。おかしかりしは入道相國のあきれ  
様、目出度かりしは小松の大臣の振舞、本意なかりしは前右大將宗盛卿の最愛の北方に晩れ給  
ひて大納言の大將兩職を辭して籠居せられし事、兄弟共に仕出あらば如何に目出度からん。  
今度の御産に笑止數多あり。先づ法皇の御驗者、次に后御産の時御殿の棟より甌をまろばか  
す事ありけり。皇子誕生には、南へ落ちし皇女誕生には北へ落すを、是は北へ落されたりけれ  
ば人々いかにと騒ぎ、取上げ落し直されたりけれども猶悪しき事にぞ人申(し)ける。次に又七  
人の陰陽師参て千度の御祓仕る。其中に掃部頭時晴と云ふ老者あり。所従等も乏少なりけるが  
餘りに人多く参り集ひたかななをこみ稻麻竹葦の如し。



「役人ぞあけられ候へ。」

とて大勢の中を押分／＼參る程に如何はしたりけん、右の沓を踏み脱がれて、そこにちつと立休らふ程に冠をさへつき落されて、さばかりの砌に東帶正しき老者が髻放つて練り出たれば若き公卿殿上人は堪へずして一度にどつとぞ笑はれける。陰陽師などいふは反倍とて足をもあだに踏まずとこそ承れ、それにかゝる不思議共のいくらもありけるをその時はなにも思ひ合せられざりけれども後にこそ思ひ合する事共は多かりけれ。

御産によつて六波羅へ參らせ給ふ人々、關白松殿、太政大臣妙音院、左大臣大炊御門、右大臣月輪殿、内大臣小松殿、左大將實定、源大納言定房、三條大納言實房、五條大納言國綱、藤大納言實國、按察使資方、中御門中納言宗家、花山院中納言兼雅、源中納言雅頼、權中納言實綱、藤中納言資長、池中納言頼盛、左衛門督時忠、別當忠親、左宰相中將實家、右宰相中將實宗、新宰相中將通親、平宰相教盛、六角宰相家通、堀川宰相頼定、左大辨宰相長方、右大辨三位俊經、左兵衛督重孝、右兵衛督光能、皇太后宮權大夫朝方、左京大夫長教、大宰大貳親宣、新三位實清、以上三十三人、右大辨の外は直衣なり。不參の人人には花山院前太政大臣忠政公、大宮大納言隆季、卿已下十餘人、後日に布衣着して入道相國の西八條の亭へ向はれけるとぞ聞えし。

## 大塔建立

御修法の結願に勸賞ども行はる。仁和寺の御室は東寺修造せらるべきなり。後七日の御修法太元の法並に灌頂興行あるべき由仰下さる。是によりて御弟子覺位權僧都法眼になさる。座主の宮二品並に牛車の宣旨を申させ給ふを御室さへ申させ給ふによつて御弟子法眼圓良法印になさる。其外勸賞とも毛舉に違あらずとぞ聞えし。日數經にければ、中宮は六波羅より内裏へ歸り參らせ給ふ。入道相國如何にもしてこの後の御腹に皇子誕生あれかし。位に即け奉つて夫婦共に外祖父外祖母と仰がれんと願はれけるが、我崇め奉る嚴島へ申さんとて月詣せられけるに、中宮やがて御懷妊あつて御産平安皇子御誕生こそ目出度けれ。

抑平家安藝の嚴島を信じ始められける事にいふに、清盛公未だ安藝守たりし時安藝の國をもつて高野の大塔修理せられけるに、渡邊遠藤六郎頼方を雜掌につけられたり。六年に修理終りぬ。修理終つて後清盛高野へ上り大塔拜み奉つて奥院へ參られけるに、何處より來れるともなく白髮なる老僧の肩には霜をたれ額に波を疊みてかせ杖の二又なるに縋つて出給ひけるが、此僧なになう物語をぞしたりける。



「夫我山は昔より密宗を控へて退轉なし。天下に又も候はず。大塔既に修理終り候(ひ)ぬ。其れに付候(ひ)ては越前の氣比の宮と安藝の嚴島は兩界の垂跡にて候が、氣比の宮は榮えたれども嚴島はなきが如くに荒れはて、候。哀れ同じうは此次手に奏聞あつて修理せさせ給へかし。またにも候はば官加階は天下に肩を並ぶる人又もあるまじきぞ。」

とて立たれける。此老僧の居給へる所に異香則薫じたり。人をつけて見せらるゝに三町ばかりは見え給ひて其後は掻消す様に失せ給ひぬ。此れたゞ人にあらず、大師にておはしけりと慇懃く覚え、娑婆世界の思出たるべしとて高野の金堂にて曼陀羅を書かれけるが、西曼陀羅をば常明法印と云ふ繪師に書かせらる。東曼陀羅をば清盛書かんとて自筆に書かれけるが八葉の中尊の寶冠をば如何思はれけん、我が首の血を出いて書かれけるとぞ聞えし。

其後都へ上り院參して此由奏聞せられたりければ、君も臣も斜ならずに御感あつて猶任を延べて、嚴島をも修理せらる。鳥居を建替へ、社々を造り替へ、百八十間の廻廊をぞ造られける。修理畢つて後清盛嚴島へ參り通夜せられたりける夢に、御寶殿の内よりびんづら結うたる天童の出て、

「汝この劍を以て朝家の御固たるべし。」

とて銀の蛭卷したる小長刀を賜はるといふ夢を見てさめて後見給へば現に枕上にぞ立つたりける。さて大明神御託宣あつて、

「汝知れりや、忘れりや、或る聖を以て云はせし事は。但悪行あらば子孫迄はあるまじきぞ。」とて大明神あがらせ給ひけり。目出度かりし事共なり。

頼豪

白河院の御時、京極の大殿の御娘后に立ち給ふ事ありけり。賢子の中宮とて御最愛ありけり。主上如何にもしてこの後の御腹に皇子誕生あらまほしう思召して其比三井寺に有驗の僧と聞ゆる頼豪阿闍梨を内裏へ召して、

「汝此後の御腹に皇子誕生祈り申せ。御願成就せば所望は乞ふによるべし。」

と仰下さる。頼豪こは安い程の御事候とて急ぎ三井寺に走歸つて百日肝膽を挫いて祈りければ、中宮やがて百日の内に御懷妊あつて、承保元年十二月十六日御産平安皇子御誕生こそ目出度けれ。主上斜ならずに御感あつて頼豪阿闍梨を内裏へ召して、

「さて汝が所望は如何に。」



と仰せければ、三井寺に戒壇建立の由を奏聞す。

「一階僧正などの御事をも申さんずるかところ思召しつるに是こそ存じの外の所望なれ。今汝が所望を達せば、山門憤つて世上も静なるべからず。凡皇子誕生あつて祚を繼がしめんも海内無爲を思召す御故なり。兩門共に合戦せば天台の佛法滅びなんず。」

とて聞召しも入れざりけり。頼豪

「こは口惜しき事にこそあんなれ。」

とて急ぎ三井寺に走り歸つて干死にせんとす。

主上大に驚かせ給ひて江帥匡房の卿のその時は未だ美作守と聞えしを御前へ召して、

「汝は頼豪に師檀の契あるなれば、行きてこしらへて見よ。」

と仰せければ、畏り承つて急ぎ三井寺に行向ひ、頼豪阿闍梨が宿房に尋ね行きて、勅定の趣仰含めんとすれば、以ての外に燻つたる持佛堂に立籠り恐しげなる聲して、

「天子には戯の詞なし、綸言汗の如しとこそ承つて候へ。これ程の所望協はざらんに於ては我祈り出し奉つたる所の皇子なれば取奉つてまた魔道へこそ行かんずらめ。」

とて、遂に對面もせざりけり。美作守歸り參つてこの由奏聞せられければ、主上御歎斜なら

ず。頼豪遂に干死に死にけり。

さる程に皇子御惱つかせ給ひて打臥させ給ひしかば、様々の御祈どもありしかども協ふべしとも見えざりけり。白髮なる老僧の錫杖持つて常は皇子の御枕に佇むと人の夢にも見え幻にも亦立ちけり。怖しなども疎なり。承暦元年八月六日の日皇子御年四歳にて遂に隠れさせ給ひぬ。敦文の親王是なり。主上大に御歎あつてその比山門に有驗の僧と聞ゆる西京の座主良眞大僧正その時は未だ圓融坊の僧都と聞えしを内裏へ召して、

「こは如何に。」

と仰せければ、

「いつもか様の御願は我山の力でこそ成就する事では候へ。されば九條の右丞相師輔公も我山の慈惠大僧正に御契り申させ給ひてこそ冷泉院の皇子をば生み參らつさせ給ひしか。安い程の御事候。」

とて急ぎ山門に歸り上つて百日肝膽を摧いて祈られければ、中宮やがて百日の内に御懷妊有て、承暦三年七月九日の日御産平安皇子御誕生こそ目出度けれ。堀河天皇是なり。怨靈はかく昔も怖しかりし事どもなり。今度の御産に非常の大赦行はれて重科の輩多く許されける。中



にこの俊寛僧都一人赦免なかりつることそうたてけれ。

さる程に同じき年の十二月八日の日皇子東三條にして東宮に立たせ給ふ。傳には小松の内大臣大夫には池中納言頼盛卿とぞ聞えし。さる程に今年も暮れて治承も三年になりけり。

### 少將都還

正月下旬に丹波少將成經平判官康頼入道二人の人々は肥前國鹿瀬庄を立て、都へとは急がれけれども餘寒猶烈しう、海上もいたく荒れければ、浦傳ひ島傳ひして二月十日頃こそ備前の兒島には著き給ひぬ。それより父大納言殿の御渡りあんなる有木の別所と云ふ所に尋ね入て見給へば、竹の柱、ふりたる障子などに書置き給へる筆のすざびを見給ひて、

「あはれ人の形見には手跡にすぎたる事ぞなき。書置き給はずばいかでかこれを見るべき。」

とて康頼入道と二人讀みては泣き、泣いては讀む。安元三年七月二十日の日出家、同じき二十六日信俊下向」とも書かれたり。さてこそ源左衛門尉信俊が参りたるをも知られけれ。そばなる壁には「三尊來迎便あり、九品往生疑なし」とも書かれたり。この形見を見給ひてこそ、

「さすが欣求淨土の望もおはしけり。」

と限り無き歎の中にもいさゝか頼もしげには宜ひけれ。

その墓に尋ね入て見給へば松の一叢ある中に甲斐々々しう壇を築いたることもなく、土の少し高き所のありければ、少將それに向ひ袖かき合せ、生きてる人に物を申すやうに泣く／＼搔口説いて申されけるは、

「遠き御守と成らせおはしましたる事をば島にてもかすかに傳へ承つて候しかども、心に任せぬ憂身なれば急ぎ参る事も候はず。成經かの島へ流されてより後の便なさ、一日片時も人の命の生きてあるべきやうはなかりしかども、さすが露の命は消えやらで、この二年を送つて今召返さるゝ嬉しさもさる事にては候へども、正しう父大納言殿のこの世に渡らせ給はんを見参らせても候はばこそさすが命の長きかひも候はめ、是迄とは急がれつれども今日より後は急ぐべしとも覺えず。」

とて搔口説いてぞ泣かれける。誠に存生の時ならば大納言入道殿こそ如何にとも宜ふべきに生を隔てたる習程口惜しかりけることはなし。苔の下には誰か答ふべき、たゞ嵐に騒ぐ松の響ばかりなり。

その夜は康頼入道と二人墓のめぐりを行道し、明けければ新しう壇築き、釘貫せさせ、前に假



屋作らせ、七日七夜が間念佛申し、經書いて結願には大なる卒都婆を立てて、過去聖靈、出離生死、證大菩提と書いて、年號月日の下には孝子成經と書かれたれば、賤山がつの心なきも子に過ぎたる寶なしと袖を濡らさぬはなかりけり。年去り年來れども忘れ難きは撫育の昔の恩、夢の如く幻の如し。盡き難きは戀慕の今の涙なり。されば三世十方の佛陀の聖衆も憐み給へ、亡魂尊靈も如何に嬉しと思しけん。

「今暫く候ひて念佛の功をも積むべう候しかども、都に待つ人共の心元なう候らん、又こそ参り候はめ。」

とて、亡者に暇申しつゝ泣く泣く其處をぞ立たれける。草の蔭にても名残惜しうや思はれけん同じき三月十六日少將は鳥羽へあかうぞ着き給ふ。故大納言殿の山庄洲濱殿とて鳥羽にあり。住み荒らして年經にければ築地はあれども蓋もなく、門はあれども扉も無し。庭に立入り見給へば人跡絶えて苔深し。池の畔を見廻せば秋の山の春風に白浪頻りに折り掛けて紫鴛白鷗逍遙す。興ぜし人の戀しさに只盡きせぬ物は涙なり。家はあれども欄門破れて、葦遣戸もたえて無し。「此處には大納言殿のところおはせしか。この妻戸をばかうこそ出入給ひしか。あの木をば自らこそ植ゑ給ひしか。」なんと云ひて、言の葉に付けても只父の事をのみ戀しげにこそ宜

ひけれ。三月中の六日なれば花は未だ名残あり。楊梅桃李の梢こそ折知り顔に色々なれ。昔の主はなけれども春を忘れぬ花なれや。少將花の下に立ちよりて

桃李不言春幾暮 烟霞無跡昔誰栖

ふるさとの花のものいふ世なりせば いかにもかしの事をとほまし

この古き詩歌を口すさみ給へば、康頼入道も折節あはれに覺えて墨染の袖を濡らしける。暮るる程とは待たれけれども、餘りに名残惜しくて夜更くる迄こそおはしけれ。ふけ行くまゝに荒れたる宿の習とて古き軒の板間より漏る月影ぞ隈もなき。鶏籠の山明けなんとすれども、家路は更に急がれず。さてしもあるべき事ならねば、

「迎に乗物ども遣はして待つらんも心なし。」

とて、少將泣く泣く洲濱殿を出つゝ都へ歸り上られけん人々の心の中さこそはうれしうも又あはれにもありけめ。

康頼入道が迎にも乗物はありけれども今更名残の惜しきにとてそれには乗らず、少將の車の尻に乗つて七條河原迄は行く。それより互に行別れけるが猶行きもやらざりけり。花の下の半日の客、月の前の一夜の友、旅人が一村雨の過行くに一樹の影に立寄りて別るゝ名残も惜しき



ぞかし。況んやこれは憂かりし島の住居、舟の中、浪の上、一業所感の身なれば前世の芳縁も浅からずや思ひ知られけん。少將は舅平宰相のもとに立入給ふ。母上は靈山におはしけるが昨日より宰相の宿所におはして待たれけり。少將の立入給ふ姿を只一目見給ひて

「命あれば。」

と計にて引被いてぞ臥し給ふ。宰相の方には女房侍さし集ひて死にたる人の生返りたる心地して悦び泣をぞせられける。まして北方乳母の女房が心の中如何ばかり嬉しかりけん。乳母の六條が黒かりし髪も皆白うなりたり。北方はさしもうつくしう、華やかにおはせしかども盡きせぬ物思ひに瘦せ衰へてその人とも見え給はず。少將の流されさせ給ひし時、三歳で別れ給ひし若君今はおとなしうなつて髪結ふ程なり。そのそばに三ばかりなる幼き人のおはしけるを少將、

「あれはいかに。」

と宣へば、六條

「これこそ。」

とばかり申して涙を落しけるにこそ、さては我下りし時心苦しげなる有様どもを見おきしが事故なう育ちけるよと思ひ出ても悲しかりけり。少將はもとの如く院へ召し使はれ参らせて、

宰相の中將迄あがり給ふ。

康頼入道は東山雙林寺に我山庄のありければ、それに落着いて先づかうぞ思ひつゞける

ふるさとの軒の板間に苔むして 思ひしほどはもらぬ月かな

やがてそこに籠居して憂かりし昔を思ひやり寶物集といふ物語を書きけるとぞ聞えし。

### 有王島下り

さる程に鬼界が島の流人二人は召還されて都へ上りぬ。俊寛一人残されて憂かりし嶋の嶋守となりにけるこそうたてけれ。

こゝに僧都の幼うよりさしも不便にして召使はれける童あり。名をば有王とぞ申しける。鬼界が島の流人今日既に都へ入ると聞えしかば有王鳥羽迄行向つて見けれども、わが主はなかりけり。「如何に」と問へば「それは猶罪深しとて島に残されぬ」と聞(い)て心憂しなどもおろかなり。常は六波羅の邊に佇み歩いて、聞きけれども、いつ赦免あるべしとも聞出さざりしかば僧都の御女の忍うておはしける御許に参つて、

「君はこの瀬にも洩れさせ給ひて御上りも候はず。今はいかにもしてかの島へ渡つて御行衛を



も尋ね参らせむと存(じ)候。御文賜て参り候はん。」

と申しければ、姫御前なのめならず悦びやがて書いてぞ賜うでける。暇を乞ふともよも許さじとて父にも母にも知らせず、唐船の纜ともつなは卯月五日に解くなれば、夏衣たつを遅くや思ひけん、彌生の末に都をたつて多くの浪路を凌ぎつゝ、薩摩瀉へぞ下りける。

薩摩よりかの島へ渡る船津にて有王を人あやしめ、着たる物を剥ぎ取などしけれども少しも後悔せず、姫御前の御文ばかりぞ人に知らせじと髻結もとゆひの中には隠しける。さて商船あきんどに乗つて件の島へ渡つて見るに、都にてかすかに傳へ聞きしは事の數ならず。田もなし、畑はたけもなし、里もなし、村もなし。自ら人おのつかはあれども云ふ詞をも聞き知らず。有王島の者に行向つて、

「物申さう。」

と云へば、

「何事。」

と答ふ。

「これに都より流させ給ひたる法勝寺の御房俊寛僧都と申(す)人やまします。」

と問ふに、法勝寺とも僧都とも知つたらばこそ返事はせめ、たゞ頭かしらを振つて知らぬといふ。

その中にありける者が心得て、

「いざとよ、それは三人これにありしが二人は召還されて都へ上りぬ。今一人残されてあそここゝよと迷ひ歩きしがその後は行衛をも知らず。」

とぞ云ひける。山の方のおぼつかなきに遙かに分け入り、嶺に攀ぢ、谷に下れども白雲跡を埋うづんで往來の道も定かならず。晴嵐夢を破つてはその面影も見えざりけり。山にては遂に尋ねもあはず。海の邊ほとりについて尋ぬるに砂頭に印みんを刻む鷗、沖の白洲にすだく濱千鳥の外は又こととふ者もなかりけり。

或朝磯の方より蜻蛉かげろふなどの如くに瘦せ衰へたる者よろほひ出来たり。もとは法師にてありけるかとおぼしくて、髪は空様に生おひ上り、萬の藻くづ取(り)つき、荊わづらを載おいたるが如くにてつぎめあらはれ皮ゆたひ、身に着たる物は絹布きぬのの分も見えず。片手にはあらめを持ち、片手には魚を持ち、歩む様さまにはしけれどもはかもゆかず、よろ／＼としてぞ出来る。有王都にて多くの乞丐こつがい人は見しかども、か様の者は未だ見ず。「諸阿修羅等、居在大海邊」とて修羅の三悪四趣は深山大海の邊ほとりにありと佛の説きおき給ひたれば吾しらず。若し餓鬼道などの方へも迷ひ來るかとぞ覺えたる。はや彼も是も次第に近づいて有王かやうの者迄も我主の御行衛や知つたると



「物申さう。」

と云へば、

「何事。」

と答ふ。

「是に都より流されさせ給ひたる法勝寺の執行俊寛僧都と申す人やまします。」

と問ふに、童こそ見忘れたれども僧都はいかてか忘れ給ふべきなれば、

「是こそそよ。」

と宣ひもあへず、手に持てる物を投げ棄てて砂子すなごの上にぞ倒れ臥す。さてこそ吾主みまの御行衛

とは知りてけれ。僧都やがて消入り給ふを有王膝の上にかきのせ奉り、

「都より多くの浪路を凌ぎつゝはるばると是迄尋ね参りたるかひもなく何とてやがて憂目をば

見せんとはせさせ給ふべきぞ。」

とて、袖を顔に押あててさめくとかき口説きければ、僧都たすけ起され少し人心地ついて、

「まことに汝多くの浪路を凌ぎつゝはるく」と是迄尋ね参りたるこそ神妙なれ。たゞ明けても

暮れても都の事をのみ思ひ居たれば戀しき者どもの面影を夢に見る時もあり、又幻に立時もあり

りけり。身もいたく疲れ弱つて後は夢も現も思ひわかず、今又汝が來れるをもたゞ夢とのみこ

そ覺ゆれ。もしこの事が夢ならむには覺めての後はいかゞせん。」

とて泣かれければ、有王

「こは現にて候。扱もその御有様にて今迄御命の延させ給ひたるこそ不思議には思ひ奉れ。」

と申(し)ければ、僧都

「いざとよ、是は去年少將や判官入道が迎ひの時、その瀬に身をも投ぐべかりしを、よしなき少

將の都の傳をも今一度待てかしなど慰めおきしを愚かに眞まことと思ひつつ、ながらへんとはせしか

ども、此島には人の食物くひものも絶えてなき所なれば、身に力のありし程は山に上つて硫黄と云ふ物

を掘り九國より通ふ商人あきんどにあひ喰物にかへなどせしかども、日にそへて弱り行けば今はさ様の

業わざもせず。か様に日ののどかなる時は磯に出て網人釣人あみうとつりうとに手をすり膝をかぐめて魚をもらひ、

潮干の時は貝を拾ひ、あらめを取り、磯の苔に露の命をかけてこそ、憂きながら今日迄もなが

らへたれ。さらでは憂世をわたるよすがをばいかにしつるらんとか思ふらん。」

僧 都 死 去



僧都

「是にて何事をもいはばやとは思へども、いざわが家へ。」

と宣へば、有王あな不思議やあの御有様にても家を持ち給ふ事よと思ひ、僧都を肩に引かせ参らせ教に随ひて行く程に、松の一叢ある中により竹を柱とし蘆を結いて桁梁に渡し、上にも下にも松の枯枝蘆の枯葉をひしと取りかけたれば雨風たまるべうも見えず。都にては法勝寺の寺務職にて八十餘ヶ所の庄務を司り給ひしかば棟門平門の内に四五百人の所従眷屬に圍繞せられてこそおはせしか。眼の當りかゝる憂目に合せ給ふ事不思議さよ。業に様々あり。順現、順生、順後等といへり。僧都一期が間身に用ふる所、皆大伽藍の寺物佛物ならずといふ事なし。されば彼信施無慚の罪によつて、今生にてははや感ぜられけりとぞ見えたりける。僧都こは現ぞと思ひ定めて、

「去年少將や判官入道が迎ひの時も是等が文といふ事もなく、今又汝が便にも音信のなきは是等にはかうとも知らせざりつるか。」

と宣へば、有王涙に咽び伏俯して暫しはとかうの御返事にも及ばず。やゝありておき上がり涙を押へて申しけるは、

「君の西入條へ出させ給ひて後、六波羅より官人共が参りて私財雜具を追捕し、御内の人共揃め取つて御謀叛のくはしく次第を尋ね問ひ皆失ひ果て候。北方は幼き人々を隠しかね参らせ給ひて鞍馬の奥に忍うてまし／＼けるにもこの童ばかりこそ時々参つて宮仕つかまつり候なり。いづれもあはれのおろかなる事は候はねども幼き人々は餘りに戀ひかね参らせ給ひて、参り候度毎には、いかに有王よ、吾鬼界が島とかやへ具して行けと宣ひてむつがらせ給ひしが過候二月に、もがさと申事に空しくならせ給ひ候ひぬ。北方はその御歎と申し、又これの御事と申し一方ならぬ御思ひに思召し沈ませ給ひて打伏させ給ひしが去三月二日遂にはかなくならせ給ひて候ひぬ。今は姫御前ばかりこそ奈良の姨御前の御許に忍うておはしける。その御許より御文の候。」

とて、取出いて奉る。僧都これを開けて見給へば、有王が申すに違はず書かれたり。奥には「などや三人迄流されさせ給ひて候人の二人は召還されて候に今一人残らせ給ひて候やらん、あはれ高きも賤しきも女の身程云ふかないなき事は候はず。男の身にても候はば渡らせ給ふ島へもなか尋ね参らで候べき。この童を御供にて急ぎ御上り候へ。」

とぞ書かれたる。僧都この文を顔にあてて暫しはとかうの事をも宣はず。やゝ有て涙を押へ



て、

「是見よ有王よ、この子が文の書き様のはかなさよ。それ程に俊寛が心に任せたる身ならば、如何てか三年の春秋をばこの島にては送るべき。今年は十二になると覺ゆるがその程はかなくてはいかてか人にも宮仕をもして身をもたすくべき。」

とて、泣かれけるにぞ人の親の心は闇にあらねども子を思ふ道に迷ふとは今こそ思ひ知られけれ。

この島へ流されてより後は曆も無ければ、月日のたつをも知らずたゞ自ら花の散り葉の落つるを見ては三年の春秋を知り、蟬の聲麥秋を送れば夏と思ひ、雪の積るを冬と知る。白月黒月の變り行くを見ては三十日をわきまへ、指を折りて數ふるに今年は六になると覺ゆる幼き者もはや先立けるごさんなれ。西八條へ出し時、此子が我も行かんと慕ひしを、やがて歸らうとするぞと慰めおきしを、今の様に覺ゆるぞや。それを限りとだも思はましかば、今しばらくもなどか見ざらん。是等がさ様に先立(ち)けるをも今迄は夢現にも知らせざりけるぞ。親と云ひ子と云ひ夫婦の縁を結ぶもこの世一つに限らぬ契ぞかし。命をいかにも思ふも是等を今一度見ば、今思ふ事ばかりこそ心苦しけれどもそれは生身

なれば歎きながらも過さんずらん。さのみながらへて己に憂目を見せんも我身ながらつれなかるべしとて自おのづからの食事を止め、ひとへに彌陀の名號を稱へ、臨終正念に住して、有王渡つて二十三日と申すに僧都庵の内にて遂にはかなくなり給ひぬ。年三十七とぞ聞えし。

有王空しき御姿に取(り)つき奉り天に仰ぎ地に伏して、心のゆく程泣き飽きて、  
「やがて後世の御共仕るべう候しかども、この世には姫御前ばかり残らせ給ひて、後世弔ひ奉るべき人も候はず。暫しながらへて御菩提を弔ひ奉つらむ。」

とて、臥處を改めず、庵をきりかけ、松の枯枝蘆の枯葉をひしと取(り)かけて藻鹽の煙となし奉り、茶毗事をいぬれば、御骨をとり頸にかけ、又商人船の便たよりにて九國の地にぞ着きにける。それより急ぎ僧都の御女の忍うておはしける御許に參て、ありしやうを始よりこまかくと語り申す。

「なか／＼御文を開けて御覽せられてこそいと御思はまさらせ給ひしか。件の島には硯も紙もなき所なれば、思召されつる御事どもはさながら空しうてやみ候(ひ)ぬ。今は生々世々を送り他生曠劫をば隔て給ふとも、いかてか御聲をも聞き、御姿をも見參らせ給ふべき。たゞ如何にもして御菩提をよく弔ひ參らせ給へ。」



と申(し)ければ、姫御前聞きもあへ給はず、臥しまろびてぞ泣かれける。やがて十二の年尼になり奈良の法華寺に行ひすまして父母の後世を弔ひ給ふぞあはれなる。

有王も俊寛僧都の遺骨を首にかけ高野へ上り奥の院に納めつゝ、蓮華谷にて法師になり、諸國七道修行して主の後世をぞ弔ひける。か様に人々の思ひ歎きの積りぬる平家の末こそ怖しけれ。

つじかぜ  
颯

さる程に同じき五月十二日の午の刻ばかり都には辻風おびたゞしう吹いて人屋多く顛倒す。

風は中の御門京極より起つて坤の方へ吹いて行く。棟門平門吹(き)ぬいて、人々の家々四五町十町ばかり吹きもてゆき、桁、長押、柱等は虚空に散在す。檜皮、葺板の類多の木の葉の風に亂るゝが如し。只舎屋の破損するのみならず、命を失ふ輩も多し。牛馬の類數を盡いて打殺さる。おびたゞしう鳴りどよむ音かの地獄の業風なりとも是には過ぎじとぞ見えし。是たゞ事にあらず、御占あるべしとて神祇官にして御占あり。今百日のうちに祿を重んずる大臣の愼み、別しては天下の大事、並に佛法王法ともに傾きて兵革相續すべしと神祇官の陰陽寮ともに占

い奉る。

### 醫師問答

小松の大臣はかやうの事共に萬づ心細くやなられけん、その比熊野參詣の事ありけり。日數経れば本宮證誠殿の御前に参りつゝ靜かに法施參らせて、夜もすがら敬白せられけるは、

「親父入道相國の體を見るに惡逆無道にして、やゝもすれば君を惱まし奉る。重盛長子として頻りに諫を致すと雖も身不肖の間彼以て服膺せず。その振舞を見るに一期の榮華猶危し。枝葉を連續し親を顯はして名を揚げん事難し。此時に當つて重盛苟うも思へり。なまじひに列して世に浮沈せん事敢て良臣孝子の法にあらずや。しかじ名を遁れ身を退いて今生の名望をなげすてて來世の菩提を求めんには。但凡夫薄地是非に惑へるが故に志を猶ほしいまゝにせず。南無權現金剛童子願はくは子孫繁榮絶えずして仕へて朝廷に交るべくは、入道の惡心を和げて天下の安全を得しめ給へ。榮耀又一期を限つて、後昆恥に及ぶべくは重盛が運命をつゞめて來世の苦輪を助け給へ。兩箇の求願ひとへに冥助を仰ぐ。(原本「おちす」とあり。今改む。)」

と肝膽を碎いて祈念せられたりければ、燈籠の火の様なる物の大臣の御身より出て、ばつと



消ゆるが如くに失せにけり。人數多見奉りけれども恐れて是を申さず。

大臣下向の時岩田川を渡られけるに嫡子權亮少將維盛淨衣の下に薄色の衣を着て夏のことなればなにとなう水に戯れ給ふ程に、淨衣の濡れて衣にうつつたるがひとへに色のやうに見えけるを、筑後守貞能見咎めて、

「あれは如何に、御淨衣の濡れて衣にうつつたるがよにもいまはしげに見えさせましく候。急ぎ召換へらるべうもや候らん。」

と申しければ、大臣

「さては我所願既に成就しにけり。敢て其淨衣改むべからず。」

とて岩田川より別して熊野へ悦びの奉幣をぞ立てられける。人あやしと思へども其心をば得ざりけり。然るにこの公達達眞の色を著給ひけるこそ不思議なれ。大臣下向の後いくばくの日數を経ずして病つき給ひぬ。權現即御納受あるにこそとて祈禱をも致されず、又療治をもし給はず、其比宋朝より優れたる名醫渡つて本朝にやすらふ事ありけり。折節入道相國は福原の別業におはしけるが、越中前司盛俊を使者にて小松殿へ宣ひ遣されけるは、

「所勞愈大事なる由その聞えあり。かけては又宋朝より優れたる名醫渡れり。折節是を悦びと

す。よつて彼を召し請じて醫療をも加へしめ給へ。」

と宣ひ遣はされたりければ、大臣扶け起され盛俊を御前へ召して對面ありけり。

「先づ醫療の事は畏つて承り候と申すべし。但し汝もよく承れ。延喜の御門はさばかの賢王にて渡らせ給しかども、異國の相人を都の内へ入れられたりし事をば末代迄も賢王の御誤、本朝の恥とこそ見えたれ。況んや重盛程の凡人が異國の醫師を王城へ入れん事國の恥にあらずや。漢の高祖は三尺の劍をひつさげて天下を治めしかども淮南の黥布を討ちし時流矢に當つて疵を蒙る。后呂太后良醫を迎へて見せしむるに醫の曰く、「此疵治しつべし。但し五十斤の金を與へば治せん。」といふ。高祖宣はく「我(ま)もりの強かし程は多くの戰に逢うて疵を蒙りしかども其痛なし。運既に盡きぬ。命は則天に在り、扁鵲といふとも何の益かあらんや。しかれば金を惜むに似たり。」とて五十斤の金を醫師に與へながら遂に治せさりき。先言耳にあり、今以て甘心す。重盛苟くも九卿に列して三臺に登る。その運命を測るに以て天心にあり。何ぞ天心を察せずして、愚かに醫療をいたはしうせんや。所勞もし定業たらば醫療を加ゆるとも益なからむか。又非業たらば療治を加へずとも助かる事を得べし。かの耆婆が醫術及ばずして大覺世尊滅度を拔提河の邊に唱ふ。是則定業の病癒さざる事を示さんが爲なり。治するは佛體なり、療するは耆



婆なり。定業若し醫療にかゝはるべう候はば豈釋尊入滅あらんや。定業猶治するに堪へざる旨明けし。然るに重盛が身佛體にあらず、名醫又耆婆に及ぶべからず。たとひ四部の書を鑿みて百療に長ずといふともいかでか有待の穢身を救療せん。たとひ又五經の説を詳かにして衆病を癒すといふとも豈先世の業病を治せんや。若しかの醫術によつて存命せば本朝の醫道なきに似たり。醫術効驗なくば面謁所詮なし。就中本朝鼎臣の外相を以て異朝浮遊の來客にまみえん事且は國の恥、且は道の陵遲なり。たとひ重盛命は亡ずといふともいかでか國の恥を思ふ心を存ぜざらん。其やうを申せ。」

とこそ宜ひけれ。盛俊泣く／＼福原へ馳せ下り、かく由かくと申(し)ければ、入道相(國)  
「國の恥思ふ大臣上古に未だきかず。まして末代にあるべしとも覺えず。日本に相應せぬ大臣なれば如何様にも今度失せなんず。」  
とて、急ぎ都へ上られけり。

七月二十八日小松殿出家し給ひぬ。法名をば淨蓮とこそつき給へ。やがて八月一日の日臨終正念に住して遂に失せ給ひぬ。年四十三、世は盛りとこそ見えつるにあはれなりし事共なり。入道相國のさしも横紙をさかれしをもこの人のおはして、やう／＼に宥め宜ひつればこそ世は

今日迄もおだしかりつれ、明日よりして天下に如何ばりの事か出來んずらんとて上下皆歎き合へり。前右大將宗盛の卿のかた様の人々

「世は只今大將殿へこそ参りなんず。」

とて、勇み悦び合はれけり。人の親の子を思ふ習ひは愚かなるが、先だつだにも悲しきぞかし。況んや是は當家の棟梁當世の賢人にてまませば、恩愛の別れ家の衰微悲んでも尙餘りあり。されば世には良臣を失へる事を歎き、家には武略のすたれる事を悲しむ。凡はこの大臣文章うるはうして心に忠を存じ才藝すぐれて詞に徳を兼ね給へり。

## 無文

天性この大臣は不思議第一の人にて未來の事をも兼て語り給ひけるにや。その故は去ぬる四月七日の夜の夢に見給ひける事こそ不思議なれ。たとへば或濱路をはる／＼と行き給ふに、傍に大なる鳥居のありけるを、大臣

「あれは何の鳥居やらん。」

と問ひ給へば、



「春日大明神の御鳥居なり。」

と申す。人群集したり。其中より大なる法師の頭を太刀の先に貫ぬき高くさしあげたるを、大臣

「あれは何者の頸ぞ。」

と問へば、

「平家太政の入道殿の悪行超過せるによつて、只今当社大明神の召取らせ給ひて候。」

と申すと覺えて夢覺めぬ。

「當家は保元平治より以來度々の朝敵を平げ勸賞身に餘りて、帝祖太政大臣に至り一族の昇進六十餘人、二十餘年の以來は樂み榮えて、又立並ぶ人も無かりつるに、入道の悪行によつて當家の運命の末になるにこそ。」

と思召して、御涙を流させ給ふ。折節妻戸をほと／＼と打敲く。大臣

「何者ぞあれ聞け。」

と宣へば、瀬尾太郎兼康が

「今夜餘りに不思議の夢を見て候程に、申(し)上げんがために、夜の明くるが遅う覺えて參り

て候。御前の人を遙に退けさせ給へ。」

と申しければ、大臣人を遙に退けて對面ありけり。見給ひたりつる御夢に少しも違はず、具に語り申したりければ、

「さてこそ兼康は神にも通じたるものかな。」

とて大臣も感じ給ひけり。その朝嫡子權亮少將維盛臨へ參らむとて出た、れけるを大臣喚び奉て、

「人の親のか様の事申せばをこがましけれども、御邊は人の子にはすぐれて見え給へり、あれ少將に酒勧めよ。」

と宣へば、筑後守貞能御酌に參りたり。

「是をば少將にこそとらせたけれども親より先にはよも賜はらじ。」

とて大臣三度酌んでその後少將殿にぞさ、れける。少將又三度受けて見え給ふ時大臣

「あれ少將に引出物せよ。」

と宣へば、畏り承つて錦の袋に入つたりける御太刀を一つ持つて參りたり。少將是は當家に傳はる小烏と云太刀やらんと嬉しげに見給へば、さはなくして大臣葬の時用ゆる無文の太刀な



り。少將氣色變つて見え給へば、大臣  
 「それは貞能がとがにばあらず、大臣葬の時はいて供する無文と云ふ太刀なり。日來は入道殿  
 如何にもなり給はば、重盛はいて伴せんとこそ存知しが、今は重盛入道殿に先立ち奉らんずれ  
 ば御邊に賜ふなり。」

とぞ宜ひける。少將とかうの返事にも及び給はず。涙を押へて宿所に歸り其日は出仕もし給  
 はず、引被いてぞ臥し給ふ。其後大臣熊野へ詣り下向して幾何の日數を経すして病ついで失せ  
 給ひけるにこそげにもと思ひ知られけれ。

燈籠

又この大臣は當來の浮沈を歎いて六八弘誓の願に準へて、東山の麓に四十八間の精舎を建て  
 一間に一づゝ四十八の燈籠を懸けられたりければ、九品の臺目の前に輝き光耀鸞鏡を瑩いて、  
 淨土の砌に臨むかと疑はる。毎月十四日十五日を點じて大念佛ありしかば、當家他家の人々の  
 許より若う壯なる女房達を請じて一間に六人づゝ二百八十八人の尼衆と定めて大臣行道の中  
 に交り、一向この兩日が間は一心不亂の稱名の聲退轉なし。さればかの來迎引接の悲願もこの  
 處に影向を垂れ、攝取不捨の光もこの大臣をのみと照し給ふかとぞ覺えたる。十五日の日中を  
 結願として、大臣西に向つて手を合せ、南無安養世界の彌陀善逝、三界六道の衆生普く濟度し  
 給へと廻向發願し給へば、みる人慈悲心を起し、聞く者感涙をぞ催しける。それよりしてこそ  
 此大臣をば燈籠大臣とは申(し)けれ。

金渡

すべてこの大臣は滅罪生善の御志深くまし／＼ければにや、我朝にいかなる善根をしておいた  
 りといふとも子孫相續いで後世弔はれん事あり難し。他國に如何なる善根をもしおいて後世弔  
 はれんとて安元の頃ほひ、鎮西の方より妙典といふ船頭を呼びのぼせ、御前の人を遙に退けて  
 對面ありけり。金三千五百兩召寄せて、

「汝は聞ゆる大正直の者なりとて五百兩をば汝に得さす。三千兩をば宋朝へ渡いて千兩をば育  
 王山の僧に引き二千兩をば御門へ參らせて田代を育王山へ申し寄せて重盛が後世弔はすべし。」  
 とぞ宜ひける。妙典是を賜はつて、遙の煙浪を凌ぎつゝ、大宋國へぞ渡りける。育王山の方丈  
 佛照禪師徳光に逢ひ奉つてこの由を申したりければ、隨喜感歎し給ひてやがて千兩をば育王山